

第百十六回国会 参議院社会労働委員会會議録第九号

平成元年十二月十四日(木曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

十二月十四日

辞任

西田 吉宏君
香脱タケ子君
乾 晴美君

補欠選任

吉川 芳男君
林 紀子君
栗森 喬君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

浜本 万三君

委員

小野 清子君
佐々木 満君
永久八重子君
高桑 栄松君
尾辻 秀久君
木暮 山人君
清水嘉子君
田代由紀男君
田中 正巳君
前島英三郎君
吉川 芳男君
菅野 壽君
日下部徳代子君
深田 肇君
堀 利和君
木庭健太郎君
香脱タケ子君
林 紀子君
栗森 喬君
乾 晴美君

委員以外の議員

小西 博行君
西川 潔君
小西 博行君
山本 正和君
山田 健一君
塩出 啓典君
香脱タケ子君
乾 晴美君
下村 泰君

同務大臣

厚生 大臣 戸井田三郎君

政府委員

社会保障制度審議会事務局長 岸本 正裕君
厚生大臣官房総務審議官 加藤 栄一君
厚生大臣官房審議官 伊藤 卓雄君
厚生省児童家庭局長 古川貞二郎君
厚生省年金局長 水田 努君
社会保険庁運営部長 土井 豊君
兼内閣審議官 七瀬 時雄君
労働省職業安定局高給・障害者対策部長 此村 友一君
常任委員会専門員 藤田 隆成君
経済企画庁総合計画局計画官 乾 文男君
大蔵省主計局共済課長 尾原 榮夫君
大蔵省主税局調査課長 富田 辰郎君
大蔵大臣官房企画官

労働大臣官房政
策調査部総合政
策課長 池田 克忠君

本日の会議に付した案件

- 国民年金法等の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)
- 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)
- 原子爆弾被害者等援護法案(山本正和君外九名発議)
- 国民年金等公的年金の改悪反対、改善に関する請願(第七七号外二件)
- 児童福祉法の一部改正に関する請願(第八九号外八〇件)
- 脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願(第九一號外九件)
- 年金制度改悪反対に関する請願(第一一二号外二七件)
- 国立明石病院の存続と充実に関する請願(第一五六号外三件)
- 労働時間の短縮に関する請願(第一六七号)
- 看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(第三七三號外一件)
- 年金制度改善に関する請願(第五三四号外一〇八件)
- 年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請願(第六六二一號外二三件)
- 年金制度の改悪反対、改善に関する請願(第六七六号外一三件)
- 年金・健保改悪反対に関する請願(第六九〇号外六件)
- 福祉の充実に関する請願(第七九三號外一六件)

- 国民医療改善・年金改善に関する請願(第九六八号外一件)
- 看護職員百万人体制の確立に関する請願(第一一三二號外二〇件)
- 国民医療改善に関する請願(第一三五六号外二一件)
- 年金改善に関する請願(第一三八〇号外三件)
- 年金制度の改悪反対等に関する請願(第一四七九号外三九一件)
- 育児休暇の早期制度化に関する請願(第二〇一號)
- 年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(第二一〇七号外二四件)
- 原爆被害者援護法の制定に関する請願(第二二三号外二七件)
- 全労働者を対象にした育児休業の制度化に関する請願(第二二六二一號)
- 保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願(第二三三二號外六六件)
- 保育制度の堅持と充実に関する請願(第二三二六号外一一件)
- 育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願(第二五四八号外一三件)
- 国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願(第二六四四号外四件)
- 育児休業法の早期制定に関する請願(第二六九二號外一〇二件)
- 公的年金制度の一元化を目指す年金改悪反対に関する請願(第二九〇八号外七件)
- 国民医療の改善に関する請願(第三〇四一號外三件)
- 国民健康保険制度の財政基盤強化に関する請願(第三二〇六号外三件)
- 被爆者援護法の制定に関する請願(第三三二三号外五件)

○保育所制度の充実に関する請願（第三七一九号 外二六件）

○学生・大学院生の国民年金一律強制加入反対等に関する請願（第四二四五号）

○年金の改悪反対、改善に関する請願（第四四〇号 外一七件）

○中国残留邦人の帰国方法の改善に関する請願（第四六八一号）

○暮らしと福祉の充実に関する請願（第四七四〇号 外三件）

○保育・福祉の充実と育児休業・看護休暇の制度化に関する請願（第四九〇号）

○継続審査要求に関する件

○委員長（浜本方三君） ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○堀利和君 私が質問となりますと、また障害者の問題かというところで耳にたこができるかと思ひますけれども、きょうも障害者の問題につきまして質問させていただきます。

前回、私の五日の質問のときに年金局長が、公的年金で暮らせない障害者は親がかりかあるいは施設に収容ということを御答弁されたわけですが、障害者本人の意思にかかわらずに施設に入らざるを得ないということについて、障害者の立場からすれば、これは本人の意思にかかわりございせんから、いわば収容されてしまうということが言えるかと思うんですけれども、やはり本来行政の側では収容という言葉は不適切だということに思ひます。現在では入所とかいうことを言っておりますので、ぜひその辺はお考えいただきたいと思ひます。

四、五日前私は、東京都の療護施設ですけれど

も、都内に施設をつくるのが土地の価格上昇のためにできない等で山梨県の方に都立の療護施設がある。そこに入居されていた方から、本当は自分は台東区に住んでいる人間で都民だけれども施設に送られたために山梨県にいらんだ、施設から出て東京に住みたいけれどもどうも周りが許してくれない、何とかしてもらえませんかという話を私は受けたんですね。しかし、本当に自分の無力さをそのときは痛感したんですけれども、やはり一人の市民として自分が住みたいところに住めるように、本当に厚生省としても努力していただきたいなということを強くお願いしたいと思ひます。

それで、やはり前回の私の質問の最後のときに、大臣から意外な答弁をいただきました。制度間矛盾における障害者の無年金については、既に国会の委員会でも取り上げてあるわけだけれども、なかなか前向きな御答弁をいただけなかったわけですね。しかし、大臣からは、ひとつ検討したい、考えてみたいという御答弁をいただいたわけでございます。

この問題は、中卒、高卒の十代で、精神障害者の方に多いんですけれども、旧法の厚生年金半以内あるいは共済年金一年以内に初診日があつてやめられた場合、障害年金がおりない、また国民年金の場合には他の公的年金に加入していたというところでこれまた対象にならないということから障害年金が支給されないということで、結局無年金のままにいらるわけですね。

これについて、やはりもう一度大臣から前向きな御答弁をいただきたい。国連障害者の十年も総仕上げの段階に入りましたので、ぜひ御検討をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣（戸井田三郎君） 我が国の公的年金制度は、保険料の拠出を行つた者について年金給付を行う社会保険方式をとつておるところであります。

【委員長退席、理事永久八重子君着席】
前回改正により、学生で任意加入していない方

以外、保険料の滞納がない限り障害年金を支給することとしたわけでありまして、御指摘のように、そのときどきの支給要件に該当しなかつたために無年金となつた方々をさかのぼつて救済することについては、公的年金制度の基本にかかわる問題であるだけに非常に困難な点が多いことは、前回のときに局長がいろいろと御説明申し上げたところであります。

社会保険方式のものでその救済が可能なのかどうかについて今後検討していくという意味で私は検討してみたいということを言いましたが、私の基本的な理念の中に、私個人の理念の中に、この自由経済社会の中でお互いが公平な土俵の上で競争することができるといふ状況を確保するといふことが国の大きな責任の一つである、私はかように考えておるわけでありまして、社会でもそういつた考え方に立つていくべきである。そういうことから考えると、障害者を持つておられる方が果たしてそのハンディをどういうふうにか克服していくかという上におけるいろいろなことを我々は考えていかなきゃならない。そういうところに向けて、もう一度何かそういう前回御指摘のような状況の中で新たな考え方をかむことができるかどうか、そういう意味で真剣に検討すべき課題の一つであるということは今でも私は同じであります。そういう観点に立つて、もう一度検討してみましようという意味でお答えをしたように思っております。

○堀利和君 ぜひ前向きにお願いしたいと思ひます。

あわせて、退職時脱退手当金を受け取つてしまひまして、在職中に初診日があつてもやはりまた無年金で苦しんでいる方もいらつしやいますので、あわせてその方々の問題も御検討願ひたいというふうに思つております。

次に、前回にも取り上げさせていただいたんですけれども、幼いときから障害者であつて二十から無拠出の障害基礎年金を受けている方にとつて、子供の加算の問題というのは非常に大きな意味を持っております。やはり受給権時に子供がいるかどうかということを考えれば、その二十の段階で子供をもうけるあるいは育てるということはほとんどあり得ないことでして、一般的にも大体二十代、三十代において子供を生み育てるということが一つのライフサイクルだと思ひわけです。

そういう点からいまして、幼いころからの障害者にとつて、二十の段階で障害基礎年金を受けて、そのときに子供がいなければ、その後結婚してあるいはそういうことから子供ができた場合子供加算がつかないということは非常に不合理であると思ひますので、この点についてももう一度大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（水田努君） まず、お答えする前に、前回、先生の御質問で施設収容という言葉を使ひましたことは、大変不用意で申しわけなかったことをおわび申し上げたいと思ひます。

私ごとで恐縮でございますが、私の長男は重度の精神でございまして、五歳から施設にお世話になつておりますので、施設にお世話になるということの意味合いは親としては十分承知しておるつもりでございます。従来の施設に飽き足らずに、三十人の親と五年前に自分たちで施設をつくつたわけでございますが、今御指摘のように、私どもも大変地域やいろんなところから排斥をされて、やつと丹沢の山ろくに施設をつくつて運営をしておりますが、施設運営の厳しさも一面において実感しているわけでございます。私の子供も、おかげさまで一級の障害年金を受けているわけでございます。

お尋ねの二十前障害者については、新しい制度ができましたときに、その時点で保険事故が発生したものと擬制して、その時点で子供がいる場合には加算の対象にするということにいたしておるわけで、社会保険方式で年金制度を運営いたしておりますので、どうしても権利発生時点でのそのときの生活の状態で着目してやるといふ建前が、これは前回もお答え申し上げましたが、年金、医療、労災すべてを含めてそういう保険に共通した

システムでございますので、これをいじるといふことについては相当やはり各級の検討を加えてやらなければならぬ。年金だけで単独に決める問題ではございませんので、どうかひとつ今後全体的に展望してそのあり方について検討するといふ課題にさせていただきたい、このように考えておる次第でございます。

○堀利和君　ぜひ御検討をお願いしたいと思ひます。

次に、旧法におきまます若齢老齢年金の件について、やはり復活していただきたいといふこともお願いしたいと思ひます。厚年年金ですと、女性が一十五歳、男性六十歳の支給ができるわけですから、四十歳以上で二十年の加入期間があれば、障害者になった場合、三級程度の障害であつても二級という形で年金の支給があるわけですから、こういういいところはぜひ改正後の現在の制度においても復活していただきたいと思ひますけれども、どうでございますか。

○政府委員(水田努君)　前回の改正で、基本的に年金の仕組みを組みかえたわけでございます。いわゆる重複支給というものは極力排除する、そのかわりに漏れない制度をつくる、こういうふうな観点から、亡くなられた山口年金局長が非常に努力をされて、整合性ある年金制度ということを再構築されたわけでございます。

それ以前でございますと、厚生年金の老齢年金の支給資格期間を満たしてリタイアをして、それから六十歳の開始年齢を待っている間に障害者になりますと一切救済の道がございませんので、その時点で、例えば四十五歳であつても若年老齢年金という形で老齢年金を支給することによって稼働能力の喪失を補てんするという形をとつていたわけでございますが、今回の年金制度の再構築に当たりましては、障害基礎年金で一生を通じてカバーできるという基本的な仕組みを組み立てた、こういうことでございます。二十前の障害については、二十になった時点で障害が発生したものと擬制して、それは障害基礎年金を保障する。それ

から二十から五十九歳までは、その間当然一定の納付要件を満たしている方については、障害が発生した場合に障害基礎年金を保障する。それから六十歳から六十四歳までの間は、やはり事故が発生した場合に、二十から五十九歳までの加入期間について所定の保険料の納付が行われている場合には同じく障害基礎年金を出すといふことで、どの断面をとつても所定の保険料を納めておれば必ず障害基礎年金を出す、こういう完全な保障体系がとられましたので、厚生年金における若年老齢年金の支給の必要性がなくなったので廃止をしたわけでございます。せつかくのお尋ねでございますが、きれいに制度的に整備をしたものにまたいろいろな意味の重複支給を復活していくといふことは、せつかくの前の重大事業をいばまた体系的に乱すことになるので、せつかくの御提言でございますが、私どもとしては採用することは困難である、こういうふうに考えている次第でございます。

○堀利和君　この問題とちょっと関連しまして、全身体障害者の場合、二十ごろから働き始めますと、健康者のように五十五歳あるいは六十歳まで働き続けるというのは大変困難であるわけですから、ライフサイクルから見ても、今や人生八十年と言われておりますが、やはりこれまた全身体障害者の場合には、なかなか健康者のように健康な体を持った方のように八十まで果たして生きるのかどうか、この辺のやっばり寿命の問題がありまされども、そうした観点から見まして、保険料を納め、二十代三十代一生懸命働いてきた全身体障害者にとつて、どうしても働くことが負担になり、障害が重くなつたりしてやめざるを得ないという事態が多少あるわけですね。

こういう場合に、それによつていわゆる障害基礎年金を受けるといふことになりますと、それまでいたっていた給料から収入がもう一挙にダウンするわけですね。そのために療養施設に入らざるを得ない状態が起こつてきたりするわけですから、これも、こういう全身体障害者のライフサイク

ル、あるいは働いて保険料を納めて障害がそれなりに重くなつてやめざるを得ない、掛金は掛け捨てになつてしまふ、こういう事態を避けるためにも、全身体障害者のそういう仕組みというのか、制度というものも考え願ひないでしょうか。

○政府委員(水田努君)　恐らく今の先生のお尋ねは、二十前障害で障害基礎年金をもらいながら自立して一生懸命働いて、厚生年金に加入をして、厚生年金は二十五年の資格期間で、現行でございますと六十歳から支給される、こういうことになりわけですが、当然六十歳からは基礎年金とそれから老齢厚生年金が出ますので、その選択関係といふことになつてまいるわけでございます。今の先生の御指摘は六十歳で生きられなかった場合と、うするんだ、掛け捨てになるのではないかと、これが御指摘の事項ではないかと思ひます。

この問題につきましては、いづれ公的年金一元化のときに、やはり老齢年金なり障害年金なりの支給要件について、被用者年金全体の整合性という問題を広範多岐にわたつて検討するといふことに相なつておりますので、今の先生の御指摘の事項は念頭に置きながら、そういう問題の中でひとつ十分慎重に検討をさせていただきたい、このように考える次第でございます。

○堀利和君　次に、三年後失権の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

精神障害者の方あるいは内部障害者の方に結構あるんですけれども、どうしてもいわゆる精神障害あるいは内部障害の場合ですと病気がかなり背中合わせの状態であらうかと思ふんです。身体障害の場合ですと、例えば片手切断といふふうになりますと、それはそれではっきりするんですけれども、いわゆる精神障害者の場合極めて不安定であるわけですね。精神障害が軽くなつて社会復帰に向かつていって、そうなりますと三年間支給停止といふことになりまされども、その三年後にいふ回復した状態になつたときに失権という状態になつてしまふわけですね。

はかなり長期にわたつての不安定というものがありますから、一時的に回復、いわゆる治癒された形になつても、また五年後あるいは六年後に再発する形での精神障害が重度化するといひますか、ということがあつてしまふのです。このときに失権という状態になつてしまふとまた無年金という状態になりますから、失権三年といふことを、なぜ三年かといふことも少々疑問なんですけれども、この点についてお考えを改めるといひますか、失権三年といふのをなくすやうなことといふのはどうなんですか。

○政府委員(水田努君)　従来は障害等級に該当しなくなると直ちに失権という形をとつていたわけでございますが、今先生御指摘のやうな不合理があるといふことで、四十四年の改正のときに、三年間該当しなくても觀察をして、その間に再発すれば当然また権利が、基本権は残してありますので、支給停止という形をとつておりますので、支給停止を解除するといふ形で、できるだけ先生の御指摘のやうな事態が生じないようにということとでこの三年といふものが設けられたといふふうに私も承知いたしております。

三年を超えてそういう事態が発生するケースといふのが先生は精神障害者の場合にあるんだと、こういう御指摘でございますので、私もよくそこらあたりの実態を今後三年後、失権後に再発するケースがどの程度あるかといふ実態もひとつよく把握をさせていただいて、その上でどう対処するのが適切なのか、この問題についても今後の検討課題として、宿題として残させていただきたいと、このように考える次第でございます。

○堀利和君　御検討願ひするといふことで、大変心強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

次に、任意加入におきまして学生時代加入していなかったために、そのときに障害を負い障害者になつた方が結局無年金の状態にあるといふことも前回の質問でも取り上げさせていただいたんですけれども、これをまたちょっと取り上げてみた

と思うわけです。

前回の質問のときに年金局長は、こういうケースについては本人、親の自覚が問題だというふうに言われたわけです。私は、やはり制度の不備によるものが大きな原因としてあるんじゃないかというふうに思っているわけです。

そこで、基本的なところから御確認をさせていただきたいのですが、この任意加入におきまして保険加入権者は学生本人であるわけですね。

○政府委員(水田努君) 任意加入を申し出るのは学生本人でございます。

○堀利和君 ところが、学生ですから収入はないと見ていいと思うんです。そうなりますと、この保険料納付義務者はだれになりますでしょうか。

○政府委員(水田努君) 学生みずからの場合もあり得るかもしれませんが、原則的には連帯債務を負うところの親になるケースが多いのではないかと思います。

○堀利和君 それで、今後強制加入ということになるかと思いますが、強制加入の場合には何らかの形で免除制度が設けられるというふうに聞いております。それまでのこの任意加入においては、任意ですから免除というのではないと思うんですけれども、これは当然免除はないわけですね。

○政府委員(水田努君) 任意加入の場合には免除という制度はございません。

○堀利和君 それで、強制加入になった場合、免除制度が設けられるということでございますけれども、法律に基づいて法定免除制度と申請免除制度に基づいた形で免除になるのか、あるいは新たに基準を設けた免除制度になるのか、どうなるのでしょうか。

○政府委員(水田努君) 法定免除は考えておりません。申請免除ということを考えております。

○堀利和君 そうしますと、現在は任意加入ですけれども、今後強制加入になった場合に、やはり扶養義務者、納付義務者である親の方に経済的な

問題から申請免除制度において免除されるという状態があると思うんですね。こういった状態というのは、任意加入においてもやはりそういった状態の学生、また親といいますが納付義務者というのも多数おられると思うんですね。そう考えますと、単に本人、親の自覚でもって任意加入において加入しなかった、できなかったというだけでは、強制加入の場合免除になるであらう状態の方にとっては、やはり任意加入の現在においてもそういう経済的な理由から入りたくても保険料を納められないから入れないという方がやはりおられるという推測がつくと思うんですね。

そういうことから考えますと、やはり任意加入ですからももちろん免除制度はございませんけれども、そういった考えからどうもやはり本人、親の自覚ではなくて制度の不備として、学生時代に障害を負ったがゆえに無年金状態になってしまったというところが結果としてあると思うんですけれども、そういった考えに基づいて制度の不備から改めて救済をしなければならぬというふうにはお考えにならないでしょうか。

○政府委員(水田努君) 国民年金制度を普及させますまでの間には、三十六年からスタートいたしましたので、大変な苦勞を重ねて今日まで至っているわけでございますが、その間においてサラリーマンの妻それから学生というものは一応強制加入の対象から外していただけてございまして、そういう意味におきましては、今回の六十年改正によってサラリーマンの奥さんは強制加入にするということ、それから今回の改正によっていわゆる学生についても強制加入にするということによって完全な年金体制が整備される、こういうことになるわけでございます。

完全な皆年金体制前の問題、これは三十六年以前にもある問題でございまして、それを制度の欠陥と見るのか、発展過程の一つのどうしてと見るのか、これは見方の問題ではないかと思うわけでございます。

○堀利和君 学生時代に障害を負って障害者になった方の無年金というのは非常に大変なことだと思っております。聞くところによりますと、五千人から六千人ほどいらっしゃるというふうにも聞いておりますけれども、ぜひこれはまだ年金制度の発達段階の問題だということではなくて、やはり今私が言いましたように、強制加入における免除者というのもおおむねのことになるわけですから、そういった状態の方が任意加入段階で入りたくても同じような経済的な理由、所得が少ない、そういった理由で入れなかったということがあったと思うんですけれども、そういうことを考慮してぜひ前向きにお考えいただきたいというふうに思います。

次に、やはり無年金の問題をしばらく取り上げさせていただきましたら、昭和三十七年以降は国籍条項が外れまして、在日朝鮮・韓国人の方も国民年金にも入ることができるようになりました。昭和五十六年までは国籍条項があつて入れないという、いわば政治的といえますか制度の問題としてあったと思うんです。

私は、在日朝鮮・韓国人の方というのは、まさに戦前強制連行によって無理やりこの日本に結果として住まざるを得ない状態だと思っております。やはり、戦前の不幸にして日本の軍国主義が朝鮮の方々を強制的に我が国に連れてきたということだと思っております。その一世あるいは二世の方が障害になって、結局二十過ぎていてということから無年金の状態にいらっしゃるわけです。

そういうことから考えれば、私はまだまだ戦後は終わってないといえますが、そういった戦争の処理が終わってないというふうにも思うわけです。本当の意味で戦後の解決のために見れば、やはり

在日朝鮮・韓国人の障害者の方々の無年金を一日も早く改善しなければならぬだろう。これは国の責任だということに私は思います。あわせて、その強制連行によって日本に住まざるを得ない一世の方も結局年老いていくわけですから、老齢基礎年金についてもやはり同様の考え方をすべきじゃないか。これは我が国のやはり責任だということに私は思いますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(水田努君) 先生の御指摘の事情、理解できないではないわけですが、これは国民年金という制度の中で解決すべき問題なのかどうか、これはやはり検討を要する問題ではないかと思っております。非常に恐縮でございますが、国民年金というのは社会保険というシステムをとっておりますので、加入後において一定の所要の保険料を納めるという要件を満たして、事故が発生した場合に対応するという基本原則があるわけでございます。また、残念ながら今の御指摘の事項は国民年金という制度の中で解決をしていくということとは私は困難であらうかと考えておる次第でございます。

○堀利和君 私、この問題は、国民年金という保険原理を振り回して果たしていいのかどうかというふうな疑問を持します。確かに保険原理、国民年金の問題から言えば、たとえ在日朝鮮・韓国人の方でも例外は認められないということも一つの理屈ではありますけれども、やはり私が今言いましたように、戦前強制的に日本に連れてきて大変な人生を在日朝鮮・韓国人の方々に与えてしまったわけですから、これはやはり国の責任として考えなければならぬだろうと思っております。そういう点では、確かに高度な政治的な判断ということも重要だと思っております。そういう点で大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(水田努君) これは恐らく外交上の問題として、日韓条約その他の問題としてこれは処理済みの話ではないかな、こう私は考えているわけでございます。もしその見方が間違っておれば後で訂正をさせていただきますが、基本的には

日韓条約の問題として解決された問題ではないかと考えている次第でございます。

○堀利和君 大臣からも御答弁お願いします。

○國務大臣(戸井田三郎君) この問題は、今も局長が御答弁申し上げましたが、一つの年金という国内の年金制度の中にこれをどう取り扱うかという問題については、やはり在日韓国人の問題として外交上のいろいろな観点から解決した部分もあるわけで、その観点から、長い間自分の意思によらずして日本に來たという状況につきましては、日韓条約の締結の段階で解決をされておるわけでありまして、その後、在日韓国人として日本の年金制度に加入しようという意思があつて、そして加入をするという手続を経ることによって日本人と同じような待遇を受けるということができるようになつてゐるわけでありまして。

○堀利和君 それでは次に、国民年金法の六十九条あるいは七十条に関連してお伺いしたいと思ひます。

六十九条では、故意に障害またはその直接の原因となつた事故を生じさせた者については年金支給を行わないというふうにあるわけで、すけれども、不幸にしていわば自殺をせざるを得ない状態に追い込まれて自殺行為に出る、幸ひにして自殺未遂に終わったということがあるかと思ふんですけれども、このとき後遺症により障害が残る障害者になつたという場合、果たしてこの六十九条に照らして欠格事項がどうなるのかお聞きしたい。さらに七十条でも、自殺という形になつた場合に果たして遺族基礎年金が支給されるのかどうか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(水田勇君) 国民年金法第六十九条及び七十条においては、故意または重大な過失により障害の原因となつた事故を発生させた者については、障害基礎年金の支給制限する旨が規定されておりますが、御指摘のような自殺未遂によつて障害が残つた場合には、従来から自殺行為は故意または重大な過失に当たらないという取り扱いをしてきておりますので、障害基礎年金の支給制限

は行つていないところでございます。

〔理事久八重子君退席、委員長着席〕

なお、遺族基礎年金も支給の制限がない、こういうことでございます。

○堀利和君 それでは最後に老齢基礎年金の給付水準についてお伺いしたいんですけれども、既に多くの先生方からも老齢基礎年金の給付水準が低い、もう少し上げられないものか、もう少しアップできないものかというふうな御指摘があるわけなんです。ただ、給付と負担ということでどうしてもこの壁にぶつかつてしまふわけなんですけれども、老齢基礎年金は満額の場合でも五万五千五百円ということになるわけなんですけれども、やはりこれではまだまだ本當に豊かな老後生活を送るというふうにはならないだろうなというふうには思つております。

そこで、前回私がやはり質問させていただいたことに對する答弁の中で、障害基礎年金におきまして五万五千五百円に對して年金一級の方については一・二五倍が支給されるということだったわけなんです。この一・二五倍がどういう意味かということとで尋ねたわけなんですけれども、これに對しては介護を必要とする人という理解だということな御答弁があつたわけですね。したがひまして、障害者でもいわば重度の場合には介護を要する人という判断から五万五千五百円に對しての一・二五倍、六万九千三百七十円でしたかということになるという理解にあるわけなんです。

お年寄りの場合についてもひとつやはり考えていただきたいのは、現役世代としてばり働いて、六十歳六十五歳になり、人生八十年と言われるわけなんですけれども、やはり高齢者の場合は何らかの形で病氣になりやすい状態にもなりますし、元氣に暮らすということがなかなか難しくなつていくわけなんですけれども、それはやはり高齢者といふのはいわば障害者になつていくといふんですか、病氣になつたり、あるいはそれが原因でいわゆる障害という形で固定していくということがあろうかと思ふんですね。いわば人生を終えるについて

はどんなにも恐らく寝たきりになるといふんですか、これが時間的に長かろうが短かろうが、たとえ一日であらうがあるいは一週間であらうが寝たきりの状態になつていくわけです。一日とか一週間というのとはまた極端なんですけれども、これがやはり老後において一年あるいは五年というふうな状態で結局は介護を要する人となるというケースが多々あらうかと思ふんです。

そうしますと、障害基礎年金におきまして五万五千五百円に對して介護を必要とする人という解釈のもとに一・二五倍ということが支給されるわけですから、やはり老齢基礎年金においても、給付水準が全体として上がればよろしいので、すけれども、まずそれに向けて今の障害者の基礎年金の考え方、理念を踏襲して、高齢者の場合も病氣あるいは障害ということでも介護を要する人になつたときには、その時点で認定をしまして一・二五倍の給付を行つたらいのではありませんかというふうに私は考えるわけです。

ですから、六十五歳の段階で五万五千五百円をいただいている方が、あるいは六十六歳七十歳になつて病氣あるいは障害を負つて介護を必要とするようになったときには、五万五千五百円ではなくて六万九千三百七十円、一・二五倍にやはりすべきではないんだらうかというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか、大臣にお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(戸井田三郎君) 御指摘の障害という保険事故によつて給付が支給される一級の障害年金については、まさに直接的な介護費用ということではなく、障害の程度が比較的重い介護を要する人であるという考慮をいたしまして一定の増額を今御指摘のように行つたわけでありまして、一方、お年寄りの老齢基礎年金の場合も、老齢といふ保険を受ける、専門的な言葉で言つて保険事故と言ふやうであります。それに対して老後の基礎的な生活費を賄ふものとして支給されているものであります。保険事故発生後の別の要因を加味して、そういったお年寄りになつて一定の年齢に

達して支給を受け、受けてから後の要因を加味して年金額を改定するということは、これは困難に思ひます。そのために、お年寄りの老後を支えていくためには、特に介護を要する方々に対する介護というものは福祉面で別に手厚く、これからの十カ年計画を立てて従来よりもはるかに行き届いた福祉政策を実行していく、そういう観点からさらに補つていくべきものであると思ひます。

○堀利和君 確かに保険原理であり、給付と負担の関係、バランス論ということは大切なことだとは思ひます。ただやはり実態から見ても、いわば例外的措置という形でそういった厚い壁を何とか切り開いていただきたいなということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○糸久八重子君 それでは、きょうは基礎年金勘定に關しての問題からお伺いをさせていただきます。

基礎年金勘定はどんな経過を経てそのお金が動いてゐるのか、簡単に御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(土井豊君) 基礎年金勘定につきましては、各それぞれ、厚生年金でありますとか、国民年金でありますとか、共済組合でありますとか、そういうところから必要なる金額を拠出金として基礎年金勘定に集めまして、一方、必要なる給付に見合う額を交付金としてそれぞれの厚生年金等にお配りするという仕組みになつておりました。それと同時に新法基礎年金部分につきましては基礎年金勘定自体で給付をする、大体大まかに言ひましてそのような仕組みで動いております。

○糸久八重子君 私が調査したものに、よりまして、まず社会保険庁に交付金を申請して、そして一人当たりの保険料の拠出金の準備を決める、請求書を発行する、日銀に送られる、そして各年金制度ごとの特別会計勘定から基礎年金勘定に振り込みがある、そういう道の流れであるということを私は把握しておるわけです。

それで、その基礎年金勘定の管理というのはどうなつておるのでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 基礎年金勘定につきましては、国民年金特別会計の中の一つの勘定として経理をいたしております。今先生おっしゃられましたようなお金の流れがあるわけでございますけれども、国民年金特会の他の経理とは明確に区分をしてこの勘定の中で経理を行う、そのような形で運営をしているところでございます。

○糸久八重子君 お金の扱いについてはどういふふうにしておりますか。会計規定等はあるのでしょうか。その基礎年金勘定のお金の扱いについてはどうしてありますか。

○政府委員(土井豊君) 特別会計の会計規定に基づきまして処理をしております。

○糸久八重子君 その会計規定があったら、ぜひその資料をちょうだいしたいと思ひます。後ほど結構です。

私の方で調査をしたところによりますと、社会保険庁は会計上は基礎年金勘定というのは振り込みとそれから支払いのための清算勘定にすぎないのではないかと、だからペーパー上の処理をしているんじゃないかというふうに私は受け取っております。その辺はいかがですか。

○政府委員(土井豊君) 先ほど申しましたけれども、新法に基づく基礎年金、障害基礎年金の方々、そういった給付につきましては基礎年金勘定自体で給付も行うという形になっております。したがって平成三年、二年後でございますけれども、平成三年からは新しく二十五年たちまして新法基礎年金をもらう方々がふえてまいりますけれども、この方々の給付につきましては基本的には基礎年金勘定自体で給付を行うという取り扱いになるというふうに考えております。

なお、今のお金の流れという点につきましては、現在、基礎年金勘定と厚生年金あるいは国民年金、共済組合といったようなものとの間には、単なるお金の流れという見方でございましょうか、先ほど言いました拠出金と交付金というようなお金のやりとりという流れが現時点においては大きなウェイトを占めているという実態で

ございます。

○糸久八重子君 ところで、国民年金の保険料が八千円の場合に基礎年金に拠出をしているのはどのくらいなのか、私は資料を請求したんですけど大まかなものしか出てこないで余り詳しいことがその資料ではわからないんですけれども、各制度ごとに拠出金を出している人数とその金額、そして交付金を受ける受給者の数と金額、こういうものは公表されておりますか。

○政府委員(土井豊君) 拠出金の額、交付金の額というものは制度ごとに公表されていると思ひます。ただ、その積算の内訳でございまして人数については、積算の過程という形で対外的には今までのところ発表していないのではないかとこのように思ひます。

○糸久八重子君 細かい資料が請求しても届かなかったわけですから、公表されている分だけぜひともその資料は後ほどちょうだいしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

八六年改正の際に、社会党は基礎年金特別会計勘定の設定を要求いたしました。今の御答弁によりますと国民年金特会の中に基礎年金勘定がございましてそれは運営上別個になっているというんですけれども、経理は明確に行うと、そうして発足はしたわけですね。特別会計の新設については将来の検討課題として大蔵省と相談、協議するという、そういう大臣答弁がその際にあったわけですが、その後どんな検討、協議をしていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 基礎年金勘定というのを国民年金特別会計の中に設けまして、明確な形で経理を区分しているという実態が一つでございます。

それと同時に、基礎年金自体は国民年金法に基づく給付であるという法の建前から、私もとしては国民年金特別会計の中でこの経理を行っていくという形で国会の方にお願ひを申し上げて、今後の検討事項として今先生おっしゃられたような宿願みたいなものが残っているわけでございます。

けれども、私も再来年度以降新しく発生する基礎年度本来の受給者の給付、そういったものを考えますと、やはり国民年金特別会計の中で従来のような形で経理を明確にしなから運営していくのが現実的な対応ではないかというふうに考えておりますけれども、さらにこの前の厚生大臣答弁のこともございまして、そういう実態を見ながら今後財政当局と協議をするという考え方でございまして、よろしくお願ひいたします。

○糸久八重子君 各制度共通の基礎年金制度というものが導入されたわけでありまして、当然その基礎年金としての勘定が独立してできるようにしなければならぬ、そう思うわけですが、したがって、早くそういう状況をぜひとも社会保険庁としてもつくり出していただきたたい、大蔵省とよく相談をしてそうしていただきたたい、これを強い要望でございまして、オンラインシステムについてお伺いをさせていただきます。

社会保険庁のオンラインシステムは七九年から稼働して、後期計画も今年度で終了された、そう伺っております。どんな制度の、どのくらいの人たちがこれによってカバーされているのでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 昨年二月をもちましてオンライン計画は一応完成したというふうに考えておりますけれども、現在のこのオンラインの対象でございますが、まず被保険者で申しますと、政管健保千五百八十六万人、船員保険十六万人、厚生年金保険二千七百六十八万人、国民年金、これは第二号被保険者を除いておりますが、三千五百九万人、合計七千四百二十九万人というものが六十二年度末における対象人員でございます。

また、年金の受給者ももちろんこの中でやっておりますけれども、六十二年度末で申しますと、厚生年金保険、国民年金、合計いたしました一千九百万人というのがこのオンラインの対象の人員といたしているところでございます。

○糸久八重子君 大変な人数をカバーしているそ

のオンラインの設備の財源は一体どこから出ていて、そしてどのくらいかかったのでしょうか。

○政府委員(土井豊君) オンラインのスタートいたしましたのは昭和五十四年度からでございますけれども、昭和六十三年度までの約十年間に一千四百億円程度この開発その他の経費として充当しております。また、平成元年度におきましては元年度予算として三百四十四億円という予算を計上しておりますので、両方合わせまして約一千七百億円程度という状況でございまして、

財源でございましてけれども、一般会計、それから各特別会計の保険料、これらをもとにしまして開発を行ってまいりました。特に保険料のウェイトが大体八割から九割、年度によって違いますがけれども、かなり大きなウェイトを占めておりますけれども、これはそのような仕組みでオンラインを実施するに当たりまして、当時の社保審の厚生年金部会の御意見等も伺ひましてそのような形で踏み切らせていただいたというように経緯になっております。

○糸久八重子君 一千四百億円の内訳ですけれども、それをお伺ひしたいんです。

○政府委員(土井豊君) トータルで見ますと、一般財源が二割、保険料財源が八割という感じでございます。

○糸久八重子君 その保険料財源の九割は主としてどこから出ているんですか。

○政府委員(土井豊君) 厚生保険特会が約八割でございます。それから国民年金特会の方が二割、そういう内訳になっております。

○糸久八重子君 このオンラインの設備は社会保険庁のものですか、それともNTTのものなのでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 使用料を私も払っておりますので、機械等の所有権自体はNTTが持っております。

○糸久八重子君 そうすると、NTTからリースをしているということですね。そうすると、リースをしているその代金というのは大体年間ど

のぐらいかかるものでしょうか。

○政府委員(土井豊君) ヘッド、ソフト合計いたしまして、平成元年度予算で申しますと三百四十億という数字でございます。

○糸久八重子君 その三百四十億円の経費の内訳というのは、どこからどうやって出ているんですか。

○政府委員(土井豊君) ヘッドが五十九億、ソフトが百四十億、その他端末が百九億、それ以外が電力等々のものでございまして、ちょっと細かいところまで正確にわかりませんが、大体そんな内訳になっております。

○糸久八重子君 それはどこにどういふふうに使われるかという、三百四十億円のその内訳なんですけれども、実はその三百四十億円というのはどこから出ているんですかと、そう伺ったんです。

○政府委員(土井豊君) 先ほど申しましたように、約一割が一般会計から繰り入れをしている、残りの九割につきましては厚生保険特会、船員保険特会、国民年金特会から繰り入れをする、そういうような形で計上をいたしております。

○糸久八重子君 このシステムは、これから一元化に向けて恐らく共済等も入ってくるのではないかと思いますけれども、伺っておりますとかなり厚生保険特会から入っている。国民年金それから厚生年金が負担をしているというのはやっぱりおかしいし、こういうオンラインシステムを使用しているすべての制度がやはり持つていかなきゃならないと思うんですね。特に、設備をする財源で八割を厚生保険特会が持つていっているのもやっぱりちょっとおかしいんじゃないかという気持ちがありました。こういう設備代というものは、やっぱり先ほど申しましたとおり各制度が全体で拠出をするか、または国庫で当然これは持つべきだろうと、そのように私は思いますし、またオンラインにかかわる諸経費の三百四十億円というのも非常に高いと思うんですね。

ですから、そういう意味で、できれば専門家に

よるこれらの報酬の検討委員会みたいなものを設置していったらどうかと私は思うのですが、その辺の御見解はいかがでしようか。

○政府委員(土井豊君) 私どもとしては、現在、厚生年金、国民年金、その他医療保険であります。政管健保等を含めまして社会保険事業の実施運営をしているわけでございしますが、基本的には一般会計から約二百億円の金を入れておりまして、それ以外に保険料財源を使うというように運営をしております。

ただ、先生おっしゃるように、オンラインに保険料財源を使い過ぎるんではないかという点の問題点というのは、私も当初からそのような問題点については十分留意をいたしております。先ほども申し上げましたけれども、社会保険審議会の厚生年金部会、現在の年金審議会の前身でございますけれども、そこに一応御相談を申し上げまして、例えば支払回数等をふやすとか、あるいは年金相談に適切に対応できるとか、あるいは裁定事務等を非常に短縮化するとか、あるいは受給者へのサービス向上という観点から、保険料をそちらの方に使うということについてもやむを得ないという御意見もちょうだいいたしまして踏み切らせていただいたという経緯がございます。

したがって、今直ちに先生おっしゃるような形で今後どうしたらいいかということについてお答えできませんけれども、そのような問題意識は持つておりますので、今後とも内部で検討させていただきますというふうに思います。

○糸久八重子君 この件につきまして、大臣はいかがでしようか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 今政府委員からお答えいたしましたように、先生御指摘の点を私も聞いておりまして、やはりそういう意味でさらに検討を、今の答弁でもお話しするように今までも検討しているようでありまして、さらに今まに御指摘の点につきまして検討を重ね、先生の御意見を十分に聞き入れた形で対応の方法といいま

すか、今までの中においてもっとはっきりさせるという意味での検討を重ねていきたい、かように思います。

○糸久八重子君 財政調整をめぐって、厚生年金の積立金というものは政府の御用金なのか、それとも厚生年金被保険者と年金受給権者のために年金給付を確実に保障するための積立金なのか、大変疑問に思われる動きが多いわけですね。

そこで、具体的には財政調整問題は私はきょうは触れませんが、年金審議会の意見の中にも、日本鉄道共済年金の赤字の分析と自助努力の内容と金額が示されることが絶対の条件であると、そう書かれてあるわけですね。鉄道共済の赤字の仕組みも複雑で、正直言ってなかなか私にはわかりにくい。そういう数値も国民の前に明らかにされていい。こんな状況の中で、財政調整という名前のもとに各年金から拠出を要求するところのも大変納得のいかないところが多いわけですね。したがって、やはりこういう数値というのは国民の前にはっきりと出していただきた

い。これは私の要望でございます。

続いて、数理委員会の問題について伺いをさせていただきます。

社会保障制度審議会の中に数理担当官を置くようになったのはいつからで、そしてどういう役目をしていられるのでしょうか。

○政府委員(岸本正裕君) 今の御質問でございますが、五十四年の四月に年金制度基本構想懇談会、これ厚生省の諮問機関でございますけれども、そこからは報告書が出されまして、その内容の中で年金数理委員会の設置ということが提案されたわけでございます。この目的とすると、これは公的年金制度の財政状況の検証等につきまして総合的な分析、検討を行うような組織でございます。機関、こういうものの設置を提唱されたわけでございます。そういう御意見を受けまして、政府部内では公的年金制度調整連絡会議等の場を通じてこの具体化を検討されたというふうに聞いています。

十五年の十月一日から社会保障制度審議会の中に年金数理部会を設置することになったわけでございます。

今の御質問では、その部会を補佐する事務スタッフとして年金数理官というものが置かれており、これでございますが、経緯は今申し上げたとおり、この年金数理部会が設置されることになりました。その部会のメンバーである年金数理の専門家の委員の方々の活動を補佐する事務スタッフとして、いわば総括の責任者という形でこの数理官が置かれたわけでございます。

○糸久八重子君 どういう役割をしていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(岸本正裕君) 年金数理官の役割というのは、社会保障制度審議会の中に置かれております年金数理部会の活動を補佐するということとございまして、年金数理部会の役割は、今申し上げましたように公的年金制度の総合的な分析検討を行い、必要に応じて勧告、提言等を行うこととでございます。

具体的な年金数理官の仕事ということで御説明申し上げますと、そういう部会活動を補佐するために、審議資料の作成でございますとか、部会におきます委員への説明でございますとか、また事務柄によりましては所管省庁との連絡調整、こういうことが主な内容になっていくわけでございます。

○糸久八重子君 その数理官がいろいろ部会の活動を補佐するための資料の作成等々というお話があったわけですが、政府とかそれから政党とかのいろんな周りの圧力から自分の姿勢がきちっと守れるのかどうか。やはりこの数理担当官というのは、一片の事務をするという形ではなくて、もっと社会的な名譽のある専門職のようにさせなければいけないというふうに考えるんですけれども、その辺のことについてはいかがでしようか。

○政府委員(岸本正裕君) 年金数理というものは極めて社会保障の分野でも専門性の高い分野でござ

いまして、そういう年金数理部会のメンバーというの専門家によって構成されております。それを助ける事務スタッフというの専門家でなければ動まらないという面を持ってあります。そういう意味で、数理という分野でございまして、いろいろな外からの圧力というんでしょうか、そういうものには全く無縁ないわばアカデミックな学術的な分野でございまして、非常に重要な役割を担っていると思っております。

これから基礎年金等ができて、また将来の一元化というところを見据えますと、給付内容の共通化ということが起こってまいります。そういう中で、共通の尺度で年金の財政を長期的にチェックをする、こういう機能というのがあります。それにふさわしいような責任を伴う地位としてそういう年金数理官というものをきっちとしたものにしていくということは非常に大切なことだ、先生の御指摘のとおりであるというふうに考えております。

○糸久八重子君 昨年の十月二十七日に出された年金数理部会第二次報告書の中に「各国の年金財政報告の取扱い」が示されておまして、それを拝見いたしました。詳しいことは私の方から申し上げませんが、やはり各国並みに年金財政の情報公開を促進する方策が必要だと私は思うんですけれども、その辺の御見解はいかがでしょう。

○政府委員(岸本正裕君) 昨年の十月二十七日に社会保障制度審議会の中に置かれております年金数理部会が第二次報告というものを発表いたしましたわけでございます。その中で強調しておりますことの二つは、「年金数理担当者の役割」といたしまして、「年金制度の現状と将来についての確かな情報を幅広く提供していくことである。」ということを指摘しているわけでございます。

この第二次報告の発表とあわせて、社会保障制度審議会では年金財政の情報公開を促進するような方策が必要であるという趣旨で会長コメントを発表しているわけでございます。そ

の中で、諸外国で行われておりますような情報公開の仕組みというものが今後日本での情報公開を考えていく際に大きな参考になるのではないかと、そういう趣旨の提言をいたしております。私も、そういうことが政府部内においてできますれば大変結構なことだ、そういうふうになることを望んでいるわけでございます。

○糸久八重子君 年金審の意見書の中にこういうことが書かれておまして、「公的年金制度の安定的運営と公的年金に対する国民の信頼を確保していくためには、年金財政の状況とその将来展望を明確にしておくことが不可欠であり、年金財政の公表の原則を確立する必要がある。」確かにそう書かれておるわけです。その後半に「そのために、年金財政に関する必要な調査と年金財政の改善に関する報告の権限を有する「年金財政に関する行政委員会」を設けることが急務である。」という書かれておるわけですね。そういうことを受けて、やはり年金財政に関する調査権とか報告権を持つ行政委員会の設立は必要なんではないかなというふうに考えるんですが、その辺についてはどういう御見解をお持ちですか。

○政府委員(水田努君) 私も、年金審議会から昨年の十一月に御意見をいただきました。実現できなかった唯一の点がその点で、非常に残念である、こう思っているわけでございます。

行政委員会でございますが、国家行政組織法の三条で言う機関なのか八条の機関を指すのか、この点は定かじゃございませんが、三条委員会になりますと一番典型的なのが公取でございますが、そういう機構はちょっと無理ではなからうか。そうしますと、八条委員会として調査、報告の権限を持つておりますのは社会保障制度審議会でございます。事実上、今数理部会というのがございますが、これを法律を改正して恒常的な制度に格上げをして運営をしていただいたらどうだろうかという点が一つ。それから、社会保障制度審議会には一応各党の国会議員さんが参加しておられる。そういう意味においても、法案の審議との連続性とい

う観点から考えても非常にいいんではないか。こういうことで私も総理府の岸本事務局長に改組をお願いしまして、大変岸本事務局長に各省交渉をお骨折りいただいたんですが、制度間調整法を出すまでに関係各省の合意に達することができなくて、残念ながら今国会提出に間に合わなかったわけでございますが、来る一元化に先立って、ぜひこれは粘り強く政府部内の調整を図って、社会保障制度審議会設置法の改正を行うという方向で厚生省も総理府をバックアップしながら進めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

○糸久八重子君 それでは、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、学生の強制適用問題については先だって私も質問をしたわけですが、引き続き、再度この問題についてお伺いをさせていただきます。

衆議院で国民年金法等改正案に対する附帯決議がつけられましたけれども、その第三項の後半に、学生の保険料負担が過大にならないよう「免除基準につき、適切な配慮を行うこと。」というふうに書かれています。厚生省はどんな配慮を行う所存なのでしょう。

○政府委員(水田努君) 今回の改正案を出すに先立ちまして諮問しました年金審議会からも親の負担が過大にならないようにという答申をいただきました。さらに衆議院の附帯決議においても同趣旨の、適切な配慮を行うべしという御注文をいただいているわけでございます。これにどのように対応しているのかというのがいいのかということ、現在、国民年金保険料負担能力調査というものを全国規模で実施いたしておりますので、その調査結果を踏まえて適切に対処をさせていただきます。

○糸久八重子君 そのお答えはこの前お伺いしたんですが、それではその調査というのは一体いつごろ集計をして結果が出るのでしょうか。

○政府委員(水田努君) 一応、本年度末までに集

計、解析を行いたい、こういうふうに考えて準備を進めているところでございます。

○糸久八重子君 厚生省の案ですと、二十歳を過ぎた学生は住民登録をしていて自分が世帯主であれば、自分の所得が一定限度以下である限り保険料免除の対象となるのでしたね。しかし、仮にアルバイトで一定限度を超えた所得があったとしても、何のためにアルバイトをするかということなんです。それは当然そのお金はこれから学業を続けていくために必要な生活資金というふうで考えると、機械的に徴収をすべきではない、そう私は思うのです。

十二日にもこのことをちょっと申し上げたんですけれども、世帯主としての学生に一定水準を超える所得があったとしても、保険料の額を軽減して、そして後日、社会人、職人として自立してから追納するという道が選択できるようにすべきではないかなというふうに考えるんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 学生でも例外的には高額な所得を得る人もあり得ようかと思っております。例えば、医学部の大学院生なんかで既に国家試験を終え、医師の資格を得て病院にアルバイトに行くというような場合は相当高額な収入を得るといってケースもあるかと思っております。アルバイトを一律所得とみなさないということはやはり社会通念的に見て問題があると思っております。そこはやはり課税の対象となるような所得のある者には、十分実態を把握した上で、免除することがいいのか保険料を課す方がいいのか個別に適正な判断ができるような基準を設けてまいりたいと思っております。

次に、学生について一種の学割保険料をつくったかどうか、こういう御提案ではないかと思うわけですが、やはり大学に行けないで自家営業、家事に従事している同世代の人の感情を考えますと、そういう方から見れば学生は大変恵まれた人、こういうことに相なるかと思っております。やはり他の被保険者とのバランスを考えると、

と、そういう軽減保険料を設定するということはいかがなものかと逡巡せざるを得ない、こう思っているわけでございます。

○糸久八重子君 親と同居する学生は世帯主である親に保険料納付の義務がある、そしてその学生本人に所得があろうがなからうが全く無関係に負担しなきゃならない。これは、下宿先などで住民登録をした学生の場合と比べてやはり著しい不公平ではないかと、そう思います。

衆議院の附帯決議で、「免除基準につき、適切な配慮を」とあるわけですね。これは、親が低所得者、つまり所得税とかそれから住民税非課税者ならば免除する、これは当然と考えるわけですが、その上さらにその対象をもう少し拡大するように配慮せよ、そういう意味と私は受け取っているわけですが、この辺のことはいかがでしょう。

○政府委員(水田努君) 学生を適用するということは、免除基準のあり方についていろいろと従来と違った見直し、検討をしなきゃならぬ要素があるうかと、これは先生の御指摘のとおり率直に私も感じしております。例えば下宿している学生というものは、住居というのはいくつか免除と、松幸之助の息子さんが免除というのでは世の中なかなか納得しないのではないかと。そういう面もある中で、従来の、当然に仕送りは課税所得にならないから免除の対象というのを学生に直ちに適用することはいささか問題であるし、それからサラリーマンについては、一切課税対象であるからどんな重い教育費を負担している免除の対象にしない、こういうふうには言い切ってしまうのも問題ではないか。

だから、いろんなケースについて私も今実態調査をいたしておりますので、そのケースを見て、やはり世の中の人からバランスを失しているということを言われないような形で均衡のとれたものでつくっていかなくちゃならぬし、余り精密過ぎて市町村が実際の事務に乗りぬということにな

つてもいかぬし、その両方の兼ね合いを見ながらひとつ適正なものに持っていきたい。そのために衆議院の段階で、保険料の免除適用に混乱が起きないようにとわざわざ施行が一年延ばされたという経過もそういうところにあるうと思っておりますので、慎重の上にも慎重を期して基準の設定をしてまいりたい、このように考えている次第でございます。

○糸久八重子君 それなら具体的にちょっと伺いますが、これは年金局長の私見で結構でございますけれども、今申しましたとおり、親と同居する学生の場合はその親が学生本人の所得と関係なく負担せられる、大変不公平だと先ほど申し上げたんですが、そういう不公平をなくすためにはどうしたらいいか、どういった方策が考えられるか、いかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 私見でもいいから言ってみる、こういうテストを受けているわけでございますが、やはり予見を持って対応いたしますといふところから、私も一応年金行政の責任者でございまして、単なる私見では通らなかつたと思ひますので、やはり十分慎重な検討をして、各方面ともいろいろ御相談した上で適切なものをつくりたい、こう思っておりますので、いましばらく時間の猶予をお与えいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○糸久八重子君 国民年金法八十八条を見ますと、「世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う」、そうありますね。学生を強制加入させるのならば、この条文によって同世帯にいる学生の分を世帯主である者が支払わなければならなくなるわけですね。つまり同居している学生は、その本人の所得のあるなしにかかわらず親が納付する義務があると、この法律に縛られてそういうことになるわけですが、けれども、やはりどうしても不公平が生ずるわけなんです。

これは糸久私見なのですけれども、そういう不公平をなくすためには国民年金法を改正するより

ほか方法がないと思うのです。私の意見は、国民年金法の九十条に、いろいろありますが、「これを納付することを要しないものとする」ことができる。「つまり免除の規定があるわけですね。その次に、「学生の被保険者に対しては、政令で定めるところにより保険料を減免することができ」という、そういう一条を加えていけば、当然これは現行法が免除だけの規定ですから、そこに減額することができるといふ、それができるのではないかと、そういうふうに考えるのです。

だから、そういうような条文をつくれれば、この条文に基づく政令で、親元によろがそれとも下宿をしようが、学生被保険者本人の所得に着眼をして、一定額以下は免除になり、一定額以上ならば軽減という形をつくられるのではないかと、思うのですが、そういう私見に対してはどういう御意見をもちでしょうか。

○政府委員(水田努君) 先生の御意見も貴重な御意見であるかと思ひますが、私どもはやはり基本的に保険料を納めていただくという体系のもとで、負担できない方に不公平が生じないような免除基準を設定するというところで問題の解決を図っていきたく、かように考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

○糸久八重子君 では、十二日の論議の中で、制度の谷間で無年金者となつてしまつた障害者に対して、きょうは堀委員からの質問もあつたわけですが、追納という形で納付する道がないかという質問に対して、法の体系からいって保険料を納めて受給をするというのが本来と、今もそういう趣旨の御答弁であつたと私は解釈するわけですね。

それならば、私はいつも疑問に思つてゐるんですが、八六年改正でサラリーマンの無業の妻は三号被保険者となつたわけですね。つまり、世帯単位という考えの中で世帯主が払ふことになつた、そして基礎年金の受給権を得たというこの前の改正であつたわけです。この人たちは学生よりも負担能力があると私は思ひます。また、国民年金の

一号被保険者と比較しても大部分は負担能力があるのじゃないかと思ひます。現に、八六年の三月までは六百七十万人もこの人たちは国民年金に加入していたわけですね。

私は八六年改正のときも女性の年金権の確立という、言うならば無業の妻の場合も保険料を支払うのは当たりまえだと主張してきたわけですが、政府はこれに対して、夫が払っているという答弁を繰り返してましたね。この前の質疑の中

の同僚委員の質問の中でも、局長はどのように答弁をいたしましたか。

私はどうもその辺が納得できないもので、いろいろと資料を集めてみました。同じ給料等級をもらつて、八五年の五月一日現在、そして八七年の五月一日現在の保険料を幾ら払っているかというのを比べてみたんです。そして二組の夫婦を使ひました。片方は妻が専業主婦なんです。片方は共働きです。そこで比べてみたところが、全く保険料というものが金額は変わつてないんですね。そうしますと、やっぱり夫が妻の部分も払っているというのではないんですね。夫たちが払っているというふうなことがなんじやないのかと私はそう思うんですけれども、年金局長、その辺の御見解はいかがですか。

○政府委員(水田努君) 基礎年金の拠出金の算定基礎には、三号被保険者すなわちサラリーマンの奥さんの届け出をなされたものを各制度から申告をしていただきまして、毎年の一人当たり拠出額というものを二号の対象者の場合と同じ頭数で計算をいたしまして、それぞれの制度に拠出額の賦課をお願いいたしておるわけでございます。それは結果的にいってだんなさんが負担する保険料の中に転嫁をいたしました、このように私どもは理解をいたしておるところでございます。

○糸久八重子君 結果的にはサラリーマンの無業の妻の保険料というのは被用者保険加入者全体で受け持っているんだと、そういうことなんでしょ

う、局長。

○政府委員(水田努君) 結果においてはそのよう

になっております。

○糸久八重子君 どうも厚生省は、女性に夫に扶養されるという意識が非常に強い、平等の考え方が非常に甘いと言わざるを得ないわけですね。

十二日の遺族年金の論議の中で、遺族年金は三十五歳以上の寡婦に四十歳から支給する、しかし若妻には出ませんよと。若妻というのは再婚するであろうし働くであろうからと答弁をなさいますね。若くして夫を亡くしても必ず再婚するとか、それからまたしなければならぬということではないんですよ。将来一人で過ごす場合もこれは十分あり得るし、生き方はさまざまなんです。こういう考え方が貫かれていくから、やっぱり三号被保険者というふういものが生まれてきたんではないかなと、そう私は思います。その辺のところについては厚生省はどうお考えですか。

○政府委員(水田努君) 大変進歩的だと言われた山口局長がおつくりになったんで、大変フェミニストでもあったし、そういうことは絶対なかったんではないか、こう私は信じておるところでございます。

○糸久八重子君 ところでもう一つ伺いたいんですけど、その三号被保険者というのは国民年金基金には入るんですか。

○政府委員(水田努君) 一号被保険者で付加年金に加入している方の国民年金に加入する道が開かれている、こういうことで結果において入れない、こういうことでございます。

○糸久八重子君 そうすると、やはりこれはこの前の論議の中で離婚した場合の例などがありました、いつもやはり女性は下積みで置かれていて、そして定額の基礎年金部分だけしか受け取れないと、離婚すれば上積みで職域年金部分も全くなくて定額の基礎年金だけで一生送れと、そういうことになりまして、甚だ同性の女性といたしましてこれらの制度はもっと変えていかなきゃならないなど、そうつくづく思うところでございます。

それでは、男女平等という意味でもう一つ続け

てお伺いしたいんですが、これも十二日に同僚委員の質問がありましたが、妻が死亡した場合に夫にも妻と同じ条件で遺族年金を支給すべきではないか、そういう内容の質問がありましたけれども、政府は、我が国の年金制度が世界に誇れる水準に達している、そうおっしゃっておられますけれども、この問題に関して西ドイツとかそれからアメリカ等、諸外国の制度というのはどうなっておりますか。

○政府委員(水田努君) 急遽の調べで必ずしも正確でございせんが、西ドイツの場合には、老齢年金を受給しているかまたは五年以上の被保険者期間を有している妻が死亡した場合には、その妻に扶養されていた夫はその年齢のいかにかわりなく老齢年金の額の四〇%の支給を受けることができるということになっていようございませう。

アメリカにおいては、二十二歳以降死亡時までの期間の四分の一以上の期間年金に加入している妻が死亡した場合、その死亡した妻に生計維持をされていた夫が六十歳以上であるかまたは六十歳未満であつても十六歳未満の子を扶養している場合には妻の老齢年金の七五%が支給される、このようになっているようでございます。

○糸久八重子君 仮に我が国では遺族年金をそこまでする必要はないとしても、現行制度では、夫とか両親とか祖父母の場合に、被保険者が死亡した時点で五十五歳以上になっている者に対して六十歳から遺族年金を支給するということになって、六十歳から遺族年金を所得能力が低下した六十歳から支給するといふことはやむを得ないとしても、被保険者が死亡した時点で五十五歳以上になつていないけれどもならないといふその必然性は一体どこにあるんでしょね。

それから、五十五歳以上という支給要件を撤廃して、年齢に関係なく六十歳になつた時点で遺族年金を支給すべきだと、そう思うのですが、その辺はいかがでしうか。

○政府委員(水田努君) 私どもは、ヨーロッパと日本の場合はいろいろと社会慣行その他の違いがあるかと思ひますので、同一に論ずることが適切かどうか必ずしもわかりませんが、我が国の場合、妻に扶養される夫というものは働けないだけの身体上の障害がある場合が通常ではないかと思ひます。そういう方の場合には、おのおの障害年金をもらつておられる方が多いのではないかと一応推測できるわけでございますが、五十五歳以上の高齢になつてそういう状態になつた場合には、障害年金に該当すればいいですが、しない場合はなかなか就職の機会に乏しい、十分な所得を得ることができないといふような実態に着目して、五十五歳以上といふふうな決められたものであらうと考えておる次第でございます。

○糸久八重子君 今の時代はいろいろ変わつてまいりまして、これからはやはり妻が積極的に前へ出て働いて夫が家庭にいらる場合もこれは想定できるわけですね。ですから、やっぱり古いそういうこだわり方をなさらずに、これからの時代にマッチしたような制度をこれから考えていくのが一歩前進した厚生省のあり方ではないかなと、そのように考えるところでございます。

細かい問題に入りたいと思ひますが、障害年金の支給基準が厚生年金と国民年金との間で相違があるという問題なんです。例えば例を挙げますと、人工肛門とか人工膀胱造設者の場合に、厚生年金では造設と同時に支給となりますけれども、国民年金においては体の疲労度等の条件が整わないと支給されない。なぜこのような取り扱いになったのでしうか。

○政府委員(土井豊君) ただいまの人工肛門あるいは人工膀胱を装着している人の障害年金の問題でございますが、一級、二級の場合の取り扱いにつきましては厚生年金、国民年金、基本的に同じでございます。一級の場合といたしまして、その状態が日常生活の用を便すること不能ならしめる場合といふような場合に一級、それから、日常生活に著しい制限を受けるような場合は二級という

ような取り扱いになっております。ただお話のとおり、厚生年金には三級という制度がございますので、国民年金と違う場合が生じておまして、人工肛門あるいは人工膀胱等を設置すればその方は日常生活に、今言った一級、二級に該当しないような場合であつても三級の適用をするという違いが現在ございます。

○糸久八重子君 全く同じ状態でありながら厚生年金では障害年金が支給される、国民年金では支給されない。これは本当に不平等な扱いであると言わざるを得ないわけですが、国民年金についても三級の障害年金を設けるべきではないかと思ひますが、その辺はいかがでしうか。

○政府委員(水田努君) 一応国民年金は、すべての国民に障害が生じた場合に同じ基準で平等に取り扱う、こういうことで生活能力の喪失という観点からこれはすべて整理がなされているわけでございます。

従来から厚生年金の区分と二級については違ひがあつて、国民年金の二級の方が厚生年金の二級よりも範囲が広かつたのでございまして、そういう点については従来三級で扱つていたものを基礎年金の中に組み込みまして、一部は拡大するといふことで整理をし、厚生年金の場合の三級というものは、勤労者であるものですから労働能力に障害があるためにやはり従前所得に比して所得が失われる、それを補完するという意味で、在職老齢年金で低所得者の補完をしているような、やや似たような発想であらうかと思ひますが、独自給付として設定をしているわけでございます。これは厚生年金が勤労者であるという点に着目した独自給付といふことでその差については御理解を願ひたいと、このように思つておる次第でございます。

○糸久八重子君 今後の課題にしていきたいと思ひます。次に、被保険者への貸付制度の問題についてお伺いたします。年金福祉事業団の被保険者への貸し付けというのは、一九七三年以来住宅資金と

限定されておりますね。しかし、最近の教育費の高騰の事情などから、むしろ子供たちの進学や結婚などを対象とした貸し付けを望む声が非常に高くなっているわけです。貸付制度の用途をもっと拡大して、子供たちの進学や結婚なども対象にした貸付制度を新設すべきであらうと考えますけれども、いかがでしょうか。そしてもう一つ、その貸し付けの限度額についても三百万円程度まで認めていけないものなのだろうか。その二つについて御答弁ください。

○政府委員(水田努君) 私は年金局長三年半ぐらいになってしまったのでございますが、その途中で、年金福祉事業団で教育ローンがでないかというところを真剣に一時検討した時期がございました。

ただ、検討いたしますと、やはり年金積立金という貴重な金を使うものですから回収をしなきゃならぬ、こういう問題があるわけで、その担保をどうするか、そういう問題が出てまいるわけでございます。事業主に貸し付けて事業主から転貸をする、事業団は事業主から返済をしてもらう、そういう方法を一時真剣に検討したことがあるわけでございますが、いかんせん最近大変な住宅資金の需要が増大してまいっております、そちらの資金を確保するだけでも容易ならざる事態になつておりまして、私もその教育ローンにつきましては今後ぜひ検討はさせていただきたいと思っておりますが、限られた還元融資枠の中で今直ちに教育ローンについて採用することができなかろうか、ちょっと現状においては見通しが困難な状況にあるというのが実情でございます。

○糸久八重子君 その住宅貸し付けの限度額をもう少し余計にするという考えはいかがなんですか。

○政府委員(水田努君) これは現在加入期間によつて限度額がふえておりますが、二十五年以上加入しておられる方は最高千三百五十万円まで借りられるようにしております。これにつきましては、明年度も限度額の引き上げということで理財局と

交渉をいたすつもりでおりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

○糸久八重子君 次に、年金の収入が給与所得から雑所得になりましたね。受給者が確定申告をすることが必要になったわけですね。本人ももちろんこれは大変だし、また税務当局もこれは非常に事務量がふえて大変だ、そういう状況なんですから、その年金収入の雑所得扱いというのはやめるべきではないかと思っておりますが、その辺はいかがでしょう。

○説明員(尾原榮夫君) 御指摘のように、昭和六十二年九月の改正で、公的年金等につきましては給与所得から雑所得へというふうに変更されたわけでございます。

それで、今お尋ねの点は、年末調整が受けられなくなるので確定申告の事務がふえる、それで年金受給者の方も、あるいは我々の税務当局側も大変ではないかという御指摘でございますけれども、これから御説明するようないくつかから見ますと、過重な事務負担を負わせるということにはならないではないかというふうに実は思っているところでございます。

第一点は、公的年金等についての雑所得についても源泉徴収が行われているわけでございますけれども、この源泉徴収を行う場合には、基礎控除あるいは年金受給者の世帯構成に依りまして配偶者控除とかいろいろな各種控除をきめ細かく入れた源泉徴収制度になっているわけでございます。したがって、こういう工夫によりまして免税額と源泉徴収額が大きく変わらないう仕組みになっているというところが第一点でございます。

それから第二番目に、年金受給者の御夫婦の場合の課税最低限でございますけれども、六十五歳以上の場合で三百一十八万円に上っているわけですね。一般の勤労者、給与所得者の場合、御夫婦です。課税最低限は百九十二万八千円ということになっておりますので、非常に高い課税最低限になっているわけでございます。したがって、多くの年金受給者はこの線に達しないということが言

われるわけでございます。したがって、こういう方は扶養親族の申告書を年金支払い者に提出いたしますと、そもそも源泉徴収をやっていたかなくともいいということにもなっているわけでございます。

それから最後に、公的年金以外にいろいろな所得のある方がおられるわけでございます。こういう方々は前からやっぱり確定申告をしていただいているというところでございまして、新たな事務負担がつけ加わるということは余りないのではないかとこのように思っております。

したがって、ことしの三月初めてこの申告が行われることになったわけでございますけれども、税務署の窓口でも混乱したということはないかと。また、新しい方式へ移行したことは事実でございますので、こういう課税制度になりましたというその周知徹底、広報の面ではさらに努力させていただきたいと思っております。

○糸久八重子君 たまたま私の身辺は共済年金受給者が多いものでして、非常にこの問題が大きい取り上げられまして、確定申告についての学習会を持ったり大変な騒ぎであつたわけなんです。そういうことなので、ちょっとこれをお伺いをしてみたところでございます。

それでは、あと大分まだ残りがあるんですが、それをやりますとまた時間がオーバーしてしまいますので、その辺はしりまして、これはこの法案審議に関係がないことなので、緊急な問題でございまして取り上げさせていただきますかと思ひます。

これは国立病院の再編成に対することでございまして。国立病院・療養所再編成のための譲渡の第一号になりました鹿児島県の国立療養所阿久根病院、これが民間移譲になったところですが、この問題をめぐって、譲渡を認めた市議会が民意に背いている、そうして市議会の解散を求めましてリコールが成立をいたしました。そしてこの月末には市議会の選挙というところまできておるところ

でございます。

一九八七年の国立病院再編成特別措置法案審議の際に、地元関係者のコンセンサスを得られるまで見切り発車をしない、市民の合意を得ないと移譲はしない、そのように当時の斎藤厚生大臣が答弁をしております。地元住民の反対が強い中で譲渡に携わった戸井田厚生大臣、リコール成立についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) この法案審議の過程で、私も当時社会労働委員会の理事をしておりまして経過をよく存じております。斎藤大臣の答弁についても私もその場で聞いております。

それで、結局どういふコンセンサスを得るかというところが問題だと思ひますが、再編成計画を発表したのは六十二年一月九日に発表いたしました。その後、再編成に伴う特別措置に対する法律が翌年の六十二年十月十七日に公布されて、そして同時に、その二ヵ月後に、これは出水郡というのですか、郡の医師会が厚生大臣に阿久根病院の移譲を要望してまいりました。それからさらに翌年の六月、半年後に、市議会が阿久根病院の医師会移譲を決議いたしました。それから六月三十日には、阿久根地区の医療問題協議会、そして医師会等が移譲に賛成しておられる。それからさらに十二月に、国立病院廃止の反対の陳情に対して阿久根市議会が不採択をしている。それで、阿久根市長が医師会移譲を了承する旨の市議会を答弁をいたしております。同時に、今度はその上部機関である鹿児島知事が市議会決議を尊重する旨の答弁をしている。その間には、厚生省と地元との間に何回も行ったり来たりして話し合いもしているわけでありまして。

その結果、最終的に厚生省、そして鹿児島県、阿久根市、県の医師会、郡の医師会、十月一日を目途に医師会への移譲手続を進めてきたわけでありまして。ちょうど私が就任した当時、やはり住民の非常に大きな反対があるということで、さらに厚生省からも担当の責任者を派遣してその実情調査

もいたしましたし、いろいろな手続を経た結果、既に移譲を決定しておるものでありますから、十月一日に医師会への手続を進めることで了解をいただいたわけであります。

その後、ちょうど御指摘のように市議会リコールの問題が起きまして、そしてリコールが成立をして、今度は市会の選挙が行われる。その結果を見るというと、やはり住民と市議会の決定の中にいろんな違いがあったことはリコールが成立したということと理解できますけれども、私どもといったしましては、十分なコンセンサスを得るという手続の中には、やはり市民を代表する市議会、それから市長、さらにその上部機関である県、そういったところの御意見というものが移譲を早くしてくれということでございますので、最終的な判断をいたしました。その後の結果を見るということ、一方リコールは成立いたしましたけれども、そこで働いている人たちが順調に運営されており

ますし、医療のスタッフの増員等により地域医療もむしろ充実をしてきたということでもあります。

でありますから、リコールの問題につきましては、やはり市議会の選挙ということが行われていくわけでありますから、自治体と市民との問題として別にさらに結論が出るかと思っております。これによって住民に医療のサービスの上で手落ちがあつてはいけませんので、私どもは十分監督をしてそういう手落ちのないように努力をしていきたい、かように思っております。

○糸久八重子君 大臣はさきの衆議院の予算委員
会の中で、トラブルがないよう指導している、そ
ういう御答弁をなさいましたけれども、具体的に
どのような指導をなさっているんですか。

○國務大臣(戸井田三郎君) 今申しましたように、担当の責任者である局長も派遣をして、地元との折衝状況等いろいろと踏まえまして、できるだけ努力を継続してきたつもりであります。

○糸久八重子君 一応譲渡ということで決まったようなんですが、今一番問題になっているのは阿久根病院の旧職員ですね。

そこで、今のところ二十二名は転勤をして、そして十六人が、近く二名が加わるそうなんですけれども、片道二時間かかる加治木病院に通勤をしているということですね。ですから、往復四時間のバスでの通勤というのは、朝出発が六時十分なんだそうですけれども、大変困難でだれでも通勤できるという状態ではない。現在、就職がまだ確定していない方たちが五名いるということなんですけれども、当然この方たちは身体的や家庭的な条件をいろいろ抱えているんですね。例えば現在妊娠中であるとか、身障者の年寄りを抱えているとか、それから幼児を抱えていてバス停まで非常に遠いとか、それから夫が不定期勤務でもって三人の子供の世話をするのが大変だとか、いろいろの事情を抱えているんですけれども、これらの人たちについてどういう処遇をしてくれるのか、厚生省の見解を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(伊藤康雄君) 今御指摘の旧国立療養所阿久根病院の職員のうち、退職された方を除きますと、他の国立療養所あるいは病院への転勤の御希望が出されましたので、全員そういう御希望に沿ひまして、意向調査に基づきましてそれぞれ転勤をさせていただいております。

ただ、地元で特に就職を御希望の方につきまして雇用をどうしていくかということで、実は九州地方医務局に雇用対策委員会というものを設置いたしておきまして、ここから随時近隣の自治体あ

るいは地元の医療機関等に出向きまして働きかけるといふ形で就職のあつせんに努めておるところでございます。しかし、例えばどうしても公立病院でというようなお話があつたりいたしますと

○糸久八重子君 確かに、まだ決まっていらいっし
か、そういった場合には定員のあきがないとかある
いは高年齢のためになかなか条件が折り合わない
い、こういった厳しい状況もございまして困難であ
るはございませうけれども、私どもとしては今後とも
努力を続けてまいりたいというふうに考えており
ます。

やらない方たちのいろいろな希望を聞いてみますと、市内の病院等に動めたい人だけでも年齢制限にひつかかってなかなか思うようにいかないという部分もあるんですね。やはりこれは自分の意思でこういう形になったわけではないんですから、例えば年齢制限等についても厚生省の力で、例えば二十七歳まででなければならぬというように、そういうような条件は厚生省として何とか考慮するように指導していただきたい、これは希望でございますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤卓雄君) 私どもは、これは相手

がありますこととでございますので、相手との折衝というところになるわけでございますけれども、実際に履歴書等を持ちまして従来からの責任者等が逐一回っていくという形でお願いをしておりますので、そこで先ほど申し上げましたようなあきがあるとかないとか、そういういった問題もございまして、ちょうど時期的にも中間的な時期でもございしましたので条件はなかなか難しゅうございますけれども、精いっぱい努力をしていきたいと思いま

○糸久八重子君 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは終わります。

○委員長(浜本万三君) 両案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時二十三分開会

○委員長（浜本万三君）　ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩制に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案並びに被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○沓脱タケ子君　私は、前回、年金改正の政府原

案、特に六十五歳支給という支給開始年齢の五歳繰り延べというのは、労働者、国民の反対が大変強く、まさに民意によって否定された結果になったということを申し上げました。六十五歳支給がいかに国民の実情に合わないか、これは本委員会でも同僚の方からも随分論議をされました。私も、地方自治体等に代表される意見書等を紹介いたしまして、六十五歳支給の国民の強い反対の意思表示というものを明らかにしてまいったところでございます。

私は六十五歳支給という五年延長というのを論議する角度を考えてみて、二つ視点があるんじゃないかと思うんです。その一つは、定年制や高齢者雇用の現状から見てどうなのか、もう一つは、将来はどうなるのか、こういう点が必要ではないかと思うわけです。そこで、政府は将来の問題については、六十歳台前半層の雇用の確保というものは努力をすとおっしゃっておられますけれども、可能なかどうか、その点をそういう角度から論議をしていきたいと思うんです。

労働省にお聞かせをいたしたいんですけど、定年延長に本格的に労働省がお取り組みになったのは何年ごろからですか。

○政府委員(七瀬時雄君) 定年延長、特に定年制を六十歳に引き上げるといふ行政指導はかねてやっておりますけれども、一つの目標を掲げて始めたのは昭和五十四年ころでございます。

○香脱タケ子君　そうしますと、もう十年近く努力されて、いわゆる定年延長が法律で施行されてからもう九四年になりますね。それで、今日なお六十歳定年制の普及状況というのは、何回も言われ

ておりますように六一・九%ですね。いわばまだ四〇%近くの企業が六十歳定年制さえ実施されて

いないというのが実情でございます。ここ十年の間の定年延長の推移を見てまいりまして、いわば御努力をされ出してから十年間、その間に二、三％ほど普及をしたわけです。こういうテンポでいく

ということではないでしょうけれども、しかし今後の課題として、労働省としては六十歳定年

制の完全普及、これについてのめどをどこへ置いておられるか。三年後に完全普及のめどをつけるのか、五年後につけるのか、そのあたりはどうですか。

○政府委員(七瀬時雄君) 六十歳定年の定着へ向けての努力目標は平成六年に置いておきます。

○香脱タケ子君 平成六年に完全定着をさせた、それが行政目標になりますね。これがどうなるのかという問題もありますが、その上に私非常に気になるのは、六十歳定年制の普及状況というのは地域格差が非常に大きいということを資料によって拝見いたしました。

これは労働省からいただいた資料でございますけれども、全国平均で六一・九%。それが例えば一番低いのは青森で三九・三%ですね。そして東北のあたりは大体四二%、五一%というふうに低くて、それに四国、九州等も四〇%台、五〇%台、割合低いです。そういうことになっているわけですね。年金の支給年齢というのは法定でございますから、全国一律に定められているわけですね。こういう地域格差というのは、もう年金の支給年齢には考慮の余地はないと思うんですけれども、そこで厚生省、こういうことも十分お考えの上で六十五歳支給年齢の延長の原案を御提出になったのでございましょうか。

○国務大臣(倉田三郎君) 決して行き当たりばったりにやったわけではなくして、六十一年の閣議決定でも長寿社会対策大綱、この中に「六十歳定年の定着及び六十歳台前半層を含めた高齢者の雇用・就業の場の維持、拡大を積極的に推進し、当面、六十五歳程度までの継続雇用を促進する」という閣議決定もいたしておりますし、また一方、第六次雇用対策基本計画の中でも、六十三年六月の閣議決定で、平成四年までの五カ年計画の中で、六十五歳程度までの継続雇用を中心として高齢者の雇用・就業の場を確保することが重要な政策課題となっている。そういう政府としての大きな方針を既に決定いたしております。しかも、年金の一番大事なことは、安定した給

付、そして基盤、こういったことが重要な課題でございます。一方、給付面あるいは負担面、そういう関係、もう一つは支える人と支えられる人のバランス、こういった意味で今回の場合にはそういうことを見越しながら、政府の大きな方向性とともに年金も将来計画を立てようということから段階的にスケジュールを決めて、平成二十二年までに六十五歳に移行する、こういう決定をして提案したものであります。決して場当たりに出したものではありません。同時にまたこういったことは、年金制度がそういう方向へ行くことによって、国民の多くの人が希望している六十歳台前半層の雇用確保に前進をしていくのである、私どもはかように考えております。

また現実の問題としても、現在は六十歳、法律には六十五歳と書いてありますけれども、当分の間六十歳ということになっておるわけでありまして、その六十歳の段階でも、御承知のとおり六十歳から六十五歳まで開始されている年齢は異なっても、平均して六十二歳まで前進をいたしておりますので、そういった総合的な勘案も慎重になされていくということをお願いしたいと思います。

○香脱タケ子君 大臣、大変丁寧な御答弁をいただいたんですが、私お伺いをしましたのは、例えば地域格差があるというふうなことで、それは六十歳なら六十歳、六十五歳なら六十五歳支給というの、東京におられる人も六十五歳支給になれば青森の人もそうなるわけだから、そういう点では地域の経済条件、雇用環境の違いということによって、その地域にお住まいの方は大変迷惑をこうむる結果になると思うんですが、そういうことが法案提出の際に御勘案になっていたのでございましょうかというのを伺いたしたので、その辺はどうでしょうか、局長で結構ですよ。

○政府委員(水田努君) 私どもは、年金制度は御案内のとおり画一的な制度でございまして、全国的に総じて平均的な雇用年齢の上昇に見合っている段階に引き上げるとことを考えているわけ

でございます。地方による構造的あるいは季節的、摩擦的な雇用問題というのは、それぞれの地域の季節的あるいは構造的な雇用対策によって対策が講ぜられるべきものと考えております。

○香脱タケ子君 そういう点で、六十五歳にするというところは地域的なアンバランスから考えても極めて適切でないというのを私は申し上げておるわけですが、

時間を気にいたしますので前に進みますが、結局労働省といたしましても、平成六年に六十歳定年の完全雇用を定着させたいという行政目標をお持ちになっている。将来の問題について考えてみますと、政府原案では、年金は二〇一〇年、平成二十二年から六十五歳支給ということであつたんですね。六十歳定年制の普及というのが平成六年と言われたら一九九四年ですか、それから二〇一〇年の間といたせば十五年度程度でございますが、その十五年程度の間六十歳台前半層の雇用が本当に保障できるかどうか。

これは労働省どうお考えですか、端的にそういう約束ができるというふうな確約できますか。

○政府委員(七瀬時雄君) 高齢者、六十歳台前半層を含めた高齢者の雇用を進めることは重要な政策課題であると認識いたしております。ただ、その手法につきましては、六十歳までにつきましては、我が国の雇用慣行等を尊重しつつ定年の引き上げという形でやっていく。それについて平成六年度という目標を置いておるわけでございます。

これとあわせまして、六十歳台前半層の雇用につきましても、多様な高齢者のニーズを考慮しながら計画的、段階的に六十歳台前半層についても今から取り組んでまいりたい、こういうことが私どもの気持ちでございます。

したがいまして、計画的、段階的に最大限の努力を尽くしつつ、現在の人生八十年時代にふさわしい、あるいは近い将来若年労働力が不足しているというそういう雇用環境の中で、六十歳台前半層を含めて、最大限の努力をしてみたいというところでございます。

○香脱タケ子君 行政目標はとにかくはっきりしておるわけですね。六十歳定年制は平成六年までという、これが行政目標ですね。その後は段階的に努力をするということですね、今のお話聞いたら。

○政府委員(七瀬時雄君) 雇用を進めていくやり方といたしましては、やはり現実の労使関係もございまして、計画的、段階的にやっていくということが必要だと思っておりますが、六十歳台前半層についても今から積極的に取り組んでまいりたい、こういうことでございまして。

○香脱タケ子君 それで、六十五歳の雇用確保というんですか、六十五歳まで努力をしようと申しやるのだけれども、六十歳台前半の雇用確保というのは、国民はそんなに簡単にできるかということとやっぱり疑念を持っております。それは現状から見ますと、やっぱり根拠があると思うんです。

労働省、六十歳台前半の雇用状況を見ますと、これは労働省からいただいた六十三年度雇用管理調査結果速報というのを拝見いたしました。これによりますと、例えば六十歳台前半の方々については、勤務延長制度、再雇用制度の対象となる労働者の範囲ということで御調査をなさっております。

六十二年度の調査結果を見ますと、勤務延長制度というのは、これは原則として希望者全員というのとはわずかに三一・一%、五千人以上の規模の会社では九・一%。それから再雇用制度というところでは、全企業平均で二・三%ですね、これが原則として希望者全員ということになっているんです。その後、会社が特に必要と認めた者に限るといのが平均で四五・二%ということになっておるわけでございます。それが労働白書にはこういうふうにかかれております。

「勤務延長または再雇用する場合の適用の範囲をみると、勤務延長制度と再雇用制度でやや異なるが、「会社が特に必要と認めた者に限る」とする企業が制度のある企業全体の五〇%弱を占めもつ

とも多く、「原則として希望者全員」とするものは三〇%前後にすぎない。このほか、二〇%弱の企業では「会社が定めた基準に適合する者全員」としている。ということでは、「大企業ほど、会社が特に必要と認めた者に限る」または「会社が定めた基準に適合する者全員」とするものの割合が高い傾向が見られる」ということでお述べになっておられるわけでございます。

したがって、労働者全体が勤務延長や再雇用が保障されているというわけではないんですね、今の状況を見ますと。会社が特に必要と認めた者しか再雇用されないというのが現状だということでございます。

ここでちょっと聞いておかなきゃいけません、御努力をされるとおっしゃるんだけれども、この状況というのは改善される見通しをお持ちでございますか。

○政府委員(七瀬時雄君) 継続雇用あるいは再雇用の現状について、なかなか解決しなければならぬ課題があるということは大い先生が数字でお示しになったとおりでございますが、私もどもいたしましては、若年労働者が不足傾向にある中で、また高齢者の活力を生かしていくという世間的な意識が高まってきている中でこういう問題を解決していかなければならないと思っております。すし、そういう客観情勢は熟しつつあるのではないかと、こういうふうに認識いたしております。○香取タケ子君 思いますしではあかんのですね。国民が信頼できないわけ、国民がそう甘くないと思っているというのは生活の実感から思っているところですね。

六十歳前半の雇用の確保をするということも今後努力をしていくとおっしゃるんだけれども、私は雇用の確保をするという場合には相手のあることだと思ふ。相手というのは雇う側、経営者でしょう。経営者というのはそんなに甘くないということですね。

たまたま日本経営者団体連盟の高齢化問題研究委員会中間報告というのが本年十月二十四日出

されておりますが、これによりますとこんなふう述べております。「企業としては、一律的な定年延長、雇用延長は容認しがたい。したがって、定年後の六十歳台層の雇用は再雇用を原則とし、再雇用に当たっては、従前の賃金にかかわらず、その時点における個人別・能力別契約賃金で行くべきである。」「活用し得るキャリア形成がなされなかった高齢者については、再雇用機会が保障されない可能性が生じる。」と、こういうふうに日経連の文書では述べておられます。

現在の雇用管理、再雇用するかしないかというのは、まさにこの文書で拝見する限り企業の裁量の問題としてこれをやっていくんだという構えですね。

その中で、今も読み上げましたけれども、賃金は下げますよと、それで再雇用の機会を全員に保障するのは無理ですとということを言明しているんですね。これは労働者御承知だと思いますが、厚生大臣、こういうことになっている。雇う側の相手が、いやそれはそういう高齢化社会ですからちゃんと全員定年延長やります、再雇用やりますというようなことを言っていない、こういう事実というのは御存じでございますか。また、こんなことをごらんになってどう思われますか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 私も新聞を通じてであります。そういう方向の話も聞いたこともあります。雇用を確保するということは、やはり経営者側には経営者側としてのいろんな社会的な雇用の責任もあつたし、また経営の安定ということもあつたし、いろいろなバランスの中にやはり経営者というものは当然社会的責任とあります。雇用の確保をするという努力は経常的に払われていくものと思ふし、現に経連連、日経連の幹部の人たちも雇用のことについては、法律で画然と義務のように決定をされるということは非常に困難であるけれども、しかしながら我々はそういう方向に向かって六十歳前半の雇用を確保するために努力をしていくという、その方向も

一方に明らかにしているわけでありまして。ですから、やはり国全体としてその方向を目指して進んでいく努力を重ねていかなければ、そう簡単には法律で決めたからといってできるといううなものではない。それだけの努力というものが常に払われていって結果的に六十五歳という、あるいは六十歳前半の雇用というものが確保されてくる。国民全体がやはり同じような期待も持っておりますし、できるならば長く働きたいという希望も持っておられるわけでありまして、そういう総合的な中に一歩一歩前進して結果的には六十五歳というものを目標として定着を求めていくんだと、かように思っています。

○香取タケ子君 年金の支給開始年齢を六十五歳に引き延ばす、六十歳定年が定着していませんけれども、六十歳定年になったとして五年間の乖離が問題だというのが皆さん議論されてきた。それは努力をしますというお話なんです。が、努力をするというのは、これは相手があつての話で、相手がその気にならなかつたらその間の労働者の乖離というものは大変ひどいことになるので、これは六十五歳というものは大変だということで国民の総スカンを食ったわけでございます。

さらに、これ読んでみて重要だと思つたのは、こう言っているんですね。これは十九ページに書いてありますけれども、「雇用延長が無理と思われれる職務・職種」というようなことで、これは電機産業のC社は現業関係とか非現業関係とか中身が書いてあります。それから自動車産業のDは車両組み立て職種など、それからEという会社ですが、これは現業職、それから私鉄F社は「一般職として、六十歳過ぎの労働は無理な面があり、従業員も望んでいない」というふうに、雇用延長はこの職種では無理と思われるというふうに明確に言われているんですね。そういうこともあろうと思ふんです。大きな産業でなくとも、このほかに例えば女性の職場である看護婦さんなども、私も仕事の立場上よく知っておりますけれども、看護婦さんが六十五歳で夜

勤を三交代でやるなんてことは不可能だというふうに思っています。したがって、はっきり雇う側が雇用延長は無理だと言っているわけですから、これは政府がこれから努力をなさるとおっしゃつてもそう甘くないと思う、率直に申し上げて。

そこで、大臣、今日の働く人たちの中には過労死というような言葉が国際用語にまでなっている時代でございますが、我が国の労働の実態というのは大変ひどいわけですね、超過密、長時間労働。こういう中で、我が国の定年も六十歳がまだ六割程度しか定着していないという状況でございますから、少なくともこういう労働者の置かれている状況を見まして、国民的合意が成立するまで六十歳支給というのはこれは堅持するべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) その職種によつて比較的高齢になつてもできる職種もあるし、あるいは非常に体力を要する例えは炭鉱のようなところで、そういう環境の中で働いていくという者がやはり同じように長い間働くということが適するかどうかということは、それぞれの職種によつていろいろの問題があると思ひます。そういう中で、我々は雇用というものがトータルとして確保される方向を求めていかなければ、いつまでたつても六十五歳の確保というものはできないと思ひます。

そして、御承知のとおりその環境の中で一層困難なものだけを求めていくという選択でない場合もあり得ますし、比較的重労働に向かない年齢に達したときには、同じ企業の中でもそういった困難な職種でないところに移つて働くということもできるし、いろいろなそういう選択を組み合わせなければ、画一的に一番条件の悪いものだけをとり、そういうもので困難なことではななくして、全体的にやはり考えていくべきものではないか、かように思ひます。○香取タケ子君 いや、私が条件の悪いのを申し上げているんじゃない、日経連のこれに書いてあることを申し上げているんで、甘くない。だか

らそういう六十歳台前半層の就労環境というのは極めて困難だということを雇う側の相手が言っているんだから、これは甘くない情勢だ。そのことを国民も知っているからあれなんです、だから六十歳支給というものを堅持するべきではありませんかというのを尋ねたんです。それは一言お答え願えませんか。

○国務大臣(戸井田三郎君) もちろん、年金と支給開始年齢というものは雇用と切り離して考えられる問題でありませんから、常にそのことは考えながらおるわけで、今回の案もいわゆるスケジューリングを立てて、そしてその状況を見てもう一度国会で御審議をいただいて、状況が熟しているというところであればその段階でゴアのサインをいただく、こういう二段階にスケジューリングを立てているわけで、決してどんなことがあっても無理に突っ走ろうといった案ではなかったわけでありまして、そのために段階的にスケジューリング、それから実施の段階、選択を二段階に分けているわけでありまして。

○香取タケ子君 六十五歳支給への支給開始年齢の延長というのがいかにかに我が国の雇用、労働実態と乖離しているかというのを一つ指摘したわけですね。

次に私考えますのに、例えばこんなに国民が反対するの、六十五歳支給ということで五年の支給開始年齢の延長とか、もう払うのがたまためと言われているような状況の中で保険料の引き上げ、あるいは年金財政の制度間の調整というようなことを出しているわけですね。

それは考えてみたら、これはつまるところは年金の財政、財源問題になってくるんじゃないかと思ふんですね。国保問題も本委員会でも論議をされましたが、きょうは私時間がありまじから詳しく言いませんけれども、前回にも指摘をいたしましたように、前回六十年改正のときに結局基礎年金構想になって、あれは四十年間で約十二兆円国庫負担を減らすという結果になったわけですね。だから、そういう状況で保険料が高くてしよ

うがないと言っているんだから、これは当然のこととして今基礎年金の三分の一のものを二分の一に改善をするとか、国庫負担をふやすということについてやはり考えていかなければならない、これが大前提だと思ふんですね。

もう一つ考えてみたいと思ふんですが、厚生年金について過年度の改正のいきさつを見てみますと、いろいろと制度の整備などをされてまいりました。しかし財政対策だけはこれは変わってないんですね。考えてみると、現在年金財政というのは保険料と国庫負担ですね。保険料の徴収方法というのは、これは労働者一人一人の人头割なんです。その労働者の賃金に対して保険料率を掛ける、その労働者数というのが保険料の徴収方法になっております。

この方式というのは、今日の日本の社会では不公平になってきているんじゃないだろうか。なぜなら、機械化、合理化等がどんどん進められて、労働者が総体的にどんどん減らされていきましたね、一企業から。減らせば減らすほどその減らした企業はその保険料の負担が軽く済むという結果になっているわけですね。今日、大企業というのは国際的な規模で活動しておりますし、生産性の向上というのは我が国の企業というのは世界一の水準になっております。合理化を徹底し、生産性を上げています。大企業も中小企業も同じように人头割で保険料負担をするというのは、これは時代おくれというかな不合理ではないのかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 年金はその人に払った賃金をもとに保険料を取り、それを年金額の計算の基礎としてお支払いする仕組みになっているわけでごさいます。収益率の高い企業であれば当然高い賃金が払われ、それに応じた本人の保険料負担、それから労働者を雇用する事業主の雇用責任としての事業主負担をするほか、一方法人税というものが払っているわけでごさいます。その法人税が一般会計を通じて基礎年金の国庫補助の財源として回っているわけでごさいます。現在の仕

組みは私も大変合理的なものであって、むしろそれ以外に別途の観点から、付加価値その他によって年金の仕組みと別の次元の要素を組み込むことの方が私はむしろ不合理ではなからうかと、このように考えている次第でございます。

○香取タケ子君 いや、収益を上げていく大きな企業は法人税をたくさん払って、たくさん払っているかどうかはまた話が別ですが、今回はそれが中心じゃないから、それが国庫負担として入っているんだから同じだとおっしゃる。それは暴論なんです。そうでしょうが、税金というのは応能負担、保険料というのは労働者一人一人の人头割なんです。それで労働者だけではないに折半ですからね、我が国では。労働者が出す分と同じだけの分を企業が出しているわけですね。そんなもの人数が減ったら企業負担が減るのは当たり前やないですか。余り時間がないから言うてられないので、次へ行きます。

大蔵省の財政金融統計年報の製造業資本金規模別売上高に占める福利厚生費の比率というのがあり、これを見てびっくりしました。それを見ますと、昭和六十三年、製造業で資本金二百五十万以下の企業ではこの福利厚生費の比率は二・五%、一億円から九億九千万以上のところでは一・九%、そういうことになっている。だから、資本金二百五十万以下の小企業と十億円以上の大企業では小企業の方が大企業の一・三倍の福利厚生費の負担をしているわけですね。逆に言うと、大企業は小企業の負担の七六%程度の負担で済んでいるわけですね。なお、この福利厚生費というのは法定福利費だけではないで、会社独自の福利厚生費が含まれておりますから、この場合の福利厚生費は大企業と中小企業ではほぼ二対一になろうと思ふます。

この点を考慮すれば、大きい企業と小さい企業との間の負担の格差というのは明らかに大きくなってきているんじゃないかと。これは事実数字によって示されているわけですが、局長、こういう傾向になっているということは御理解になるでしょうか。

○政府委員(水田努君) 確かに、一億円以上の企業が企業であるかどうかはわかりませんが、御指摘の資料を見ると御指摘のとおりでございます。ただし全産業で見ればほとんど差がないわけでごさいます。恐らく製造業で人手不足でございまして、これがすべて法定福利費の比較であれば御指摘のとおりかもしれません。法定福利費以外の厚生福利、中小企業の方は規模が小さければ小さいほど、現在人手不足でございまして、人集めにいろんな福利厚生面で金を使わなければならぬ人集めは大変だなど、こういう結果が出てくるんじゃないかというふうに私は拝見をさせていただきます。

○香取タケ子君 事実なんだから、そういう傾向になっているというところを認めたいじゃないですか。あなたのところの統計じゃないからといって、そんなつべこべと、人手不足だつて今話だけしているんじゃない。国民経済の観点から見ても、こんな大きな企業間格差というのは、年金財政負担の企業間格差が果たして妥当と言えるか。

それではもう一つ資料を出します。これは通産省の工業統計を見ますと、六十二年の製造業の全従業員数は七十三万人です、この統計では、そのうち一千万人以上の規模、これは四百四十万人、この千七百三十万人の中の四百四十万人は一・三%になります。ところが、製造品の出荷額の合計が二百五十三兆円なんです、千人以上の規模の工場での出荷額が六十四兆円、つまり総出荷額の二五・六%です。つまりこの数字の示すところは、従業員千人以上の規模の大きい企業が一・三%の従業員で、製造出荷額の二五・六%を占めている。率で見たら、製造業の八分の一の労働者で四分の一の出荷額を生み出していることを示しているわけですね。

この点から見ても、まず中小企業と大企業と同等の保険料率というのはおかしいじゃないかというところになります。もう一つ続けて言います。

う、もつとはつきりさせていくために。同じ工業統計から見ますと、労働者一人当たりの付加価値額、従業員規模二十人以下のところでは従業員一人当たりの付加価値額は五百六十一万円、千人以上の規模では千五百一十一万円、約三倍なんです。労働者一人当たりの稼ぎの格差だって同じ製造業でこれだけ違う。これで人頭割だけで果たして公平な保険料負担と言えるか。やっぱり大きな企業からは、力があるんだから、高齢化社会に対してそれにふさわしく適正な拠出を求めてもよいのではないか。私はこれは検討課題ではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(水田努君) 御指摘のとおり、付加価値に三倍近い開きのあることは事実でございますが、その付加価値の中から賃金も払われ、利潤も生まれ、あるいは法人税も払われ、こういう形になるわけでございまして、何か先生のお話を聞いてみると、厚生年金の保険料は均等割保険料みたいに聞こえるのですが、応能割保険料でございまして、付加価値から高い賃金が払われれば、それに応能した保険料負担を労使いたしているわけでございまして、経営者側も半分負担しているわけでございまして、しかも法人税も納める、こういう形に相なるわけでございまして、これだけをもって厚生年金の保険料のあり方の当否が云々されるのはいかげなものと、このように考える次第でございまして。

○斎藤タケ子君 いや、そんなことをおっしゃるけれども、特別の拠出を求めるのは余り不自然なことじゃないと私は思うんです。

例えば、現に法人税にしたって、大企業と中小企業の異なる制度が新しい制度でもできていますね。それから、労働者の各種の補助金でも、大企業と中小企業の補助率というのは異なるものがたくさんあります。大企業が二分の一の場合に中小企業には三分の一、大企業が三分の一の場合に中小企業には二分の一、そういう格差があり、中小企業には厚くしているというふうなことで、これはもう現に制度としてあるわけです。だから、そ

ういった企業間の格差をつけるということは決してこれは不合理ではないと思うんです。

局長、私は保険料が応能割でないということも言っていないんです。人頭割だと言っているんです、さっきの御説明の中に出了ましたが。現在の人頭割の制度というのは、いわゆる資本主義のこういう制度ができて初期の段階というのは比較的公正であったと思いますよ。しかし、今日の日本の社会経済の状況を見てもなさい。企業の国際化あるいは機械化、合理化、生産の高度化、こういう時代になって考えてみなければならぬのではないかと、こういうことを私は御指摘を申し上げている。

例えば、これは余り時間がないからゆっくり言えませんが、かつて愛知県が無人工場というところを視察したことがございまして、そこへ行った二十四時間とにかくロボットが一人で仕事をしているわけです。一人というか、ロボット工場です。生きた人間、労働者が二十四時間の間にまともに動いているかという、守衛さんが電灯を持って見回りに行く。真夜中、真っ暗でどんどんロボットが動いて機械がつくられていく。よく聞いてみましたら、そこで人間が働いたら二十人くらい働く。全部ロボットになって、ロボットにやらして無人工場化したら、その見回りの人と、そして切り粉だけは機械で取れぬらしいですね。私も知らなかったけれども、機械工場では切り粉が出ますね。これは人間の手で集めなきゃならぬというところで、切り粉を集めるのだけは人が使われるというわけです。

そこはどんな出荷額が上がりますね。しかし、保険財政で見たら全くゼロですよ、それは。その切り粉を集める人とランブを持って見回りに行く人の分だけしかないわけです。そういうことになってきたら、今日の社会でまともかどうかということが問題にならざるを得ないわけです。だから、かつてこれは六十年三月の予算委員会でも、これはロボットに対してはひとつ見なきゃいかぬと、保険料や年金なども、という議論も起こって、時の増岡厚生大臣は、将来に向けて検討

すべき課題であると思っていますということをお答えになられているわけでございまして。

私は、やっぱりこういう高齢化社会に対して大きな企業から今日の社会経済の中で特別の応援を求めるといふふうなことは、高齢化社会高齢化社会と言っているんだから、年金についてもそういうところからも応援を求めるのは不自然ではないんじゃないかと思うんです。こういう視点で検討をされていくということになれば、私は国民にとっても年金財政についての理解も深まるし、一定の納得も得られていくんではないかと思ひますが、大臣、研究の一課題としてお考えになったらいかがなものでしょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 大変高邁な理論を展開していただいたんですが、私は今のお話を聞いてみると、人に働いてもらって企業を経営しているときから、今度は人よりも機械を重視して、機械が働くようになって人数がだんだん減ってくる。年金は人に与えられ、人が権利と義務を享受するものだから、当然人に働いてもらっているれば年金の半分を企業がやる。ところがだんだん機械化してくるといふと人がいなくなってくるんだから、極端に言ったら、全部がロボットでやってしまったら、その会社では年金をもらうのは社長と重役と何人かの者だけじゃないか。だから、そういう高付加価値を持っている会社というものは、もつともっと年金の上やあるいは何か特別の負担をしたらどうかということだと思ひます。

確かに一面の見方だと思ひますけれども、これは年金というものは社会保険方式をとってあるわけでありまして、これが税方式でもとってあればそういうこともあるいは考えの一つになるのかもしれない。しかし社会保険方式をとっているんだから、当然そういう会社は働く人件費が減ってくるだけ高利潤を得られるんだからもつとも税金を取れというんだからよくわかりますけれども、その人がいないところには年金というものの負担をせよということとは、ちょっと僕にはどうかという感じがします。

ただ、その現象、従来の日本の資本主義のまだ発達した時代から今日の高度に発達した時代における物の見方の一つとしては、今お話を聞いて、ああなるほど、ああいう見方もあるんだなというふうなことはよくわかりました。

○斎藤タケ子君 私は税金取れと今ここで言うてないんですよ。

というのは、例えば国鉄共済の問題でもその一つのあらわれなんです。だって、六十万おった労働者が今二十一万なんです。二十一万の労働者が四十七万の共済年金を払わなきゃならぬから三千億の赤字だ。そんなこと年金の受給者も何の責任もないわけですよ。それを社会の変化によってとおっしゃっている。社会の変化によってだけでも、労働者の数が減ったら当然のこととして保険料は減るわけです。当局だって負担額が長い間減ってきた、得をしてきたんだから、どんどん減らしたというのは国の責任なんだから、国と今のJRで責任を持つのは当たり前の話なんです。それを何の縁もゆかりもないというか、何の関係もない一般の労働者の厚生年金から穴埋めせよというたて、それは話が違ふといつて理解できないのは当たり前の話ですよ。

そういう問題と直接関係があるんですよ。だから私は財源問題として考える必要があるんじゃないかというところで、これも詰めているわけじゃないんです。発想の転換をする時期ではありませぬかということをおっしゃっているんです。

大体、年金財政というたらあれでしょう、何や数理委員会やらつづいて、それで金がちょっと足らぬなということになったら渡すのを五年間延ばそうか、それでも足らぬのやたら保険料上げようかと、そんな芸のないそろばん勘定みたいなことだけやっていたら国民の理解は得られないというところへきているというのを私は申し上げている。

だから、そういう今日の社会の中でやっぱり国民が安心して、高齢化社会を迎えるに当たってお年寄りが安心して生活していくためにはどうあ

その経過の段階が全部見込まれていない。あるいは障害年金や遺族年金の費用の推計が極めて過小になっているというふうなことで、私どもはこの出されております結果というものは非常に過小に過ぎていてと率直に申し上げざるを得ないと考えております。

をさせたいかと思ひますか 財源再計算
を行います場合には、人口学的要素と経済学的要素の両方を用いるわけでございますが、特に大きなウエイトを占めるのは人口学的な要素になるわけでございます。この人口学的要素につきましては、今回の再計算は昭和六十一年人口問題研究所の将来推計を用いて設定をさせていただいているところでございます。特に今回は、前回の再計算のときに用いました五十六年の将来人口推計に比へまして、平均寿命が男女とも三年延びている、このことが平成三十二年において老齢厚生年金の受給者が二百五十万人増加する、これが前回最終保険料率二・八・九％と見込んだものを今回三・一・五％と大きく変更せざるを得なくなった最大の理由になっているわけでございます。

それから、厚生年金の被保険者の数についてでございますが、これは、男女別、年齢別にそれぞれ厚生年金の被保険者がどの割合を占めるかとい

況、拡大等を見通しながら試算をし、その積み重ねとして設定をしているところでございます。

経済学的要因につきましては、年金審議会における御意見等も徴しながら、過去の傾向、今後の経済動向も総合的に勘案しまして、運用利回りは五・五％、年金改定率は四％、消費者物価上昇率は二％と見込んでいるところでございます。

それから、私どもが今回の再計算をするに当たりまして、最終保険料率は二六％程度に抑制すべきであるという前提に立って、二・二％ずつ再計算期ごとに引き上げをさしていたたく、こういう計算になっているわけでございますが、この二六

程度に抑制するという根拠でございますが、現在、社会保険方式をとって世界でトップレベルの年金についての負担をしているのは西ドイツでございます。日本流に換算しました保険料率は西ドイツは現在二・四・三％を占めております。年金の成熟度は三・七％でございます。これが西暦二〇〇〇年になりますと成熟度が四・一・三％となり、その段階における保険料率が二・八・六％に及ぶ、これでは到底後代の負担にたえないというところで、ことし与野党一致して改正が行われました。改正の内容というのは、御承知のとおり西ドイツは原則六十五歳でございますが、若年失業者の救済を図るためのワークシェアリングとしまして早期支給制度というのをつくりまして、男子の方は六十三歳、女子の方は六十歳という早期支給制度を設けていたわけでございますが、これを段階的に六十五歳まで戻すという措置を既に法律として与野党一致して成立をさせ、このことによつて保険料を二・六・四％に抑える、こういう措置がもう既に本年とられていたところでございます。私ももとしましては、やはり西ドイツの例から見ても二・六％程度の最終保険料率というのが年金に対する国民の負担の一つの限界ではないか、こういうことを前提にして五年ごとの上げ幅を二・二とらさしていただいたゆえんでございます。○乾晴美君 先ほど福祉ビジョンの方は一時点をとって書かれておるといふに言われましてけれども、私読ましていただきましたら、厚生省の方はむしろ二〇〇〇年までの計算で、福祉ビジョンの方は二〇二〇年までの計算ができておるといふように私は認識いたしております。それで、政府は再計算上将来の雇用者比率の推移をどのように見込んでおられるのでしょうか。また、その根拠をお願ひしたいと思います。

○政府委員(水田努君) この雇用者比率というのは労働統計で使われる比率でございます。調査をされる期間の一週間のうち一時間以上仕事をされた方が就業率としてカウントされるわけでして、その就業率は、自営業者も勤労者も両方調査時点で一週間のうち一時間以上の仕事をされた方とらえるわけで、その就業者を分母として、同じ調査対象の一週間のうち一時間以上の仕事をした勤労者を分子に置いて雇用者比率、こういう形で出されるわけでございます。これは一時点の推計をするのに簡便で非常に使いやすい数値であるわけでございますが、厚生年金のように常勤労働者を対象に被保険者としているものはこういう指数を使うことは基本的になじまないわけでございまして、六十年間にわたる継続的に常勤労働者として働く被保険者の動向を毎年男女別にきつちりと積み上げて推計をいたしているわけでございまして、私どもはこのような一時点の試算ということでは年金数理においては基本的になじまないものと、このように考えているわけでございます。お尋ねの点は、恐らく女子なりあるいは高齢者についてどういふふうに見込んだかということに帰着するのではないかと思いますので、先回りをしてお答えをさせていただきますと、高齢者雇用につきましましては、六十歳から六十四歳人口に対する同年齢区分における厚生年金被保険者の割合は一九八七年で一五・五％程度であるのが、二〇一〇年には二二・二％、二〇二〇年には二四・〇％と推計をして積算をいたしております。それから女子に關しましては、女子の生産年齢人口、十五歳から六十四歳人口に対します厚生年金の被保険者の割合を一九八七年二一・一％程度、二〇一〇年には二二・二％、二〇二〇年には二四・〇％程度と見込んでいます。

これはあくまでも常勤労働者ということでとらえているわけで、今後高齢者なりあるいは女子の労働者のパート雇用について厚生年金の適用をどうするかという問題は、この数値は将来変わる可能性があるかということも付言をさせていただきます。○乾晴美君 それでは、労働省にお伺いします。雇用者比率及び女子の労働力率の過去の推移、それからまた現状です。それから、欧米先進国との比較で我が国の数字がどのようになっておるか、お教えいただきたいと思ひます。○説明員(池田克忠君) 女子の労働力率でございますけれども、昭和六十年で四八・七％、六十三年で四八・九％ということで、最近ほぼ横ばいで推移してございます。欧米先進国との比較でございますけれども、例えばアメリカでございますと、八八年、昭和六十三年でございまして五・六・六％、イギリスが五・一％ぐらいのことでございます。大体イギリスぐらいの水準になっているのではないかと思ひます。それから雇用者比率でございますけれども、雇用者比率は昭和六十年で七四・三％、六十三年で七五・五％という推移になっております。先進諸国でございますけれども、大体これはいづれも八〇％台という水準になっているところでございます。

○乾晴美君 もう一度また労働省にお伺いしたいと思ひますが、厚生省の方で財政再計算の前提として雇用者比率及び女子の労働力率の推移というものは、労働行政をなさる者の立場から見ても首肯し得るものなんでしょうか。これまで労働省が公式非公公式に示してきた見通しとは矛盾しませんでしょうか。○説明員(池田克忠君) 私どもは二〇一〇年ぐらいの雇用者比率の予測というのを持っておるわけですが、一九八八年に四千五百三十八万人ぐらいてございまして、二〇一〇年には四千八百六十六万人ぐらいて、約三百二十万ほどふえるという予測をしていただいております。これは実は年齢合計の数字でございますし、それから、厚生省さんのお話にもございましたように、これは臨時、日雇ひ、それからパートタイマー全部含んだ数字でございます。年金関係で、例えば六十四歳ぐらまでの雇用者数の数字というものとそれから被保険者数の伸びなどを見てみますと、やはり一九九五年から十五一六十四歳層の生産年齢人口が減少していくものでございますから、雇用者数もそれに従いまし

て減つてまいります。そういう傾向は年金の財政再計算の方向とはば一致している。方向は一致しているわけでございますけれども、先ほどもございましたように、定義、範囲が違いますので、これで被保険者の推計が妥当かどうかというのは論評ができればいいところでございます。

しかしながら、私どもとしては安心して子供を生み育てるという環境をつくる、こういうことによって出生数の動向に影響を及ぼすことができるのではなからうか、こういうふうにご考えておるわけでございます。

ちなみに、人口問題研究所の出生力調査、これを見ますと、予定の子供数と理想の子供数というものを調べたのがございまして、予定の子供数が理想の子供数よりかなり下回っている。その原因あるいは理由は何かと、これはそういうふうの特に下回った方々についてその理由を調査したのがございまして。ちなみに、二十五歳から三十四歳までの年齢層で見ますと、予定数が理想の子供数より少ない理由といたしまして、第一位に挙げられるのが一般的に子育てに金がかかる、これが第一位でございます。それから第二位が教育費が高いという問題、それから第三位が育児の肉体的あるいは心理的な負担という問題、あるいは家が狭いという問題、あるいは仕事の支障となる、あるいは高齢で生むのは嫌だ、そういうふうな順序でございます。ようか理由が挙げられているわけでございます。

私どもとしてはこういっていろいろ阻害要因といたしまして、そういってものを取り除いていくというふうなことで出生の動向に影響を及ぼすことができるというふうにご考えておりますし、私どもはそのために環境づくりを積極的にやっております。いかぬ、こう思っているわけでございます。

具体的には、これは雇用環境の問題とか、育児休業制度の普及とか、つまりそういう労働環境といたしまして、そういう問題も含めて幅広い観点から対応する必要があるというふうにご考えておりますけれども、私どもの分野で申し上げるならば、家庭に対する支援対策とかあるいは保育所の問題、社会の変化、ニーズに応じたそういう保育所対策という問題、あるいは母子保健の対策あるいは健全育成対策というふうな施策を総合的に進めていくということで、つまりそういう環

境づくりを整備していくということによってそういった問題の解決が図られるんじゃないか。特に私ども児童家庭の立場から申し上げるならば、やっぱり子供が非常に減っているというふうなことはこれは子供自身にとっても大変なことではないか。例えば家庭でもまわることがない。一人っ子だと過保護になる、あるいは依存性が強いとか、二人になれば対話がある、三人になれば社会というものが構成される、社会性が身につくとか、そういうことを含めて私どもとしては子供の出生数の低下ということを非常に重大に受けとめておりまして、これは個々人の問題であるにしましても、生めよふやせよということではございせんけれども、その環境づくりというものを積極的に総合的に進めていく、こういうことが必要ではなからうか、またそのための努力をしたい、こう考えておるわけでございます。

○乾晴美君 大変うれしいお答えをいただきました。ありがとうございます。ぜひ、たくさん子供が生めて幸せな社会が来るように努力していただきたいと思っております。ありがとうございます。それで、厚生省の示している財政再計算は審議の過程ですべての基礎データというのが公表されておりました。しかも、厚生省が一方的に設定した条件下で、厚生省の考えるやり方で行った一つの試算の結果にすぎないのではないかと、いうふうな私たちが考えておるわけです。条件設定の合理性の問題もさることながら、単なる一試算にすぎない数字をあつかも、唯一絶対の結果であるかのように説明しまして、最終保険料率が三・一・五％なんだ、そして引き上げ幅も二・二％押しつけてきおるような気がするわけなんです。そういうことに關してどうしても私たちは心の底から納得いかないわけなんです。

改めて財政再計算のやり直しと保険料引き上げ幅の圧縮を求めるわけなんですけれども、それはもうできないものなんじゃないか。○政府委員(水田努君) 私どもは審議をするに当たりまして、一年半も年金審議会が十分御検討い

ただ、その御意見も敬しながら、またデータも出しながらやってまいりました。もうございまして、その結果に基づきました改正内容については関係審議会に御諮問も、御答申もいただき、衆議院あるいは参議院の審議の過程でも極力お答え申し上げてきたつもりでございます。

なお、この私どもの数字について、先ほど永久先生からも御質問ありましたように、専門の数理の判定機関なんかあれば修正を受けなくて国会でフリーパスできるのじゃないかと思うわけですが、第三者の判定機関がないためにこうやって皆さんに御審議をいただいているわけでございます。

私どもこの数字は、大変将来の推計から見ても、しかも二十年、六十年にわたる将来展望、それから最終の国民の負担率その他も総合勘案してお願いをしているぎりぎりのものが二・二％であったわけでございますので、若干衆議院の段階で修正を受けましたが、どうかひとつ御理解を賜りたいと思っております。

やはり給付水準を維持していくためには、受給者の数もこれから厚生年金は三倍にふえてまいります。給付水準を落とせば別でございますが、私どもは維持するという立場に立ちながらやっておりますので、何とぞ御理解を賜りたい、このように思う次第でございます。

○乾晴美君 財政再計算というのは最低限さまざまな条件設定のもとでの複数の試算を行い、それを基礎計算とともども、政府に設けられております検討の場とか関係審議会などを通じて国民の前に明らかにして、そして政府が提案する制度改正の根拠とか考え方、国民にわかりやすい形で具体的に示されるように財政計算の公開の原則を確立すべきであるというふうにご考えておるわけなんです。これはいかがでございますか。

○政府委員(水田努君) 年金数理の公開の原則は全く私どもも同意でございます。率先して厚生省はやっていくつもりでございます。事前にわかりやすくすべてをというようになりますと、本当に

私ども今ぎりぎりの人数でやっております。できましてから数理第二課ぐらいをつくっていただきたいと思っているくらいでございます。こういうことをこういう席で言うのはどうかと思っておりますが、私の方の数理課長は過労の余りこの八月に胃の三分の二を切り、やっと国会審議に間に合う、こういう過酷な条件の中で再計算をやっているという一面もぜひどうか御理解をいただきたいと思っております。

○乾晴美君 その数理課というのは何人ぐらいのスタッフでなされておいでなんでしょうか。○政府委員(水田努君) 数理課長以下十人のスタッフでやっております。

○乾晴美君 御苦労さまでございますが、このような措置を確実なものにするためには、年金財政に關する一元の調査の権限を有する第三者の機関というのを設置すべきであるというふうに思っています。いかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 私どもぜひつくりたいと思っております。どうか国会の野党の先生の後押しを得て、何とぞできるだけ早い機会に実現したいものだ、このように思っております。○乾晴美君 うれしゅうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、国民年金基金についてお伺ひしたいと思います。

今回の改正事項の中に、自営業者のための上乗せ年金制度として国民年金基金制度の充実拡大を行うという一項目があるわけなんです。まずこの国民年金基金制度の創設の理由、考え方についてお伺ひしたいと思います。

○政府委員(水田努君) 自営業者は一階部分の基礎年金だけしかないのでございまして。サラリーマンの方は二階部分の厚生年金、さらに厚生年金基金と三階部分まで用意がされているわけでございます。自営業者の場合非常に不利である、早く上乗せ年金をつくるべきである、こういうふうにかねてから御指摘を受けているわけでございますが、残念ながら厚生年金みたいな所得比例年金

を強制的な加入でつくるということは、所得の把握がなかなかこの業種は困難なために、私どもは厚生年金の二階及び三階に相当する部分の国民年金基金制度をつくっていく、これが今回の改正をお願い申し上げている理由でございます。

〔委員長退席、理事永八重子君着席〕

○乾晴美君 この国民年金基金の掛金につきましては社会保険料控除が認められているということなんですけれども、その上限が月額六万八千円、夫婦で十三万六千円、それから年額では百七十万円近い額になるわけですね。これは勤労者が行う個人年金だとかまたは財形との比較で考えますと、余りにも高過ぎるのではないかと、思うように思うわけです。この限度額の考え方とか算定の根拠をお願いしておきたいと思ひます。

○政府委員（水田努君） 大蔵省の主税局がそんな甘いはずはないのでございまして、私も六万八千円については非常に合理的な根拠を出して、ちやうどはつしというくらい渡り合つて設定した水準になるわけでございます。

この考え方方は、厚生年金、サラリーマンの方は一階部分、二階部分、三階部分があると申し上げましたが、厚生年金の標準報酬の最上限の人がぎりぎりまで厚生年金に許されているところの二・七倍の水準まで目いっぱい入つたとした場合に、サラリーマンが受けておりますところの社会保険料控除の九割程度、こういうことになっていきます。九割程度にいたしておりますのは、サラリーマンと自営業者の年収が大体それぐらいの比になっているので、おおむね九割程度に妥当であるろうということでこの六万八千円というものを設定したわけでございます。

○乾晴美君 結局この控除額を使い切ることでできるのはやはり高額所得者でありまして、金持ちに対する非課税の貯蓄制度の創立ではないか、ありていへば金持ち向けのマル優の復活だというように批判もあるわけなんです、これはどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員（水田努君） これも大変私も心外な

批判である、こう思っているわけでございます。

私も今回の改正に先立ちまして、六十二年に全国六千人を対象に無作為にいろんな意識調査をいたしまして、無記名で御回答をいただいたわけでございますが、年収二百萬の階層でも四人に一人の方が上乗せ年金ができたならば加入したいという希望を表明しておられることから見まして、決して私どもこれが金持ち優遇策になるということではない、むしろ低所得者の方でも入っていただけるように、一口当たりの単位が入りやすい金額の小口のものに設定することによって入りやすい条件の整備をしてまいりたいと思ひます。

○乾晴美君 厚生省は、国民年金基金にはこれだけぐらゐの方が加入するだろうと見込んでいらっしゃるんですかということ、今金持ち優遇の制度ではないとおっしゃいましたけれども、金持ち優遇の制度でないのなら、職能単位はやめて地域単位だけに限るとするなど、できるだけ多くの方が加入できるように工夫が必要なんじゃないかと思ひますが、その点お願いいたします。

○政府委員（水田努君） これは国民年金の付加年金に加入しているということが前提で、既に付加年金に二百萬の方が入つておられるわけでございます。だから既に基礎票が二百萬票ある、こういうふうにお考えいただいてよろしいかと思ひます。その基礎票二百萬票、二百萬人でございしますが、そのうちの七十萬の方は農業者年金基金の方に既に職能型として入っておりますので、残りが百三十萬人になるわけでございます。

それから、先ほど申し上げましたいろんな意識調査その他から見ても、つくりやすさと当面三百萬人程度の方は私も入りいただけるんじゃないかと。NHKがこの国民年金基金を紹介したら、もう既にできたものと錯覚をして、入りたいので方法を教えてくれというのが相当NHKに殺到したというふうなことも言われておりまして、これは大変国民の皆さんも、自営業の方々に期待され待ち望まれている制度ではないかと私も自負をいた

しております。

○乾晴美君 そういふこともあるんでしょうけれども、やはり国民年金の保険料が納入できないために無年金者になっておりましたり、また低年金者が増加する一方なわけなんです。むしろ、これらの人々を救済する措置というのが必要だろうと思ひます。そのために現在基礎年金の三分の一を国庫負担にしておりますけれども、これを二分の一だとか三分の二に拡大していく、さらには基礎年金はナショナルミニマム年金として国民のすべてが受給できるものとするようにしたらいかげんものかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員（水田努君） 基礎年金の国庫補助は、さきの年金改革で、すべて国民に年金に関する国庫補助は公平につけるということで三分の一に集中をすることになったわけでございますが、この三分の一の国庫補助も、今後再計算期ごとに給付水準を見直したり、受給者の数が増えたり三十年間の間で三倍にふえるというふうなこともございまして、かなり膨大な金額になってまいるわけでございます。それから、これから高齢化社会を考えると、年金の負担以外に医療あるいは福祉の面、もちろんかかっていくわけでございます。さらにこの国庫補助率を高めるということもなかなか厳しいものがある、こういうふうにご考慮いただ

ございます。それから、基礎年金は基礎的消費支出を賄う、こういうことで設定させていただいておりますが、最低生活を保障する年金にせよという御指摘は各党から今回御指摘をいただいたところでございまして、やはり将来の国民の負担を考えますと、今の基礎的消費支出の水準をしっかりと守っていくということがますます大事である、こう考えているわけでございます。やはりこれから本格的な高齢化社会ということを考えますと、基礎年金がベーシックな年金として水準が維持されるという保障を国民にきちち与えることの方がまず大事ではないかな、こう考えさせていただ

いているところでございます。

○乾晴美君 それでは大臣にお伺いしたいと思ひます。

基礎年金の国庫負担割合を、今難しいと言いましたけれども、三分の二に引き上げられたら、厚生年金とか国民年金の保険料も厚生省が計算するその水準より以下に下げられる、こういうふうに思ひますが、大臣はどのようなお考えでしょうか。

○国務大臣（戸井田三郎君） 今局長がお答え申し上げましたように、基礎年金を導入したときにすべての者に対する負担の公平という観点から三分の一を導入して、今もお話ありましたようにこれからどんどんふえてくる中で負担が大変かさんでくる。

〔理事永八重子君退席、委員長着席〕

そうなるという、現在社会保険方式で賄っているわけでありまして、当然その加入者の負担が過重になってくる。当然今度はそういう意味では無年金者が出てきたりするようなこともあるという御意見でございますけれども、同時に今言うように三分の二も国庫負担を出したらどうかというふうなことになるという、これは大変なこと、年金の基本的な考え方を立てていかなければならない。

すなわち、拠出というものの限界を超えて、恐らく無拠出の年金を保障するようになるとなるといかなければならない。そうなるとうまに税方式で、基礎年金に対する国民の負担にかわる税というものを取らないと、社会保険方式では限界で、それを越えることがなかなか難しいように思ひます。それだけの三分の二以上の負担をするようになったら、これはとても、今申しましたように今までの社会保険方式ではない別の方式をとらなければいけないんじゃないか、こういうふうに思ひます。

○乾晴美君 時間がございませんで、次に制度間財政調整による鉄道の共済年金の救済についてお伺いしたいと思ひます。

前回の質問でもはつきり申し上げましたけれども、この問題についても国の責任はもう明らかにしてほしい、国の責任において問題の処理に当たるときである旨をこの前も申し上げました。国の責任をあいまいにしたいままで、民間労働者の年金制度である厚生年金から向こう三年間にわたって年間九十億円の巨額に及ぶ拠出を求めるということは、何としても容認することはできないわけなんです。

そこで、大蔵省の方と運輸省の方にお伺いしたいと思ひます。

鉄道共済年金の財政破綻というのは、旧国鉄共済時代の昭和五十年代にはもうわかっていたことでありまして、さらに言えば、昭和六十二年の国鉄民営化時点でも今の事態はかりはつきりと予見できたはずだと思ひます。その意味から言えば、本来国鉄民営化の時点で、国鉄改革の一環として民営化を推進する国の責任においてその問題はきちんとして処理しておくべき問題だったと思ひます。なぜこの民営化の時点のときにきちんとして処理しておらなかったかという、その理由についてまず大蔵省の方からお伺いしたいと思ひます。

○説明員(乾文男君) 乾先生にお答えを申し上げます。たいと思ひますが、その国鉄共済の破綻は五十年代にわかっていたことであり、遅くとも民営化の時点で適切な措置を講じるべきではなかったかとお尋ねでございますけれども、おっしゃいましたように、五十年代から徐々に国鉄財政の悪化が顕在化してまいりまして、私も何もしてまいらなかつたわけではございませんで、昭和五十八年に国会に提案いたしましたいわゆる共済制度の統合法というものにおきまして、国鉄共済、それから他の、今の言葉で言いますとたばこ共済、NTT共済を国家公務員共済の体系の中に取り込み、給付水準の適正化措置を行わせるとともに、財政対策を講じる等、各般の措置を講じてまいりましたのでございます。

さらに、昭和六十一年の七月に国鉄再建監理委員会から「国鉄改革に関する意見」というものが出さ

れまして、その中で民営化の方向というものが明らかになつたわけでございますが、ちょうど私も前回の共済年金法のいわば大改正の法案を国会で御審議願つていたときでもございまして、この問題は国会でも十分に御議論、御検討をいただいたところでございます。その結果、六十一年の十一月二十八日に国鉄共済年金についての政府統一見解というものを示したわけでございます。

その中におきまして、この昭和六十五年以降、平成二年度になるわけでございますが、昭和六十五年以降に降分については、今後速やかに対策を講じて支払いの維持ができるよう措置いたしますというのを政府として申し上げ、その後翌年の国鉄の民営化の法案審議のときにおきまして、例えば昭和六十一年十月の衆議院の国鉄特別委員会におきまして、ただいま申し上げましたこの六十一年十一月の政府統一見解の趣旨に沿ひ、政府は早急に年金財政の改善計画を策定して、年金受給者に対し不安を与えないこと、ないよう措置することという附帯決議をいただいているわけでございます。また、はば同様の御決議を参議院の委員会においてもいただいておりますわけでございます。今、今回の一括して提案申し上げております法案と申しますものは、そうした国鉄の民営化のときに十分な御議論をいただいた上で私も政府にいただいた宿題を、政府部内で時間をかけて検討し、その成果をまとめて今回御提案を申し上げておるということをお理解いただきたいわけでございます。

○乾晴美君 衆議院の社会労働委員会の質疑の中でも、この間同僚議員のときにもおっしゃつたように思ふんですが、鉄道共済の今日の財政破綻については、大蔵省としては必ずしも国に責任があるとは思へないといふふうな答弁したように思ふんですが、これは私のとき書類も見ましたし、ちょっと聞かしていただいたときに、これは許せないといふふうな思つたわけなんです。これは改めてお聞きするわけなんですけれども、国は今日の鉄道共済のこういう事態を招いた責任が

本当にないのだからかと思つたわけなんです。例えば、現役労働者が八五年に三十二万人体制ですね。それからさらに進みまして二十五万六千人になるわけなんです。そして九〇年以降は十八万人体制になるというわけですね。その一方で、受給者は四十四万八千人にも上るといふ、こういうことですか。財政破綻はもう明らかであるわけなんです。この点一つとてみても矛盾はもう生じておるわけなんです、制度所管者としての責任は全く感じておられないのでしょうか。

○説明員(乾文男君) ただいま御指摘のありました衆議院の社会労働委員会での答弁も私がお答えさしていただいたものでございますけれども、私の申し上げました意味は、この鉄道共済の財政の破綻の原因につきましては、今回のこの対策を取りまとめるに当たりまして、鉄道共済年金問題に関する閣僚懇談会の下に有識者による懇談会を設けて御審議をいただいていたわけでございます。その報告書が六十三年十月に提出されておりますが、その中で、この鉄道共済の赤字の原因として、一つは旧国鉄時代の制度・運営等に起因する側面がある、そういうことから鉄道共済自体の自助努力といふことが何よりも肝要であるということがまず第一に述べられておるわけでございます。

第二点目の原因といたしましては、その鉄道共済自体の問題を離れて、この数十年間にわたる産業構造の変化、これはモータリゼーションの進行に伴ひまして鉄道産業というものの対する需要が総体的に減少してきたといふこと、そしてまたこの十年間ほど我が国社会の人口の高齢化が急速に進行したことが指摘されているわけでございます。

まして、私どももさう考へておることを申し上げ、こうしたこの懇談会で指摘されているような問題点につきましては、国が必ずしも責めを負うべき問題ではないのかといふふうにお答え申し上げた次第でございます。

委員の御質問の趣旨は、恐らくそうした事態に

対応して国が適切な措置を講じてこなかったのではないかと尋ねかと存じますが、これにつきましては、先ほどの答弁でも少し申し上げましたけれども、鉄道共済の赤字というのは昭和五十年代に入つてだんだんと顕在化してまいりました。それで、昭和五十九年のいわゆる先ほど申し上げました統合法において、例えば国鉄共済の年金の計算の仕方を、それまでは退職時の俸給をベースに年金額を計算していたものを、他の国家公務員共済と同様、退職時一年間の俸給をベースに計算させるといふことをさせ、また保険料率を四・五八%から一六・九九%にこれは相当引き上げさせ、他の厚生年金の水準よりは大幅な高い水準になつたわけでございますが、そういうこともさせたわけでございます。

また、それと同時に、この当面の鉄道共済の赤字に対応するために、国家公務員共済グループ、これは国家公務員共済、それからいまの言葉で申しますとNTT共済、たばこ共済でございますけれども、そういう公務員一人当たり平均年間三万円、これ労働折半ですから実際に懐が痛むのは一万五千元になりますけれども、そういう公務員一人当たり一万五千元の援助といふわけです、そういうものを最近まで五年間続けてきておるわけでございます。そういうふうな措置をとり、それとともに、既に数定済みの鉄道共済の年金額について実質的に一〇%ダウンするようなスライド停止措置を講じたわけでございます。

また、六十一年の共済年金法の改正のときには、国鉄共済年金については、いわゆる職域年金部分という、年金のいわば三層部分に相当するわけでございますけれども、そういうものをこの財政状況をかんがみて設計しないといふことをとるか、あるいは通常年金の改正がありまして従前額は保障される等の措置があるわけでございますが、鉄道共済についてはみなし従前額を保障しないという措置を講じました。

さらに、先ほど御指摘ありました民営化のときには、鉄道共済の財政の中でやはり昭和三十一年

まで恩給期間というものがございましたが、その恩給期間に見合う部分をだれがどのように負担するか。従来は公経済の主体である国鉄自身が負担してきたわけでございますけれども、国鉄がなくなつてしまふのですからこれをだれが負担するかという問題がございましたけれども、この恩給に係る追加費用及び公経済負担合わせて約五兆円に上る債務は清算事業団に負わせる。これは清算事業団の債務の現状からいたしますと最終的には国民の負担ということになってざるを得ない面もあるわけでございますが、そういうふうな措置を講じ、また今回の提案申し上げております一連の法案の中では、国鉄の年金給付の見直しというところで既裁定年金についても退職時特昇分を切り込むとか、報酬比例部分、これは厚生年金初め他の年金制度は衆議院での修正後四月から再評価ということがなされるわけでございますが、これも五年間繰り延べさせる等の各般の措置を講じているところでございます。私も政府といたしましては、そのときどきに十分に適切な措置を講じてきたということを御理解いただきたいと思います。うわけでございます。

○乾晴美君 一生懸命対策はやってきたんだというふうな答えなんですけれども、今日の事態というものはもうかねてから私は明らかだったと思うんです。その対策を、私たちが言わなければ何も講じてなかったじゃないかと。いよいよ制度がつかぬふうになつて、国自身は全くなし金も出さずに、縁もゆかりもない他制度の財布を当てにしたような対策を立てているようなそんな気がするわけです。我々が反対すれば、自分の後始末は棚に上げておいて、支払い不能になりますよとやうにおどかしているような感じがするわけです。そういうことでは国の責任は果たしてないというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(乾文男君) 鉄道共済の破綻の原因は先ほど来申し上げたとおりでございます。繰り返しませんが、私もそうした高齢化社会の進行等々の事案が必ずしもすべて国の責めに帰すべきもの

のとは考えておらないわけでございます。今御提案申し上げておりますものは、まず第一に鉄道共済自体の自助努力でやれということ。年金審議会及び鉄道共済問題の有識者懇談会から御指摘をいただいているところでございまして、先ほど来申し上げましたような鉄道共済自体の自助努力、それから民営化後のJR、これは事業主として通常の保険料の半分は負担しているわけでございますが、それをさらに特別負担として二百億円、衆議院での修正後二百二十億円になるわけでございますが、それを負担させ、また清算事業団でございますが、先ほど御答弁いたしました追加費用に係る分五兆円に加えて、私どもの当初の提案では今後年に八百億円ずつを五年間におつたて清算事業団に負担させるということにいたしまして、自助努力の面で十分な対応をとっているつもりでございます。

一方、今委員から御指摘のございました、制度間調整で出させるのはけしからぬではないかというところでございますが、これについては、年金局長からも従来から答弁がありますように、平成七年の公的年金一元化に向けての地ならしとして、各年金制度を通ずる共通給付部分、昭和三十六年以降でかつ六十歳以後支給分という共通給付部分について昭和六十一年の年金改正で給付水準がそろつたことを踏まえ、今回負担の調整を行おうとするものでございまして、いわば制度間調整の仕組み自体は公的年金制度における給付と負担の一元化という観点からは合理的な仕組みであると私も考えているところでございまして、何とぞ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○乾晴美君 いろいろお聞きしたかったんですけども、やはり一元化についても平成七年度までには達成できるのかどうかというふうなことも私問題があると思うんです。これは被用者の年金制度間の調整すべき格差というものがたくさんある、そういうこともありますので、必ずしも私たちは納得してないわけなんです。平成七年度の一元化については、政府は今までの衆参両院の審議の中

でも、最終的な一元化の姿についても、またその手段とかプロセスについても十分に明確な答弁は行つておられないわけなんです。被用者年金制度間には今なおさまざまな格差が残されており、こういう格差についてその是正の方向が明らかにならないまま財政問題の先行きの一元化を進めていくというところはもう絶対反対です。

一元化については、広く国民各層の意見を集約して国民的なコンセンサスを形成しながら進めていくべきものであるというふうに考えております。その意味で、今回の制度間調整は一元化とはもう何の関係もない、ただの鉄道共済救済法であり、厚生年金の拠出額の多寡のいかんにかかわらず、その仕組み、考え方そのものについて到底容認できないというふうなことで、以上私の私見を述べさせていただきます。

○小西博行君 先日来、年金の問題について当委員会でも審議をしているわけでありまして、特に年金問題になりますと高齢化社会というこの問題を避けては通れないというのが一つの大きなポイントではないかというふうに私は思います。

しかし、きょうはまず経済企画庁に来ていただいておりますので、確かにそういう六十歳とかあるいは六十五歳という問題がございましてけれども、社会経済構造といえますか、これから先将来を見てみますと、やはり働く労働者が非常に少なくなつてくるという、こういう見通しもあるわけでありまして、経済がもちろん順調に伸びるといことが前提でありますので、そういう前提にいたしますと、その問題も実は年金の問題とは別の角度から大きな問題ではないか、私はそのように考えております。日本経済全体を統括しております経済企画庁、どのような将来のそういう労働需要といふものを見込んでおられるのか、その点をひとつ詳細に分析をしてお願いをしたいと思います。

○説明員(藤田隆成君) お答え申し上げます。私どもが担当しております政府の経済計画、昨年五月に策定された「世界とともに生きる日本」、これは計画の年度が一九九二年度まででございます。その中におきましても、高齢者の雇用が重要な問題であつて、継続雇用の推進をするとか、あるいは高齢者の職業転換訓練の充実をするとか、あるいは多様な就業機会を提供する、そういうような条件整備を図ることとしております。

さらにその先の中長期的なことを考えますと、今御指摘のございましたとおり、我が国の労働力人口の伸びが鈍化していくということで労働力人口の高齢化というものが急速に進むということが予想されるわけでございます。活力ある経済社会を維持していくためには、やはり高齢者の高い就業意欲と蓄積された技能、経験が生かされるような社会の実現を図っていくことがますます重要になるかと考えておる次第でございます。

○小西博行君 ありがとうございます。それでは労働省の方にお伺いを申し上げます。と思いますが、高齢者雇用の問題ということになりますと、どうしても年金の支給開始とその年齢というふうなことに論議が集中してまいつております。そういうふうな中で当然高齢者の雇用促進という、今企画庁の方もおっしゃいましたが、そういうものが非常にこれから大切になると思つたので、そういう問題の立場から幾つかの質問をこれからさせていただきますというふうに思っています。

まず第一点は、現状の六十歳前半層の就業率、どの程度仕事をしておられるか、この就業率を年齢別にひとつ答えていただきたいというふうに思っています。また、どのような仕事に主につかれていますか、六十歳前半の方々であります。よろしくお願ひいたします。

○政府委員(七瀬雄雄君) 六十歳前半層の就業率でございますけれども、男子が六七・九%、女子が三九・七%でございます。合計で五三・三%になつております。また、職種別の構成を見ますと、昭和六十二年の就業構造基本調査によりますと、六十歳ないし六十四歳の方々は農林漁業

作業者が二七・一％で最も多くなっておりまして、技能工・生産工程作業者が二〇・三％、販売従事者が一二・〇％、そういった流れになっております。

○小西博行君 今のは大体実態ですね。これから先どんなお年寄りがあえるわけでありますが、そういう方々はどういう分野の職業につくようになるのでしょうか。その辺の動向について、労働省の御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(七瀬時雄君) やはり今後の見通しをいたしましては、高齢者の長年培った知識、経験を生かしていくということになりますので、そういった形ではいろいろ作業環境の工夫とか、そういうことも必要になってまいりますけれども、幅広い分野で継続雇用なりいろいろな形で従前から引き続いてやっていくというようになります。

○小西博行君 ちょっと答えが不親切じゃないですか。やっぱり今の日本の経済全体を見ますと、大体方向というのがありますよね。まさか、さっきのようにただ単純労働についていくということじゃなくて、知識、経験とおっしゃっているわけですから、ソフトの部分も当然ありまじょうし、何か具体的な労働省としての方向性がないとおかしいんじゃないですか。

○政府委員(七瀬時雄君) 高齢者が長年培った知識、経験を生かしていくということでございますので、単純作業的なものだけでなく、管理的な部門でございまして、あるいは産業のサービス産業化、第三次産業化ということもございまして、第三次産業の多様な分野に高齢者の方々が進出して活躍をしていただく、こういうことを展望していただくことを考えておりますが、いずれにいたしましてもそういった問題は極めて重要な問題でございまして、現在作成作業を進めております高齢者雇用ビジョンの検討課程の中で十分詰めた議論をしてまいりたいと思っております。

○小西博行君 高齢者の方は、仕事をしたいという欲求は非常に高いというふうに分析されていま

すよね。ところが、現実にはなかなか就職はしにくいと。そのギャップをどう埋めるかというのが私はこれからの大きな問題だというふうに思うわけですね。そういう場合に、やっぱり労働省というものは相当いろんな分析をして、私はその方向というものを準備しておくというのをおかしいですけれども、やっぱりしておかないと私はうまくいかないんじゃないか。就業の場ですね、それをどのように確保していくかという、そういう具体的な姿勢がなければ、今あなたがおっしゃったような答弁を聞いておきますと、大体中学生の答弁のような雰囲気もいたしまして、もっと具体的なものが欲しいと思うんですが、それはどのように考えているんですか。

○政府委員(七瀬時雄君) やはり高齢者の方々がその希望する職種、あるいはそのニーズに合った職場で活躍していただくためには、例えば加齢に伴って職業能力がどういふふうに変化していくとか、そういった調査研究も踏まえてなければならぬと思っております。またやり方といたしましては、短時間勤務を含めた、あるいは特殊勤務といったような多様な就業形態ということも考えながら、段階的、計画的に高齢者の職場を開拓していくということが必要だろーうと思っております。

○小西博行君 実際に地方の中でいろんな産業がございまして、比較的やっぱり大手企業のOB会、つまり定年になった方々が集まっている仕組を持ちておられますよね。もちろん木工が非常に上手な方々は木工関係で集まってみたり、シルバーセンターというところでいろんな企業に指導に行ったりとかいうようなことで、割合大手企業のOBの方々というのはいくらもつながりがあるものですか、生きがいを持ってやっていらっしゃるわけですか。

ところが、割合そうでない産業で、あるいは公務員の方も相当いらっしゃると思うんですが、どうやって生きたいかわからない、従来と同じ仕事ならできただけでも、それ以上の仕事もできないんだと。案外やってみると、今までの

仕事とは違ったまた興味も示されると思うんですが、そういう面でのやっぱり私は場を考えておかないと、あるいは訓練を考えておかないと、そう簡単に安からどうぞなんというような形では済まないだろう。しかもそれがどんな量かふえるということですから、十分その辺を考えてひとつ答弁をしてもいいんじゃないですか。大臣がもし何か考え方がございましたら、何でも結構でございますが、一つの方向性について、おれはこう思うというようになことを明快にひとつ語る必要があると思っております。

○政府委員(七瀬時雄君) ただいま先生がおっしゃいましたこと、まことにごもっともでございます。そして、例えばシルバー人材センターについて申しますと、生きがい、社会参加という観点、若干の収入は得るわけでございますが、そういった形でシルバー人材センターの制度を持っておりますが、これが極めて好評であるということでございます。

その分野におきましても、比較的単純な作業の分野が多いという現実もございまして、これをホワイトカラー層とか多種多様な高齢者の方々に合うような、シルバー人材センターの取り扱う仕事の範囲をいろんな形で広げていく、そういった努力も含めて考えていかなければならないと思っております。そういった形ではなくて、本来の雇用の延長、六十五歳までという姿を考えていく場合においても、全くそういう長年培った知識、経験、あるいは場合によっては別の分野に移っていき希望をお持ちの方については職業訓練を充実させるなど、複合的な、あるいは総合的な施策が必要であらうと考えております。そういった方向で政策努力を展開したいと考えております。

○小西博行君 さっき私が申し上げましたように、大手企業というのはいくらもコミュニケーションがあつて情報が十分に伝達できるという利点があるから、自然にそういう場が持てるんですよ。そうじゃないところに果たしてどのような形で情報を流して、そしてそういうものに参画でき

るような場を与えるか、つまりそこが私はポイントだと思うので、その点はどうですか。

○政府委員(七瀬時雄君) 特に高齢者の方々が生きがいを持って社会参加をしているという姿と申しますか、高齢者の雇用開発が非常にうまくいっている事例、あるいはこうしたらうまくいくのではないかと、そういった好事例をいろいろの形で普及していくことは極めて重要なことであらうかと思っております。現在私どもでも高齢者雇用開発協会におきましていろいろ高齢者の雇用の拡大に有効であった具体的な事例を調査研究し、普及するような活動もやっておりますし、この姿というのはさらに充実しなければならぬだろうと思っております。

現実企業にいろいろな形で高齢者の雇用を進めていくに当たっては、ほかの類似の例といえますが、同じ産業なり同じ規模の企業で成功した事例をいろいろの形で普及していくことが重要であらうかと思っております。政策を展開するに当たってはそういう面にも十分配慮してまいりたいと思っております。

○小西博行君 そういうことを具体的に細かくひとつ、地域によっても相当違うと思うので、相当やっぱり細かい分析をして、しかも根拠よくやっていかないと、なかなかそういう就職先というのが現実には難しいんじゃないか。

私なんかは経営コンサルタントみたいなのを昔やっておりまして、会社が発展するかどうかというの、一つの指標というのは平均年齢で見るとですね。平均年齢が非常に高い企業というのはそれだけ労務費もかかるということ、あるいは発想の転換というのが非常に難しい。今の話とは逆になるわけですね。ですから、よほどそういう職業、先輩の皆さん方に合う、しかもそれが企業にとってプラスになる、そういうような職場というのはい体何かというところの議論が私は十分されない、ただ会社に雇え雇えと言つても、そう簡単に雇うわけはない。さっき申し上げたように、将来性を考えたならばやっぱり若い人を大勢雇いたいとい

うのが私は産業の一つの形だと思っておりますので、そこはひとついい施策を考えていただいて、ぜひとも実行に移していただきたい、このように要望しておきます。

それでは次に入りますが、欧米諸国というのは産業別の労働組合、横のつながりというものを非常にやられております。ですから、そういうふうないろいろな仕事をする場合でも日本は個人個人の企業の組合組織ということになっておりますので、その点は少し日本でも考えていただければいいかなという感じもするわけです。

そういう意味で、六十歳前半層の継続雇用の促進ということ、あるいは高齢者雇用の場の確保をどのようにして進めていくのか、あるいはそのための法的整備を積極的に、行政指導をどう進めていく、こういう一連のものが大変必要になってくると思うんですが、労働省はこの考え方に對してどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(七瀬時雄君) 高齢者の雇用を確保していくという対策をいたしましては、まず一つには我が国の雇用慣行を生かした定年制のもとで六十歳定年制の定着化に向けて努力するということが一つでございます。さらに、六十歳を超えた方々につきましては、多様な就業ニーズにこたえる形で継続雇用あるいは再雇用その他もろもろの弾力的な措置を活用しながら、段階的、計画的に雇用を進めていくということが必要だろうと思っております。そのための法的整備の問題につきましては、現在雇用審議会において熱心な御議論をいただいておりますので、それを待ちまして適切に対処してまいりたいと考えております。

○小西博行君 御存じのように造船不況で、私、今広島なんですけれども、大勢の方々が退職されましたね。そして、現在は非常に少ない従業員になったわけですが、今度は仕事が今は物すごい勢いでふえまして、特に造船関係は韓国あたりからの、従来韓国でとってあったやつが全部最近日本に回ってきている。これはもちろん韓国も非常にコスト高ということもあるでしょう、人件費も上

がっていますから。そういうふうになった場合に再雇用したいわけですね。ところが現実には、会社をやめさせられたということが非常に強いものですから、その会社へ帰っていかない。むしろほかの会社であれば、同じ職種だったらそっちへ行きたいというふうな非常に複雑なものがございまして、その辺もあわせて考えていただきたいというふうに思います。

今おっしゃいましたように、雇用審議会において高齢者雇用促進のためのいろいろな研究がされている、あるいは法的な整備が相当やられている、このように私も聞いておるわけですが、その内容について具体的に教えてもらいたいです。

○政府委員(七瀬時雄君) 去る十月二十四日に、労働大臣から、六十五歳に達するまでの間の雇用機会を確保する対策について、法的整備のあり方も含めて意見を求めるということで御諮問申し上げたわけですが、以後四回にわたって総会で御議論をいただいておりますのでござい

ます。この雇用審議会におきましては、一つには六十歳までの雇用確保を図ることの必要性についていろいろな角度から御議論をいただきまして、まずその点についてコンセンサスをいただいております。もう一つは六十歳定年を定着化させるためにどういう問題があるか、あるいは六十五歳までの雇用を確保する仕組みとしてどういう形の法的整備が得られるか、そういったことで御議論をいただいております。

○小西博行君 そこで、長寿社会雇用ビジョンというふうなものが作成されたというふうに聞いておるわけですが、そのビジョンについて、特に先ほどから申し上げている高齢者の雇用の問題ですね、この促進については目標年次、具体的にいつまでにどういふものをするというものはもうできてるんでしょう。

○政府委員(七瀬時雄君) 長寿社会雇用ビジョンにつきましては、現在長寿社会雇用ビジョン研究

会というところで長期のビジョンを研究していただいているところでございまして、できますれば本年度内ということだと思っておりますけれども、まだ目標年次をどういう形で考えていくかというところまでは議論がまとまっておりませんので、その点については御勘弁願いたいと思

います。○小西博行君 ぜひ前向きにひとつ検討していただきたいと思います。

それでは、国民年金基金について少しお尋ね申し上げたいと思いますが、この制度につきましては我々民社党でも従来その必要性をいろんな形で主張してまいりました。基本的には政府案をかなり高く評価しているわけですが、今まで法律上設けられていた基金制度、これがどうして今回の場合は一つも設立されていなかったのか、その理由をまずお伺いし、そしてまたそれを今回どのように改めようとしているのか、この二点をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(水田努君) 現行の制度は全国で一本の職能型で、しかも同種同業の三分の二以上の同意を要する、こういう非常に厳格な資格要件が求められていたために現実にはつくれなかったというのが実態でございます。この職能型については厚生年金基金の全国型の同種同業の例から見ても三千人あれば十分保険集団として安定的に運営できるといことから、これを大幅に緩和して三千人まで持つていったということが一つ、それから、先ほど乾先生からも御質問がありましたが、やはりこの職能に属さない町の魚屋さんと肉屋さんとか、そういう人たちが気軽に入れるような地域型の基金をつくりたいということ、これは都道府県を単位につくるということ、これもつくりやすいように千人の加入者があれば設立できるといことに今回いたしているわけでございます。

○小西博行君 はかに自営業者、今、魚屋さんとか肉屋さんというお話でしたが、これがもっともっと大勢入っていただくように何か細かい具体

的な方策というのはあったんでしょうか。○政府委員(水田努君) 基本的にはこの国民年金基金は自営業者、すなわち一号グループしか入ることができませんので、この二号グループについて私ども十分周知徹底をし、四十七都道府県が一斉に足並みをそろえてスタートできるように、衆議院の段階で施行が平成三年の四月に修正を受けた、こういうことでございまして、十分周知徹底を図り、PRをした上でスタートをさせたい、このように思っております。

○小西博行君 各県ごとに設けられております地域型基金、これでは地域のニーズに応じた給付設計が大変大事だということに私は思います。また一方では、同じ基金加入者でも地域によって給付の内容にかなり格差があるという問題は同僚の議員からも御質問でございまして、厚生省は、こうした地域型基金の給付設計をこれからどのように調整、指導していくのか、その点をお伺いします。

○政府委員(水田努君) 地域型基金は、それぞれ各県のニーズにこたえるという面が一つ、それから四十七都道府県でそれぞれの県によって年齢格差という、自営業者の年齢格差がございまして、それはどうしても都道府県単位でつくりま

す。○小西博行君 一部の学者の中には、この基金というものは金持ち優遇ではないか、こういうような論陣を張っていらっしゃる方が何人かおられます。私自身は大変心外だという感じはしておる

のでありますけれども、しかしそういうふうには言われては、そうではないということを確認にひとつ局長の方からしていただきたい、そのように思います。

○政府委員(水田努君) 私どもはできるだけ自営業の方に入りやすい基金にする、そのためには口数制にしてその一口が負担しやすい金額に持っていく、私どもは一口五千円程度に抑えて何口かそれぞれの皆様方の経済状態に応じて入っていく、こういうことを考えているわけでございませう。もちろん、できるだけ効率的な資産運用をすることによって、少ない掛金でも厚い給付という魅力を持たせる、あるいは地域のニーズにこたえるという魅力を持たせる、そういうことによつて積極的に皆様方に多数入っていただけるように持っていく、こう思っております。

それから金持ち優遇にならないという面では、税制上の優遇措置が行われたのは、入るのは自由でございますが、これは脱退の自由がないんです。入った以上は年金をもらうまでは脱退できないという点が、やはりそこを理解しないで金持ち優遇と、こう一部の方が言っておられるのは私どもは非常に残念である、こう思っております。

○小西博行君 大臣に、この年金基金の創設のひとつ決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(戸井田三郎君) 本来、自営業者がこの基金を、二階建ての年金制度を非常に待ち望んでいたことは事実なんです、今までのやつはどちらかというと非常に入りにくい。全国で一業種、そして三分の二が同意をしなければいけないとか、あるいは全県下でやるとした場合でも、同じように非常に条件が厳しくて入りたくても入りにくい、つくりたくてもつくりにくい。この条件を今度は非常に緩和をされているわけでありますから、今この基金に対する期待は非常に大きいわけでありませう。

要は、今までの制約というよりも、企業年金その他と同じように国民としての同一の権利を取得

できるという機会を幅広く、そして入りやすくすることによって、今までどちらかといえばそれに入れないで企業年金を指をくわえて見ていた人たちに對して大きな光明を与えたものだと思います。その精神を十分に生かすようにひとつ努力をして御了解いただいて、これが成立すれば最善の努力を加えて頑張っていきたいと思っております。

○小西博行君 きょうもいろいろ同僚議員の方から質疑がありましたが、学生の加入、これは当然大学の協力も相当いただいたり、親の方も実はこれは大変であります、八千円が八千四百円になるということでありませう。しかし協力体制がうまくいかないと、この制度そのものの成功不成功と言ったら大げさですけども、やっぱり大切な問題だということに思ひまして、特にその辺の具体的な、学生にとかくこの年金に加入できるような、先ほども税金の問題とかいろいろ出ましたけれども、具体的にこれからどのように学生に對しての加入者をふやしていくのか対策をとっていくか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) やはり私も十分な準備期間を設け、大学なりそれから市町村なりの協力を得て、まず学生の皆さんは強制適用になるんだということ徹底する必要があるかと思ひます。したがって、私どもの当初予定していた施行時期はおおむね一年ずれて平成三年度からスタートと、こういうことに修正がなされたわけでございます。

それから負担の問題については、各党からそれぞれ厳しい御注文がついております。それを率々服膺いたしまして、現在負担能力のいろんなケースについての実態調査を全国レベルで行っておりますので、その集計結果を踏まえて、市町村の事務との兼ね合いも考えながら、公平な負担になるように最大限の努力をするようにいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○小西博行君 それでは次に、保険料の問題につ

いて少しお尋ね申し上げたいと思ひます。

だんだん高齢化社会になってくる、それから支払う方は数が少なくなってくるということですから、保険料の方はだんだん高くなっていくんではないかと思ひます。そういう意味では、保険料の全部集めたものの積立金の効率的な運用、これが一つの私は大きな問題になるし、またそれがうまくできれば大変負担が少なくて済むような方策もとれるんじゃないかという意味で、最大の努力を払ってもらわなきゃいけない。したがって、そのものに對する自主運用をぜひとも積極的にやっていたきたい。

そういう意味で、もう既に六十一年度からは自主運用をやっておられるというふうに私も聞いております。その自主運用の規模と運用の実績についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(水田努君) 年金積立金の自主運用は、年金財源強化事業と資金確保事業の二つに分かれておりますが、この合計の運用額は現在六・七兆で、積立金の約一割程度ということになっております。

この運用実績、六十三年で申し上げてみますと、年金財源強化事業は資金運用部に預託した場合約比で一・七八%上回っております。資金確保事業につきましても、資金運用部に預託している場合に比べて一・五四%利回りが上回っております。両事業合わせまして六十三年度の利益は六十六億円でございまして、スタートいたしました六十一年度からの累積額で見ますと八百三億と、こういうことに相なっております。

○小西博行君 そこで大蔵省にお伺いしたいわけでありませう、今申し上げましたように、積立金をできるだけ有効に使ってそれを年金財源にしてもらいたいという考え方なんです、既に現在共済組合では積立金の三割、今のお話では一割というところでございまして、こういうことを、実際に枠の拡大ということを図っていいものかどうか、その辺大蔵省の見解をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(富田辰郎君) 先ほどの御質問でござい

ますけれども、大蔵省といたしましては、年金財政基盤の強化の要請、こういうものについては十分認識しております、先ほど年金局長の方から御答弁がございましたけれども、六十一年度から資金確保事業あるいは特に六十二年からは年金財源強化事業という事業を創設いたしました、六十二年一兆円、六十三年一兆二千七百億円、元年度で一兆五千三百億円ということで、その充実に配慮してきたところでございます。

他方、年金の積立金と申しますのは財政投融資の重要な原資となっております、社会資本の整備あるいは中小企業対策、さらには昨今ですと地域の活性化あるいは不況時においては不況対策等々の面で重要な役割を果たしております、来年度でも非常に皆さん方からは強いニーズがあるというふうな状況でございます。そういう中でも、資金確保事業あるいは年金財源強化事業等その他年金加入者のための還元融資の比率というのは八割を超えておるといふような状況なんでございませう。

来年度以降でございますけれども、これにつきましては、財政投融資に対する需要、それから年金の財源強化、年金財政への配慮等々を勘案して、厚生省と相談してまいりたいというふうに思っております。

○小西博行君 大臣、厚生省とよく相談したいと、こう言っている。できるだけ自主運用をして、やっぱり目的はある意味では同じ部分はあり得るんですが、国民ですからね。だけれども、私は大いにその枠を広げて厚生省の権威をここに知らしめるということも一つの大切な要素じゃないかと思ひますが、大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(戸井田三郎君) ちょうど三年前の予算編成のときにこれを初めて実施するようになったんですが、理財との間に大変なやりとりがあつて、苦勞に苦勞を重ねて自分たちが積み立てた金

だから、それを使うのに大変な騒ぎをして使えるようになって、その結果は今局長が答弁したように大分効果を上げています。でも、もう一つ、努力をしなければならぬし、少なくとも共済とのバランスがとれるようなことをいずれ求めているかなければ、運用を拡大して努力していかなければいけないと思っておりますので、先生方もひとつ大きな応援団になっていただきたい、かように思います。

○小西博行君 それから、住宅融資の問題なんですけれども、年金の加入者の方々が住宅をぜひ手に入れたというふうなことで、当然この住宅融資というものを受けるわけですが、今度保険料がまた値上げというので、これが加入者にとっては大変問題があるんじゃないかと、何となくも融資の還元をもっと積極的にやっていただきたいというふうな問題もあるかと思ひます。ぜひとも住宅融資の方も今までよりもっと多くしてもらいたい、利子の方も考えてもらいたい、こういうのが一般の皆さんの感情ではないかと思ひます。

しかし、現実には非常に申込者が多いんだけれどもなかなか全部に貸してあげられない、こういうのもまた現実ではないかと思ひますので、その辺の住宅融資についての来年度の予算要求はどうなっているのか、この点を明確にしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) おかげさまで年金融資という言葉は国民の中に非常に定着をいたしてまいりました。被保険者の方から大変住宅に対する融資の希望が増大してまいっておりますので、今回保険料も上げるといふこともありまして、私ども思い切つて約三〇%増しの要求をさせていただいております。一兆三千二百二十九億円の住宅融資の貸付枠の要求をいたしておりますのでございまして、先生方の御協力を得てぜひ満額獲得できるようにこれは頑張つてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○小西博行君 今あのように言つておりますが、大蔵省せつ々しく残つてもらつてから、大蔵省はどうですか、出しますか。

○説明員(富田辰郎君) 先ほどの答弁と重なっている点もあるわけでございますけれども、年金住宅貸付事業、これは年金加入者の還元融資の一環というところで従来から事業を行つてきたわけでございまして。現在、来年度どうするかということについては折衝中でございますけれども、年金の新規預託額がどうなるか、あるいは先ほど申しました財源強化事業、資金確保事業の規模、それから総合的に勘案しながら考えていきたいというふうに思つております。

○小西博行君 それでは、厚生年金の基金について少しお尋ねしたいと思います。

だんだん高齢化社会が進んでいまして、老後の生活の保障という問題、これはもちろん公的年金と同時に企業年金ですね、これを合わせて何とかとも豊かな生活をしたというのが皆さんの考え方だと思ひます。

そこで、企業年金の中心というのは厚生年金基金の普及を図るという、これが非常に大切じゃないかと思ひますが、本年四月、設立認可基準の緩和が相当図られたと聞いておりますが、その中身は一体どうなんでしょうか。

○政府委員(水田努君) 昨年、厚生年金基金制度について二十年ぶりに改正をしまして、全会一致でこの改正をお認めいただいたわけでございまして。その改正を踏まえまして、ことしの四月から企業単独でつくり出す基金の場合の設立要件の人数を、今まで八百人としていたものを五百人以下に下げた、それから中小企業の方がつくる総合型基金については五千人であったものを三千人に緩和した、それから工業団地等のいわゆる異業種間をつくる地域型基金も新たに認める、こういう措置をとつたところでございます。

○小西博行君 緩和措置をとつた後の、特に八百人未満の小規模基金の設立状況、これは一体どう

なっていますか。

○政府委員(水田努君) ことしの十一月に、既に八百人未満の小規模四件認可をいたしております。それから、明年準備を進めているところがある七件。さらに、つくりたいということ受託機関と相談中のものがそのほか三十七件ということ、今後相当の勢いでできていくんではないか、このように考えておる次第でございます。

○小西博行君 これは非常に大きな成果につながつていくと思ひます。だから、ぜひともその普及について御指導をお願いしたい。

大臣、その点についてお考えでしょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 先生御指摘のとおり、やはりこの企業年金については、緩和もされたいということでありましても、まず第一に、中小企業という、どちらかといえば大きな企業と比較してこういう企業年金というふうな設立というものが非常に難しい企業、あるいは小企業ではあつても団地等でもつて一緒に共同でやっていると、か、そういうふうないわゆる中小企業グループの方々に参加をしていただくような積極的な姿勢を示して、また規制をするというよりも、むしろそういう意味ではその条件というものをよく見て、その条件に合っているものについては特に御支援を申し上げて設立ができるようにしていきたい、かように思ひます。

○小西博行君 集めたものを、これはもうさつきと同じですが、資産運用をいかにして拡大していくかという、この問題がこれまた大きなテーマの一つだと私は思うので、それを具体的にやる場合の目的といひましようか、具体的にどのようによりやろうと考へておられるんでしょうか。

○政府委員(水田努君) 今回の改正法案の中で厚生年金基金の運用範囲の拡大を盛り込ませていただいております。これは、厚生年金基金の制度はもう既に制度ができて二十年を経過しておりますので、当初のころは生保、信託だけに限定されておりましたが、貸付金を中心であつたわけでございますが、最近では運用の主体が有価

証券に変わつてまいっております。この点は、企業年金の先輩でありますところのアメリカ、カナダ、イギリスと似たような形になっておりまして、これらの国は生保、信託に伍して投資顧問が運用に当たる、三つの機関が運用に当たる、これが世界的な傾向になっておりますので、今回、総資産の三分の一について従来の生保、信託以外に投資顧問も参入できる、その三分の一の分野については生保、信託、投資顧問がそれぞれ専門性を發揮しながら競合して効率運用を図つていただく、こういう道を開かせていただいておりますのでございまして。

○小西博行君 六十三年版の厚生白書を見てみますと、その中で厚生年金基金の活用方法がいろいろ紹介されているわけですが、例えば年金生活セミナー、年をとる前にいろいろそういう教育を受けるというふうなんでしょうか、そういうふうなこともやつておられるというふうな聞いておるわけなんです、それがそれ以外にもいろいろな計画をされて具体的にやられている場合もあるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 現在、厚生年金基金は大変そういう意味の福祉活動に力を入れ始めておりまして、四十歳代の夫婦を二、三泊と呼びましてライフプランセミナーというところで老後の生活設計、経済面あるいは健康面、生きがいの面、いろんな面で指導をし、退職後にいろんな面に備えるというところを実施しております。大変好評を得ておりますので、私ども、厚生年金基金連合会等での確かな指導ができるノウハウを積極的に開発させまして、個々の厚生年金基金でそういうライフプランについてのセミナーができるように普及を図つていきたい、このように考えております。

○小西博行君 そういう意味では、福祉とか保健とか医療とか、高齢化社会に向けて具体的にどのようによればいいのか、そういうことを十分これからやつていかなきゃいけないと、当然そのように考へておられると思ひます。長寿科学研究セ

ンターというのを設けようというような考え方が
あるようでありましても、その構想とか、具
体的にどういうことをやろうとしているのか、こ
の点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(加藤栄一君) たいまお話のありま
した長寿科学研究センターでございますけれども、
厚生省といたしましては、高齢化が非常に急
速に進展してまいりますので、これに対処いたし
まして活力ある長寿社会確立のための諸施策の基
盤となります長寿科学研究というものを、保健、
医療、福祉を初めとして幅広い観点から推進して
まいるといふふうに考えておりまして、その長寿
科学研究の中核となるべきものとして長寿科学研
究センターを位置づけております。

かねてより学識経験者から成ります検討会で御
検討いただいておりますが、先月十一月
の末に、自然科学から社会科学に至るまでの幅広い
分野で取り組みます研究施設それから臨床施
設、それから成ります国立の機関としてこのセン
ターを設置すべきである、こういう御報告を受け
たわけでございます。

厚生省といたしましては、この御報告を踏まえ
まして、来年度にはセンターの整備計画を策定す
る等、逐次具体的な進展を図ってまいりたい、か
ように考えております。

○小西博行君 これは大臣に最後にお伺いしたい
と思うんですが、私はよくいろんな老人ホームを
訪ねていくわけでありましても、どちらかと
いうとやっぱり都会ではなくて、土地の割合安い
山間部だとか、そういうところに老人ホームがよ
く建っておるんですね。ところが考えてみますと、
と、やっぱりそういうところへは子供さんもおな
なかな行かない、行きづらい。私は、お孫さんあた
りが喜んで行けるようなそういう環境づくりとい
うのが非常に大切ではないかと思うんですね。
たまたま私はヨットとか海のことをよくやる
ものですから、むしろ四十代ぐらいからぼつぼつ
そういうところで、たまにでもいいですが環境に
なれるというんでしょいか、そして子供さんはい

ろいろ働いているでしょうけれども、お孫さんが
休みになったらぜひおじいちゃんとかおばあちゃん
のところへ行きたい、そしてその環境を楽しみ
たい、そういうものでないとなかなか家族が来て
くれないといつも感じているわけですよ。そうい
う意味では、これから先の今申し上げたような
施設一つにしても、やっぱり魅力的なものではない
と恐らく家族との関係というものが非常に難しくな
りはいないかな、できれば若いときからそういう
ところへどんどん行く、そういう形が大切ではな
いだろうか、そういうふう感じております。

これからの高齢化社会というのは、つまりお年
寄りだけで生活するんじゃない、子供さんとか
お孫さんとか、そういう皆さんが集まってやっぱ
り楽しく暮らせるようなそういうものでないとい
けない。一方で、やはりさきも申し上げたよ
うに、お年寄りでも仕事を十分持つて生きがい
を持てる、こういうような環境の醸成というものが
大切ではないだろうか。年金はもちろんな必要であ
りますけれども、それだけではいけない、私はそ
うように思いますので、大臣に最後にその点をど
うお考えなのかお聞きして、次にバトンタッチを
したいと思っております。

○国務大臣(戸井田三郎君) 御指摘のように、特
別養護老人ホームあるいは老人ホームというもの
がどちらかといえば土地の安いところにできて、
そして遠方であるからなかなか家族の人も行く機
会がない。勢い、将来そういう生活になれてい
かなければならぬ環境の中で、そういうような
ものを体得する機会も子供や親なんかにない。
そして施設に入所したお年寄りの人たちが寂しい
思いを一方です。こういうような環境というも
のは、やはりだんだんこれから高齢化社会になっ
て四人に一人は六十五歳以上だ、そういう環境に
なっていくわけでありましても、やはり考えてい
かなければならぬ大きな問題だと思っております。
特に私は、田舎といいますが地方の方では特別
養護老人ホームなり老人ホームは多いけれども、
都会の中では地価が高いからとてそういうものが

ができない。しかし、都会に人が相当寄つてきて
いる。寄つてきた人はどういう人かといえ、今
から三十年、四十年前にやはり農村から都会に移
動してそこに職を求めてきた人たちが、その人た
ちが今お年寄りになってくる。今はその人たちの
子供の時代である。子供とお年寄りが都会で生活
して、そのお年寄りの入る特別養護老人ホームな
りそういう施設がとてつくりにくい。こうい
う中で、どういうことを考え、どういうやり方を
したらば特養のようなものができるのか。

私は、例えば保育園であるとか幼稚園である
とか、都会のそういう施設は二階は老人施設であ
るとか、そういうような重複した違った施設が同
居するようなことも都会では考えなければ、都会
のお年寄りはどうしていったらいいだろうかとい
うようなことも考えているわけで、役所の中で
もそういうようなことに対する前向きな知恵とい
うものを出し合おうじゃないかということも言い
合っているわけでありま。

先生の御意見は私も全くそういう意味では同感
でありますので、よろしくまた我々にも知恵を拝
借させていただいて、そういうものをつくって
いきたい、かように思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

○委員長(浜本万三君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。
本日、西田吉宏君が委員を辞任され、その補欠
として吉川芳男君が選任されました。

○西川潔君 いよいよ最後の質問者になりました
た。よろしくお願いたします。長丁場、本当に
御苦労さまでございます。
もう一度、おさらいのつもりで質問をさせてい
たきますので、重複するところが多々ございま
すが、お許しいただきます。午前中からいろいろ
と年金のことを勉強させていただきましたが、国

家公務員の皆さん方にいろいろ質問を先生方がさ
れて、私どもは素人でございますが、本当にあり
がたいな感謝するような気持ちの部分、またも
う少しこのあたりは当然何とかならぬもんかいな
とちょっと腹立たしく思う部分、いろいろ勉強さ
せていただきましたが、私はまず無年金者のこと
からお伺いしたいと思います。

今回の年金法案の改正の審議に当たりまして、
私はいつもテレビとかラジオで皆さん方にはが
きをいただいておりますが、もう一度読み直して
みますと、年金に対する不安、疑問に加えて
最も多かったのがやっぱり無年金者の方々です。
こういう方々の訴えは、無年金者となるに至った
原因にはさまざまありますが、昭和五十
七年以前に障害者となった在日外国人の方々や旧
制度時代に制度の谷間に落とされてしまった方々
のように、どちらかといえば制度に原因があつて
無年金となられた方も随分いらっしゃいます。ま
た、若いころ、年金制度の存在を知らずに未加入
のまま放置していたため無年金者となつてしま
った方々もいらっしゃいます。

そこで伺いたいのですが、現在無年金者と
言われる方々がどれくらいいるか、改めてお伺い
します。

○政府委員(土井豊君) 無年金者につきま
しては、私も正確な統計は持ち合わせておりませ
んけれども、国民生活基礎調査等の結果をもとに推
計をいたしますと、約七十数万人程度の無年金者
がいるのではないかと推計をいたして
おります。

○西川潔君 無年金者となつてしまった方々につ
いては一体どうすればいいのか、大変難しい問題
だと思つておりますけれども、この問題につきま
しては、私といたしましてはもう少し勉強させてい
たきまして、また改めて質問させていただきます
と思つておりますが、少なくともこれ以上無年金者
を出さないように、今のうちからできるだけの手
だてを講じておく必要があると思つております。
年をとつてから、あるいはけがや病気になつて

から年金に入っておけばよかった、きちんと掛金を納めておけばよかったと後悔しても遅いわけですが、その意味で考えますと、国民年金の現役の方で掛金を滞納されておられる方は将来無年金者になるわけですが、現在未加入者を含めた国民年金の滞納者は一体どれぐらいおられますか。また、政府はこの数字についてどういうふうにお考えになっておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(土井豊君)　まず、国民年金の保険料の滞納者の問題でござりますが、一昨日もお答え申し上げましたけれども、保険料の未納率というものをもとにして計算をいたしますと、約二百五十万人ではないかというふうに推計をいたしております。

なお一昨日、高桑先生に二百八十八万となし
か申し上げたと思いますが、その後よく数字を計
算いたしますと、一号被保険者から免除者を除い
たものに率を掛けるという形で推計をすると、約
二百五十三万人というふうに把握をいたしており
ます。

それから、もう一つの未加入者の問題でございますけれども、特に人口移動の多い都市部において非常に把握することが困難でございます。私もなかなか正確な未加入者の実態というものをつかんでいないわけでございますが、ただ、毎年四月に全国の市町村におきまして適用対象者というのを把握して、そして一年間かけまして適用促進という形でやっているわけでございますが、年度末において残った数字というようなもので推計をいたしますと、年によって多少違いますけれども、

も、八十万人とか九十万人というのが出てまいっております。この中には学生でありますとかいろいろな方々があるものですから、全員が未加入者というわけではないと思いますけれども、一応そのオーダーの範囲内の数字が未加入になる危険性があるのではないかとというふうに推計をいたしております。

であるという認識を持っておりまして、私ども、これらに対して全国の社会保険事務所、市町村が力を合せて、できるだけこういうことが少なくなるように今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西川潔君 何か対策の方法みたいなものがおありなんでしょうか、こういうことを今後やっていくというでしょうか。

○政府委員(土井豊君) ただいままで私どもで実

を納めやすい環境づくりをするということで、全国の市町村で、従来は三ヵ月に一回納付ということとでございましたが、本年四月からは毎月納付というところで、全部それで出そろいました。それから、具体的には口座振替でありますとか、それから、

それから、未加入防止の問題でございますけれども、これは非常にふりに納めやすいような環境づくり、これは非常に地道なようでございますけれども、やはり一番基本になることではないかと思っておりますので、今後とも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

ども、住民基本台帳でありますとか、国民健康保険の加入者で国民年金には入っていないというよ
うな方々は市町村において把握できますので、一
人一人について加入勧奨を行っていくという地道
な努力を続けさしていただきたい。と同時に、年
金制度全体につきまして基本的な広報を行って、
入っていないければ将来非常に困ることが起こるべ
しということを十分御理解をいただくという一般
的な広報にも力を入れてまいりたいというふうに
考えております。

○西川深君　それでは次に移ります。
今出ました学生さんのことで、今の無年金者問題に關連して二点お伺いしたいと思いますし、もう一つは第三号被保険者の問題です。
まず、学生の強制適用に伴うこの適用事務について、今回の制度の改正で、学生さんの場合二十になった時点で任意加入であった学生はいわゆる強制適用となるんですが、これまで二十になった

方々に対する加入の通知のようなものは行われていたんでしょか。

○政府委員(土井豊君) 市町村によって多少の違いはございますが、毎年新成人になられた方々に對しましては市町村の方から通知とかパンフレットをお送りするとかそういうような形で年金制度についての加入促進、加入勧奨ということを行つておきまして、したがって成人式の場合でありますとか、成人のお祝いの一つと言うと語弊が

○西川潔君 健康保険の場合ですと、例えば風邪を引いたりとか歯が痛くなったときに病院に参りますし、日々の生活で何かと必要性を感じることもありますが、三金の場合は、三金の例

え、例年大反の暴落。一、二とく

知は、例えは大陽の寶屋川ですとごんじうな
なはがきを出すようにしておるわけですけれど
も、地域によつては通知のはがきもなく広報のみ
という地域も実はございました、調べてみます
と。その一方、新聞での紹介記事を読まされて
いただいたものもあるんですが、こちらにも「ねん
きん」というこんな大きい、これは横浜市の西区
で出しているんですけれども、年金制度をわかり
やすく紹介をしておる「ねんきん」という新聞で
すけれども、「私は五十五歳で、現在国民年金に

ています。万一、夫が亡くなった時、私の年金はどうなりますか」とか、いわゆる生活に密着した問題を取り上げてわかりやすく解説しておられるわけですが、こういう仕組みを、例えばこちらでは会話やQアンドAの形式で紹介したり、また年金のコナーを区民祭に出展したり、パネルでクイズをつくったり、パントマイムなどを通

入者が随分ふえております。

政府は、成人を迎えた二十の方々に対して年金制度へ加入してもらえらるる様に、この必要性や仕組みのPR、こういうふうな手続について何かいい案がございませんでしょうか。僕は、例えば成人式の会場へ参りまして専門家の方々が成人式の会場でちょっとPRをしていただくとか、例えば本当に厚生省が、西川潔、一遍おまえやつてみなば

いかにまた厚生大臣の力から、四川一連全国のテレビにこういうふうなPRで、僕らタレントの議員としてこちらへ参加させていただいておられますので、本当中お使いいただければ僕は喜んでやらしていただくんですが、年金局長、ひとつ考えていただきたいと思います。出演料は一銭も要りませんので、これは本当に真心想ってやらして

ただきたいと思います。例えば僕であるとか前島先生とか野末陳平さんとか、いろいろ僕と走り回って一緒にやるというような方々がおられました。大変大事な問題でございしますので、本当にできることならやらしいたきたいなというよう

か気持をもちつておられます。何かいふ法を考へておられるんでしょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 西川先生から、年金を理解させる運動をひとつ買つて出てやるうかというようなお話で、これは本当に心強く思つております。

やはり何かそういうことは非常に必要じゃないかと思うのは、最近年金というものに対する関心が非常に高まつてきたことは事実なんです、この年金制度が発足した当時は、年金という

それで、今いみじくも西川先生が言われたように、現実的な健康保険のようなものは今でも起こることだから非常に高い関心を持っているけれども、年金というものは三十年四十年先の問題であると思います。

〔委員長退席、理事糸久八重子君着席〕

る、そのためにどうも薄いではないかということ
を言われましたが、まさに私はそのことは非常に
重要なんじゃないか。だから、本当に滞納したり
加入していない人がどういう意識で加入してい
なかったのか、若い現在の人が加入していないの
か、あるいはもうそろそろ年金を受給すること
になったときに、自分は年金がないんだ、無年金
だったとびっくりしているという人がいるのか、
そういうような実態も一回調べてみないかとい
けないんじゃないか。そうじゃないと年金に対す
る理解はどうも薄い。

それで、この間やはり衆議院である方が決算委
員会の方に質問されたんですが、お年寄りが、
できたときに質問されたんですが、お年寄りが、
来二千円も入る、計算したら二十倍だ、だから
ひとつこれ入っておこうかといつて入っていた、
ところが今八千円の掛金になってきちゃったと。
その人はもう年金を受給しているんですけども、
その人がその時分の二十倍に今なっていない
じゃないかと。だから、そうじゃない、あなたは
百円払って今五万円に相当するものをもらって
いるわけだから、これは年金というものは非常
にありがたいですよと。

それからもう一つは、大体世の中年をとって働
けなくなってきた、働きぐあいが悪くなれば給料
は下がってくるんだけれども、年金だけは別で、
百歳になっても家で寝ていてもその年金というものは
相当高い。若い人がもらっている賃金の上がれ
ば比率が上がるのと、物価スライドで上がるのと
経済の成長で上がるのと、全部そうだったものを
含めていただけるはずらしい制度なんだ、この制
度を本当に理解したら加入しないなんてことはあ
り得ない。

ところが、やはり現実には自分の懐でもって払
い切れないような高いものになってくると、いろ
いろ御指摘があったようなことになってはいけな
い。しかし、入れるものだったから、会社で働いて
いたら皆入れるけれども、そうでない自営業者や
何かだとしてもそういうものに対する本当

の理解というものが足りないんじゃないかなと。
だから、先生の御指摘のようなことは大変ありが
たいことだし、その証拠に今までも年金改正をす
るたびに特例納付制度というのを、入っていない
ものだから特例制度をまたもう一回、この前のと
きやったじゃないか、だけれどもまた特例制度と
いうようなことで今までやってきたんです。
ですから、本当に滞納、無年金になっているよ
うな方の環境というものを一回調べてみたいと思
うんですが、これもなかなか難しいんですね。例
えば住民票で見ても、国民年金に入っているかど
うかなんて調べようがないし、そういう意味で、
いろいろな意味でぜひ何とか調査をしてみたい。

〔理事 永八重子君退席 委員長着席〕
それで、そういうことなP Rというものの、た
だ単に年金はいないんだと言っただけじゃP
Rになりませんから、現実にはそういうような先生
のお力等もかりながら、やれる機会ができたらと
思い、検討してみたいと思います。

○西川潔君 ぜひお願いしたいと思っています。消費
税のときも随分橋本大臣がテレビに出て頑張
ったわけですから、大臣も一遍出てみて、本当に
一緒に何か我々がQアンドA方式でいろいろお尋
ねして、理解してもらえようかなことを考えてい
ただいたらいかがですか。

私は家に、八十一、七十六、七十一とみんな年
金にお世話になっておまして、本当に喜んでお
るわけなんです。今度掛金のこともありますし、学
生さんのことになりまして、二十、二十一なんとい
うような子供を持っておりますと、これはもう二
人分というだけで一万六千八百円も要るわけだ
から大変な支出になるわけなんですけれども、その
あたりが途中でやめるとまたもらえないしとか、あ
えらいなとか、おうちの中ではいろんなことが
言われておるわけです。

そういう意味で、次に、関連した第三号被保険
者についてお伺いします。今回の改正とは直接は
関係ないんですが、前回の改正で新しく創設され
ましたサラリーマンの妻の方が対象となる三号

被保険者の問題です。

確認させていただきたいんですが、前回の改正
でサラリーマンの奥さんは主人の加入している年
金制度が、主人の支払った保険料の中からまとめ
て保険料を納める形になったわけですから、奥さ
んは直接保険料を支払うことがないわけですね。結
婚している期間に應じた年金が支払われるわけ
ですから、つまり結婚していればそれだけで保険料
を負担しなくても年金がもらえると理解してい
んでしょか。

○政府委員(水田努君) 厚生年金などの被用者年
金に加入している方の奥さんは、その御主人によ
って生計が維持されている場合には三号被保険者
という形になるわけですが、この三号被
保険者の方は御主人の所属しておられる制度の拠
出金のカウントの対象になっておまして、その
制度が奥さんの分も含めて保険料という中に化
して取りまして国民年金に保険料を拠出する
と、こういう形になるわけですが、その
場合には三号被保険者である奥さんは、市町村に
行って自分が三号被保険者であるという届け出を
きちんとしていただかなければならないと、こ
ういふことの義務も伴っております。

○西川潔君 その手続ですが、三号被保険者の届
け出しというのは、これは一回だけやっておけばよ
いのでしょうか。それとも例えば住所が変わった
ら、会社が変わった、脱サラになった、八百屋さ
んからサラリーマンになったと、いろいろケース
がございしますが、大変やこしいんですが、その
あたりを御説明いただきたいと思っています。

○政府委員(土井豊君) 基本的には、一回届け出
をしていただきますと、サラリーマンの奥さんで
あるという状態が変わらなければずっと有効でござ
います。今お話のようにいろんな変更届け出
書というケースに該当する場合には、これをきち
っとしていただくということが必要に相なりま
す。例えば住所が変わった場合には当然所在する
市町村も変わる場合が多々ございますので、改め
て住所変更の手続をしていただくということにな

ろうかと思えますし、それからまた御主人が会社
をやめてサラリーマンから自営業になったとい
った場合には、三号被保険者というような形の
なくなるものですから、奥さんの方も一号被保
険者に切りかわるということでございますので、そ
ういふような手続をしていただく。

いづれにしても、どういふ場合にどういふ手続
をするかということをおわかりやすく御理解いた
だくということがどうしても必要でございますの
で、私も今言ったのを種別変更と申し上げてお
りましても、そういう場合にはそれに該当する
ということをわかりやすく広報いたしまして、そ
ういふケースには問い合わせその他を通じてき
ちんと手続をしていただくということが将来の年
金権をきちんとするためにはどうしても必要で
ございますので、十分周知徹底を図ってまいり
たいというふうに考えておるところでございます。

○西川潔君 今伺いしただけでも本場に仕組み
がややこしいと思えますし、すぐに忘れてしま
うわけですが、第三号被保険者という仕組みは、サ
ラリーマンの奥さんの年金権を保障する上では大
変いい仕組みだと思えます。今のお話のように、
御自身がきちんとして届け出をしないとか未加入
者の扱いになってしまいうわけですが、保険料を御
自身で納めることがないわけですからかえって
気がつかないというおそれがあると思えます。

そこで、万が一届け出がおくれた場合、結婚し
て五年間例えば届け出を忘れていたというよう
な場合は、届け出の効果というものは五年間さかの
ぼることができるのでしょうか。

○政府委員(水田努君) 三号被保険者の方は、確
かに保険料は御主人の払われる保険料の中に化
されるわけですが、前回の改正でせっかく婦人の
固有の年金権というものが付与されたわけござ
いますので、自分が年金制度に参加しているとい
う自覚を持っていたら上でも三号被保険者とし
ての届け出をきちんとしてやらないと出してい
た、これはどうしても大事なことでないかと私も
は思っております。

今お尋ねの五年間届け出を怠ったという場合の法律上の扱いでございますが、これは届け出をすれば、二年分はさかのぼって保険料が納められたものと、こういうふうな扱いになりますが、それ以前の三年分は未納であったと、こういう扱いになるわけでございます。

というのは、それぞれこれは三号被保険者の届け出があつて、その所属する例えば国家公務員共済なら国家公務員共済に拠出金の割り当てをするわけでございますので、それを怠つておりますとその賦課というのはいけませんので、その調整というのは概算要求、精算要求と、こういう形の中で二年間で行われるわけで、これは一般の保険料のとき効が二年間であるのと同じバランスをとつて行われているわけでございます。どうかその届け出関係は十分履行されるように、私も地方も含めて徹底を図つていかなきや権利は守れないという問題になりますので、どうかひとつこの点についてもPRを怠りなくやつてまいらなきやならぬ問題である、このように考えております。

○西川深君　今のお話ですと、二年間しかさかの
 ぼれないということですが、そうなればよりきち
 んと届け出をする、毎日の主婦の仕事の中でこれ
 は本当に大変なことだと思えます。その届け出は
 本当に難しいことがたくさんあるんですが、恐ら
 く今でも届け出漏れのサラリーマンの奥さん方は
 随分いらつしやるのではないでしょうか。届け出

のあるなしで将来無年金者になってしまうというのでは、せっかく第三号被保険者の仕組みもなさないわけですが、今ならまだ間に合うと思うんですね。ですから、第三号被保険者の方々の届け出を簡単にするとか、さまざまな機会をとらえて今おっしゃっておられたようなPRを徹底していただくとか、適切な配慮をしていたかどうかのような検討は今現在していただいておるのでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 三号被保険者の人数は、昭和六十二年で申しますと一千百三十万人程度に相なっておりまして、私ども、六十一年度から制度が切りかえになりまして、最初の年は一千万

強でございましたが、現在は六十二年度末で一千三百三十万人、大体一千万人強ではないだろうかというような見込みも持っておりますので、ある程度まで周知徹底がされているのではないかと。特に、私どもはこの場合に奥さん方御本人に市町村に、広報を通じてよく理解していただくと同時に、会社等を通じて、事業主を通じてだんなさんの方にもいろいろPRをしたというようなことで切りかえに伴う努力は可能な限りいたしたつもりでございます。

しかしながら、今お話しのとおり、それ以降例えは共働きになったとかあるいはだんなさんが転職したとかあるいはサラリーマンをやめたとか、いろんな事由によって資格の得喪関係に影響が出てしまうものですから、そういう点につきましては今後ともPRにつきまして最大限努力してまいりたいと思います。

今までも私も自身も、社会保険庁のPRとして、テレビ、新聞、ポスターといったようなものを利用してやっておりますし、それから先ほど言いました事業主に対する協力依頼、あるいは国民年金事務の指導員による巡回指導でありますとか、市町村広報等行つてきておりますけれども、今後ともこれらにつきましてはさらに力を入れまして、将来の年金権が脅かされないようにきつちりしてわかつていただくということに最大限の努力をしましてまいりたいと考えております。

○西川潔君 次に、遺族基礎年金についてお伺いしたいと思います。

まず、遺族基礎年金を受けることのできる遺族の範囲についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(水田努君) 遺族基礎年金を受けることのできる遺族の範囲でございますが、死亡された方のお子さんをお持ちの妻、それから子供、この二つのケースがあるわけでございますが、具体的に申し上げますと、死亡された方によって生計を維持されていたことがまず第一の条件でございますまして、奥さんの場合には十八歳未満の子供が二十歳未満で一級または二級の障害のあるお子さん

を持つておられる方、こういうことでございます。それから遺児の場合は、十八歳未満の子供であるか、二十歳未満の一級または二級の障害の状態にある方でございます。なお、この場合事実婚の方も認められる、いわゆる内縁関係の妻も含むわけでございまして、子供については養子や死亡したときに胎児であった子供も含むわけでございます。

○西川潔君 この場合の子の範囲でありますけれども、例えばほかの手当ですね、児童扶養手当などいろいろなものがございますけれども、ほかのどの部分も同じ扱いになるのでしょうか。

○政府委員（水田努君） 児童扶養手当法による児童も十八歳未満の子または二十歳未満で一、二級の障害の状態にある子、こういうことになっております。それから特別児童扶養手当、障害児福祉手当の子の範囲も全く同様でございます。

○西川潔君 先日また僕がお便りをいただいた中から、ちょっとお聞きいただきたいんですけれども、

私の家庭は主人が亡くなり、現在息子と二人暮らしです。私はパートで働いているんです。パートで働いている収入と主人の遺族基礎年金をもらいながら生計を立てておりましたが、息子が高校三年在学中の六月に十八歳の誕生日を迎えたことによって年金が実は打ち切られたわけです。せめて子供が高校を卒業するまで年金を支給してもらえないものでしょうか、潔さ

というお便りをいただいたんですが、いろいろ喜婦の方とか母子福祉の大会とかいうところへ講演に参りましたら、よくこういうお話をあつちこつちで僕らはお伺いするんですけれども、今の制度ではなかなかこの範囲の考え方はすぐに変わるものではないということもよくわかります。しかし、この方のように例えば六月にもえなくなつたというようなことであれば、せめて十八歳の年度末、高校卒業するまで年金を支給してあげたらどうでしょう。

この奥さんは本当にそれまでは何とかしてもらえないかと、この人の場合でしたら月額六万七千九百四十一円ですか、これはもうパートに出ておられるお母さんにしたら大変なことだと思ひます。聞くところによりますと、国家公務員の扶養手当がそのように改正されるということもお伺ひいたしました。この点について、これは本当に現場から聞いてまいりまして、これからも頑張つて自分がテーマとしてやりたいなと思つていただけます。きょう確かなお答えをぜひお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) 先生の御指摘の事情、私もよく理解できるわけでございますが、これはいろんな制度すべて十八歳未満という一つの線が引かれておりまして、厚生年金なりあるいは国民年金だけが独走して決める問題ではなく、やはり共済年金、それから先ほど先生の御質問のありました諸手当あるいは労災その他にも関係する問題でございますので、ひとつ今後の研究課題とさせていただきますと思います。

○西川潔君 本当にこれについては頭を下げられまして、現場の方々には、本当に潔さん頼むわと、国会へ行って社会労働委員会というところで今度はやるそうやなということで、ぜひお願いしてきてくれというお話をお伺いしましたので、最後にこれについて厚生大臣に一言お伺いしたいと思います。

○國務大臣(戸井田三郎君) そのお手紙を下さつた方はやはり母子家庭のようです、母子家庭その他いろいろな児童扶養手当、いろいろな問題で常の問題になつてくるわけですが、やはり同じ十八歳の中で、高校に入っていないで働いている人たちとか、十八歳の環境というものはいろいろな制度形であるんですね。それから制度もいろいろな制度形になつてゐる。そうすると、その制度間のやはり整合性を保たなきゃいけないという、いつも我々も出先で陳情を受けるたびに胸痛む思いをしております。

再度のそういった西川先生の御提言であります

が、よくまた検討させていただきたい、かように
思います。

○西川潔君 よろしくお願いたします。

それでは、これで終わります。

○委員長(浜本万三君) 以上で両案に対する質疑
は終局いたしました。

これより両案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○香取タケ子君 私は、日本共産党を代表して、
国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者
年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法
案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、厚生年金の支給開始年齢繰
り延べの問題です。当初の改悪案から六十五歳繰
り延べのための関連事項は削除されたものの、附
則に、次期財政再計算時に見直すとし、四年後に
再浮上させる火種を残しています。質疑で強調し
たように我が国の労働実態から見ても年金の六十歳
支給は将来にわたって厳守されなければならませ
ん。

第二は、保険料の大幅引き上げの問題です。

原案より引き上げ幅をわずかに圧縮したとい
え、国民年金保険料の引き上げは原案どおり
であり、加入者の二八・二%が掛金の未納または
免除となっている現状では、今回の値上げがさら
に滞納、無年金者の増大に拍車をかけることは必
至です。

第三は、二十歳以上の学生を強制加入するこ
とにより、新たに年間十萬八千八百円を学生、親から取
り立てようとしていることです。政府は、親の保
険料負担が過大にならないよう配慮するとしてい
ますが、内容が明白にされておらず、

第四は、被用者年金制度間の費用負担の調整に
関する特別措置法案ですが、鉄道共済の財政破綻
の解決は労働者に負担を肩がわりさせるのではな
く、政府とJRの責任で解決すべきであります。

我が党は、物価上昇に見合った年金額の引き上
げと政策改定を四月にさかのぼって実施し、改悪

条項である支給開始年齢の六十五歳繰り延べ、保
険料の大幅引き上げをきつぱりと削除することを
提案してまいりました。これこそ、年金額の引き
上げを待ち望んでいる全国の年金受給者と、年金
改悪に反対している多数の国民の声にこたえる道
であります。

我が国が高齢化社会を迎えようとしていると
き、消費税廃止法案が参議院で可決されたにもか
かわらず、消費税になおしがみつき、今また年金
改悪を押し通そうとする政府・自民党の態度を国
民は決して許さないのであります。

私は、質疑の中で、年金財源対策として国庫負
担をふやすことや、力のある大企業に高齢化社会
にふさわしく応分の拠出を求めること、労使の保
険料負担割合を変更することなどを求めてまいり
ました。

これらの諸点については、今後の年金制度の検
討課題とすべきことを重ねて要望するものであり
ます。

日本共産党は、老後の生活を保障するため、年
金制度の拡充に引き続き全力を挙げることを表明
いたしました。反対の討論といたします。

○乾晴美君 私は、連合参議院を代表いたしまし
て、たまたま議題となっており二法律案のうち、
被用者年金制度間の費用負担の調整に関する
特別措置法案について、反対の立場から討論を行
うものであります。

政府は、今回の財政調整措置の目的について、
平成七年とされている公的年金制度の一元化が行
われるまでの間の当面の措置として、被用者年金
の老齢給付部分についての費用負担の財政調整措
置を講ずることにより、各制度の成熟度の違いに
起因する負担の不均衡を是正するものであると、
大変見解のよい説明をいたしておりますが、そ
の主たるねらいが、来年度以降、毎年三千億円程
度の赤字を生ずることとなる鉄道共済年金の救済
にあることは明白であります。

そもそも、旧国鉄にかかわる鉄道共済年金に関
する責任は、政府と国鉄清算事業団が全面的に負

うべき性格のものであり、鉄道共済年金制度の財
政破綻の責任を国が主に民間の被用者保険である
厚生年金保険制度に転嫁することとなる財政調整
は、我々は、何としても承服できないのでありま
す。

厚生年金の元年度末の積立金は七十兆円近くあ
り、現在のところ成熟度が低い一見財政的に
余裕があるように見えますが、厚生年金からの
巨額の拠出が続けば、将来の財政が極限状況に達
することは今回の年金審議の中でも明らかとなっ
ており、このような民間の制度に多額のツケ回し
をするやり方は、どう考えても来るべき高齢化社
会を展望した責任ある対応とは申せません。

また、さらに問題な点としては、厚生年金が今
後順次破綻していくであろう共済年金の財政救済
の役割を担わされることを指摘しないわけにはま
いりません。公的年金の大多数の加入者の現在と
将来にかかわるこのような基本問題は、拙速を避
け、時間をかけて関係者の合意を形成すべきこと
を強く主張したいのであります。

このような見地から、衆議院での措置により、
鉄道共済の自助努力などが一千八百五十億円に引
き上げられ、制度間調整による拠出額も二割方引
き下げられたところであり、その努力を多としつ
つも、この法案の本質に変化はないと指摘をせざ
るを得ません。

ここに至るまでの過程も、衆議院での自民、社
会、公明、民社の四党間での合意により、政令事
項である調整金額まで含め、参議院を拘束するも
のであり、我々連合参議院は一切関与していません
ばかりか、参議院軽視ともなるこうしたやり方は
何としても承服できないのであります。

二十一世紀の本格的な高齢化社会の到来を目前に
した今日こそ、国は老後の所得保障の中核的制
度である公的年金制度に対する責任を明確にするこ
とに、次々に民間の被用者年金に財政破綻のツ
ケ回しをすることとなるようなやり方を撤回する
ことを強く求め、私の反対討論を終わります。

○委員長(浜本万三君) 他に御意見もないよう

すから、討論は終局したものと認めます。
これより順次採決に入ります。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案に
賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜本万三君) 多数と認めます。よっ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

この際、糸久八重子君から発言を求められてお
りますので、これを許します。糸久君。

○糸久八重子君 私は、ただいま可決されました
国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、自
由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民
会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連
合、参議院クラブの各派共同提案による附帯決議案
を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講
ずべきである。

一、平成七年実施を目途とする公的年金一元化
の全体像を可及的速やかに明らかにすること。

二、基礎年金の水準と費用負担のあり方につ
いては、今後の社会経済情勢の推移等を踏ま
え、次の財政再計算期までに総合的に検討を
行い、必要な措置を講ずるよう努力するこ
と。

三、学生の国民年金の適用については、関係者
の協力も得ながら、その趣旨を周知徹底する
とともに、保険料負担が過大にならないよう
、免除基準につき適切な配慮を行うこと。

四、障害基礎年金の水準、学生時の障害無年金
の対策等障害者の所得保障の充実について、
障害者の「完全参加と平等」を促進する見地か
ら、今後総合的に検討すること。

五、地域型国民年金基金の創設については、自
営業者の二階部分の年金としての機能を十分

發揮しうよう適切な運用を図ること。

六、在職老齢年金については、高齢者の雇用、賃金体系との関係を検討して、その改善を図るよう合理的な方策を検討すること。

七、六十歳定年の完全実施を図るとともに、高齢者雇用の促進を図るため、早期に高齢者雇用の長期ビジョンを策定し、雇用と年金の連携に配慮しつつ、法的整備の実現に努めること。

八、年金の毎月支払いについては、支払通知の簡素化を含め事務処理体制等の整備を図りつつ、その実施について検討するとともに、あわせて本格的な年金時代に対応した年金相談体制の充実強化に努めること。

九、沖縄の厚生年金については、早期に本土との格差を是正する措置を講ずること。

十、年金積立金の運用については、自主運用額の拡大に最大限努力するとともに、被保険者代表及び事業主代表を運営に参加させるなど保険料拠出者の意見が反映されるよう努めること。

十一、厚生年金の国庫負担の繰延べについては、速やかに繰り戻しされるよう努めるほか、今後、このような繰延べ措置は行わないこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(浜本万三君) ただいま糸久君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜本万三君) 多数と認めます。よって、糸久君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、戸井田厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。戸井田厚生大臣。

○国務大臣(戸井田三郎君) ただいま御決議にな

られました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(浜本万三君) 次に、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜本万三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小野清子君から発言を求められておりますので、これを許します。小野君。

○小野清子君 私は、ただいま可決されました被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案に対し、自由民主党、日本社会党・護国共、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポート・国民連合、参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、制度間調整の見直しに当たっては、被用者年金制度の被保険者などの意見を十分反映させるため、政府に被保険者、事業主及び学識経験者から成る検討の場を設けるものとする。

二、年金制度の公正を確保し、公的年金に対する国民の理解を得るとともに、年金財政の長期的安定を図るため、各年金制度の被保険者が年金財政再計算の基礎データの公開を含め、将来の年金財政の見通しに関する資料を明らかにするよう、所要の措置を講ずること。また、年金財政の将来展望の明確化と公表の原則の確立のため、年金財政に関する一元的調査の権限を有する機構の設置につき、検討すること。

三、被用者保険の一元化に当たっては、政府の役割を明確にするとともに、官民格差の是正を図りつつ進めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(浜本万三君) ただいま小野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜本万三君) 多数と認めます。よって、小野君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、戸井田厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。戸井田厚生大臣。

○国務大臣(戸井田三郎君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(浜本万三君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浜本万三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浜本万三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、沓脱タケ子君及び乾晴美君が委員を辞任され、その補欠として林紀子君及び栗森喬君がそれぞれ選任されました。

○委員長(浜本万三君) 次に、原子爆弾被爆者等援護法案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る十二日、既に終局しております。

本案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本案に対する意見を聴取いたします。戸井田厚生大臣。

○国務大臣(戸井田三郎君) ただいまの原子爆弾被爆者等援護法案については、政府といたしては反対でございます。

○委員長(浜本万三君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小野清子君 私は自由民主党を代表して、原子爆弾被爆者等援護法案に対し、反対の討論を行います。

政府・自由民主党としては、いわゆる原爆二法を中心に、被爆者の保健、医療、福祉の全般にわたって施策の充実を図ってまいりました。原子爆弾被爆者から四十四年を経て、依然として、その災禍にさいなまれている多くの被爆者の方々に對しましては、これまでもできる限りの施策を行ってまいりました。またこれからも一層の充実を図っていかねばならないという立場に立つものであります。

しかしながら、本法は、国の戦争責任を前提とし、国家補償の立場から、被爆者、その遺族等に補償をしようとするものであり、他の戦争犠牲者や一般の社会保障制度との均衡上、多くの問題があると考えます。このうち、基本的な点を申し上げて、反対の理由を明らかにしたいと思います。

まずその第一は、国家補償の考え方についてであります。本法は、戦争責任に基づき、被爆者に対し国家補償を行うこととしております。原爆投下は、まさに、非人道的な行為であり、世界のいかなる地域においても、どのような理由があろうとも、今後二度と繰り返してはならないものであります。しかし、だからといって、政府に、戦争の開始、遂行により原爆投下に至った責任やアメリカに対する請求権を放棄した責任があり当然に補償を行う法的義務があるということにはなら

ないと思います。

被爆者対策というものは、国の不法行為責任に基づく補償というような性格のものではなく、原爆放射能による後遺症という特別の健康障害に苦しんでおられる方々に対し、政策的に必要な対策を講じていくべきものであります。国家補償とか不法行為責任とかいうような政治的な議論を繰り返すことは、かえって健康障害に苦しんでおられる被爆者に真に必要な施策を行うということをしてしまうことになるかと思うのであります。

第二は、他の戦争犠牲者との均衡の問題であります。

さきの大戦は、わが国にとって未曾有の事態であり、当時の国民すべてが戦争による何らかの犠牲を受けております。しかしながら、このような戦争被害につきましては、これを完全に償うことは、到底不可能であります。かけがえのない肉親を原爆により奪われた遺族の方々の心情は察するに余りあるものがありますが、空襲や艦砲射撃、さらには外地で親族を失われた方々もたくさんいらっしゃるのであります。

被爆者対策が、結局は、何らかの戦争被害をこうむっている国民の租税負担によって賄われていることを考慮するのであれば、被爆者の遺族にのみ、特別に個人的な給付を行うことは、国民的合意が到底得られないのではないかと考えるのであります。

第三は、すべての被爆者に画一的に年金を支給することとしている点についてであります。

被爆者といっても、受けた放射線の量、被爆による健康障害の程度はさまざまであり、施策の内容、必要性についても、一人一人に大きな差があると考えられます。被爆者であれば健康障害があるとしても年金を支給するということのような画一的な平等主義は、援護対策の必要度の高い人に対する適切な対応策を行うことを困難にするだけでなく、他の戦争犠牲者とはもとより一般国民との間に著しい不均衡を来し、社会的公正が確保できなくなるおそれがあると考えられます。

第四は、本法案の施行に要する経費についてであります。本法案の施行には、提案者の推計でも二千三百七十億円余の経費が必要とされており、これは、現行施策の予算の約二倍という大きなものであります。

被爆者対策の財源は国民の租税負担であります。他の戦争犠牲者に比べて、著しい不均衡が生じるような本法案の施行に必要な租税負担について、国民の合意が得られるとは到底思えないのであります。

以上申し上げましたように本法案には幾つかの基本的な問題があり、自由民主党としては、到底賛同はできず、現行の原爆二法による施策を着実に充実していくことが被爆者の実情に最も適したものであり、また一般国民のコンセンサスを得られるものであると確信しているということを申し上げ、私の反対討論といたします。

○糸久八重子君 私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者等援護法案について、賛成の立場から討論を行うものであります。

一瞬にして、三十万余りのとうとい命を奪った原子爆弾が投下されてから、ことしで、はや四十四年が経過しております。広島、長崎に対する原爆投下は、人類史上類を見ない未曾有の悲惨事であり、放射能と熱線と爆風により、大量無差別に幾多の生命を奪い、想像を絶する生き地獄をもたらしたのであります。また、辛うじて死を免れた人々も、生涯消えることのない傷痕と原爆後遺症に苦しみ続け、今日まで、やっとの思いで生きてきたというのが実態であります。

政府は現在、いわゆる原爆二法をもって被爆者の救済に当たっておりますが、その中身が極めて不十分で、被爆者の満足すべきものでないことは過去の国会審議の中でもたびたび指摘されてきたところであります。この人類史上類を見ない悲劇に、当然責めを負うべき政府が、この問題に対する

責任をあいまいにし続け、原爆投下の最大の犠牲者である死没者やその遺族に対して、一言の弔意すらあらわさないばかりか、特段の生活援助もしておりません。ここに、現行二法の最大の欠陥が指摘できるのであります。

このような見地から、我々は、原子爆弾の被害者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、被爆者等を援護するため、医療の給付を行うほか、被爆者年金の支給や遺族に対する特別給付金の支給等の措置を講ずる必要があると信ずるものであります。

これまで、政府の戦争被害者に対する施策は軍人軍属等に限定し、原爆被爆者や一般戦災者に対しては、いわゆる戦争被害受忍論を盾に一貫してこれを拒否し続けてきたのであります。しかし、こうした政府のやり方は、政府の戦争責任に言及するまでもなく、当時、戦場も銃後もなく、強制的に戦争の遂行に協力させられた国民感情からしても到底納得のいかないところなのであります。特に、原爆被害は、その非人道性や放射線による後遺症など際立った特殊性を有し、人間として、到底受忍できる被害でないことは明らかであり、援護措置を講ずる必要性が大きいと言わざるを得ないのであります。

被爆者は、高齢化し、放射線障害による健康不安に悩まされ、働きたくても働けず、病苦、貧困、孤独の三重苦の中で暮らしています。被爆者は、被爆者に被爆五十周年はないと叫び続けてきました。心と体と暮らしの三重苦にさいなまれて

いる被爆者をこれ以上放置することは、断じて許されません。援護法の制定は、再び戦争を起こさないことを宣明した我が国の非核政策と一体のものであり、憲法前文の趣旨にも合致するものであると信ずるのであります。

私は、委員の皆様方の援護法制定への勇断を期待し、本法案成立を強く求めて、賛成討論とさせていただきます。

○委員長(浜本万三君) 他に御意見もないよう

すから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

原子爆弾被爆者等援護法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(浜本万三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浜本万三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浜本万三君) 次に、請願の審査を行います。

第七七号国民年金等公的年金の改悪反対、改善に関する請願外千二百七十件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第九一号脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願外百二十一件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第七七号国民年金等公的年金の改悪反対、改善に関する請願外千四百四十八件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浜本万三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浜本万三君) 御異議ないと認め、さよう

三九二号)

一、年金制度改善に関する請願(第四三九六号)

一、年金の改悪反対、改善に関する請願(第四四〇〇号)(第四四〇一号)(第四四〇二号)(第四四〇三号)(第四四〇四号)(第四四〇五号)(第四四〇六号)(第四四〇七号)(第四四〇八号)(第四四〇九号)(第四四一〇号)(第四四一一号)(第四四一二号)(第四四一三号)

一、年金制度改善に関する請願(第四四一四号)

(第四四一六号)

一、看護職員百万人体制の確立に関する請願(第四四一七号)

一、年金制度改善に関する請願(第四四二一号)(第四四二二号)(第四四二五号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四四二七号)(第四四三三号)(第四四三六号)(第四四四〇号)

一、年金制度改善に関する請願(第四四四一号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四四四三号)

一、年金制度改善に関する請願(第四四四六号)

一、福祉の充実に関する請願(第四四五〇号)

(第四四五三号)(第四四五四号)(第四四五七号)(第四四五九号)(第四四六〇号)(第四四六一号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四四六五号)

一、年金制度改善に関する請願(第四四六六号)

(第四四七〇号)(第四四七一号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第四四七三号)(第四四七四号)(第四四七五号)(第四四七六号)(第四四七七号)(第四四七八号)(第四四七九号)(第四四八〇号)(第四四八一号)

一、保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願(第四四八二号)(第四四八三号)(第四四八四号)(第四四八五号)

一、国民医療改善に関する請願(第四四八六号)

第三八四六号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 和歌山市元寺町二ノ六 山田修平
外九百九十九名

紹介議員 日下部徳代子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八五十一号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県枕崎市宮前町二八 揚野
博行 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八五三三号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市港南区日野南四ノ二九ノ七
ノ一〇八 齊藤恵子 外九百九十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八五八八号 平成元年十二月一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 広島県豊田郡本郷町四六八ノ二
藤井正美 外四十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三八五九号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 長野県岡谷市長地四、六四〇ノ二
百瀬幸雄 外二千六百九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八六一号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県久留米市小森野町一五九
高田博文 外九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八六六号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 福岡県築上郡築城町大字築城二七
七 増田裕和 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八七三三号 平成元年十二月一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(一通)

請願者 三重県上野市朝日ヶ丘町二八六
清原清誠 外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三八七四号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町河原平田二ノ
一二 森治郎 外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八七五号 平成元年十二月一日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 大阪市東淀川区下新庄一ノ一
一八 牧克行 外五千九百五十五
名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三八七六号 平成元年十二月一日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 大阪市城東区鳴野東三ノ二三ノ一
二 水野幸子 外五千九百五十五
名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三八七八号 平成元年十二月一日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 埼玉県加須市本町一五ノ三 村山
道子 外五千五百五十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三八七九号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 石川県加賀市大聖寺神明町一 西
出俊彦 外三千九百九十五名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八八五号 平成元年十二月一日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町四ノ一六二
中村幸子 外二千九百九十九名

紹介議員 村上 公人君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第三八八六号 平成元年十二月一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県名張市桔梗ヶ丘四ノ二ノ六
九 田村友秀 外三百九十九名

紹介議員 大淵 綱子君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三八九一号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県田川市鎮西団地一八ノ五ノ
六 岩切忠敏 外九百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八九三三号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形県東田川郡余目町大字宮管根
字宮ノ前六七 上野史 外五百二
十九名

紹介議員 村田 誠静君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九〇一号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市西区持子三ノ三ノ七 塩
飽京美 外九百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九〇八号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 高知県吾川郡春野町弘岡下二、七
六七 高橋千代 外千二百五十一
名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九一〇号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府豊中市曾根東町一ノ四 佐
脇靖規 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九一二号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山口市大内御堀六三三ノ五〇 高
橋和明 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九一四号 平成元年十二月一日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 沖繩市室川二ノ一八ノ八 玉城善徳 外六千四百七十七名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三九一八号 平成元年十二月一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 石川県石川郡野々市町本町四ノ二 一ノ三四ノ三〇六 水口祐介 外二百九十八名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九二一号 平成元年十二月一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 秋田市南通亀ノ町二ノ四〇 大原宏美 外九百九十三名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九二五号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県花巻市上根子字熊堂一〇二 平賀政道 外百十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九二八号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 佐賀県唐津市双水二、〇一七 萱木正美 外千八百七十八名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九三三号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大分県杵築市南台東 江藤和夫 外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九三七号 平成元年十二月一日受理

公的年金制度の一元化を目指す年金改悪反対に関する請願

請願者 北海道虻田郡倶知安町北五条東二丁目 嵯峨秀美 外七百九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二九〇八号と同じである。

第三九三九号 平成元年十二月一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 福岡市西区生の松原一ノ一一ノ六 馬場愛子 外四千九百九十九名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九四四号 平成元年十二月一日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 名古屋守山区大字小幡字南島一七 松本健男 外九千三十名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三九四五号 平成元年十二月一日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 名古屋市南区観音町六ノ二〇 横井淳 外九千八百四十八名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三九四六号 平成元年十二月一日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区下瀬谷一ノ二六ノ六 池田一昭 外千九百七十三名

紹介議員 岡部 三郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三九四七号 平成元年十二月一日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 新潟市東中通一ノ八六社会福祉法人新潟県保育連盟理事長 広瀬勝昭 外八千七百五十七名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第三九五〇号 平成元年十二月一日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市越戸町九六ノ七 鈴木保 外千二百十八名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九五三三号 平成元年十二月二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西大寛二ノ三ノ四 柏村恵美 外九百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九六二二号 平成元年十二月二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 栃木県芳賀郡益子町大字七井八五〇ノ一〇 大塚栄 外千九百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九六四号 平成元年十二月二日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県上野市緑ヶ丘南町三、九六 九ノ一 滝和昭 外十九名

紹介議員 大瀧 絹子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九六八号 平成元年十二月二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 和歌山県西牟婁郡串本町潮岬一、五六二ノ二 安原俊子 外四千五百二十七名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九六九号 平成元年十二月二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 広島県大竹市西栄一ノ六ノ二二 石川雅治 外九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九七二二号 平成元年十二月二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 高知市横内一四四ノ一四八 影山義男 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九七三三号 平成元年十二月二日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 栃木県大田原市大神二七五 八木沢文子 外六百七十四名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九七四四号 平成元年十二月二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県浜田市日脚町二〇〇 青山実 外千八百五十五名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九八一号 平成元年十二月二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 新潟県上越市大字富岡一、三四六
ノ一 横田一 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九八二号 平成元年十二月二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県竜野市竜野町北竜野三八三
ノ一九 入江巧造 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九八四号 平成元年十二月二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 福岡県山門郡三橋町大字百町一、
五六六 藤丸絹代 外千九百九十
九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九八八号 平成元年十二月二日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市新郷町一九ノ七 西
村秀一郎 外七千五百九名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第三九八九号 平成元年十二月二日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
(三通)

請願者 北九州市八幡西区町上津役西四ノ
九ノ三四 西村賢了 外五千八十
五名

紹介議員 本村 和喜君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第三九九〇号 平成元年十二月二日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 岐阜県可児市下恵土二、八三八
酒向泰岳 外二万八千六百五十五
名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第三九九一号 平成元年十二月二日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 鹿児島市川上町一、五七二 福重
静雄 外五千八百一名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第三九九二号 平成元年十二月二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡藤沢町黄海字上曲
田一七四ノ四 藤隆一 外百十九
名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三九九七号 平成元年十二月二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 岐阜市五坪一、四五〇ノ五〇 辻
川起和 外千九百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇〇二号 平成元年十二月二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 茨城県つくば市大字前野七四〇ノ
二 倉持浩子 外千九百七十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇〇七号 平成元年十二月四日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 東京都町田市能ヶ谷町一七ノ三
近藤裕一 外千七百七十二名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇〇九号 平成元年十二月四日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町若木台一ノ四
ノ七 原田正明 外九百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇一六号 平成元年十二月四日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 青森県下北郡大間町大字奥戸字材
木一一 和田一正 外千二百六十
六名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇一七号 平成元年十二月四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 広島県豊田郡本郷町善入寺一、四
四一 北山俊夫 外四十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第四〇二二号 平成元年十二月四日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 広島県呉市阿賀南八ノ七ノ二八
高谷靖昭 外九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇二七号 平成元年十二月四日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 宮城県登米郡登米町寺前舟橋 鈴
木とき子 外千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇二九号 平成元年十二月四日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡桑田町安孫子一三一
西村勇 外四千五名

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第四〇三二号 平成元年十二月四日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 和歌山県太田四三ノ四 栗山有香
子 外九百九十九名

紹介議員 日下部権代子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇三七号 平成元年十二月四日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡桑田町蚊野一、六九
九 金子喜敬 外五千五十七名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第四〇四二号 平成元年十二月四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県松阪市内五曲町七六ノ一
田中實 外七百四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第四〇四五号 平成元年十二月四日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡敷島町中下条一、

四四〇 浅川将俊 外九百九十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇五一号 平成元年十二月四日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 大阪市淀川区十三元今里二ノ六ノ一七 和田俊雄 外五千九百五十四名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇五三号 平成元年十二月四日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大分県別府市馬場二ノ四 長友勉 外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇五八号 平成元年十二月四日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 埼玉県鳩ヶ谷市里九五八ノ一 芦田和子 外二千四百四十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇六二号 平成元年十二月四日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町吉野六五〇 斎部漢子 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇六三号 平成元年十二月四日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 埼玉県比企郡小川町大塚一、一八 水上克己 外三千七百九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇六七号 平成元年十二月四日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県新井市錦町一ノ八ノ一 霜鳥登 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇六八号 平成元年十二月四日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡巻町巻甲四、六一 五ノ三 高橋秀保 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇七一号 平成元年十二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 北九州市小倉北区中井五ノ八ノ三 二 河野和子 外九百九十九名

紹介議員 田淵 勲二君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇七二号 平成元年十二月四日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 山口県玖珂郡美川町大字南桑二、六二二 福永敦史 外五千九百九十九名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇七三号 平成元年十二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡高根町箕輪二、一二九 清水文教 外二千九百九十九名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇七五号 平成元年十二月四日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市陽西町一ノ七三 長谷川徳市 外一万七千六百三十九名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇七六号 平成元年十二月四日受理

保育所制度の充実に関する請願
請願者 鳥取県倉吉市上井七三ノ一 大橋政治 外五千六百三十八名

紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四〇七七号 平成元年十二月四日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 沖縄県名護市字稲嶺二〇 宮城幸 外六千四百六名

紹介議員 大浜 方栄君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇八四号 平成元年十二月四日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市上堂一ノ六ノ二七 斎藤夫 外百十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇八七号 平成元年十二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 茨城県土浦市中村南五ノ一ノ一 大塚ヒデ 外四百十九名

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇八八号 平成元年十二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県佐世保市二四五ノ四 岩永マ リ子 外千九名

紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四〇九〇号 平成元年十二月四日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市小目町三五四 於曾能俊一 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四〇九五号 平成元年十二月五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 広島県府中市木山町一、六九九ノ六 石井三和 外九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一〇四号 平成元年十二月五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 京都府宇治市宇治老番一四三ノ一 三 金村清子 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一〇五号 平成元年十二月五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 山形県東田川郡立川町大字狩川字 榎下二ノ一 鶴巻佳代子 外二千十九名

紹介議員 瀧上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一〇七号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 高知市神田三四七ノ四五 山部節子 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一〇九号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 東京都八王子市万町五九 武田衛 外千四十一名

紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一一〇号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大分県西国東郡真玉町白野五、一七六 森元一則 外四百七十名

紹介議員 村田 誠輝君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一一三三号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 岐阜県中津川市茄子川八二二 新田康子 外千九百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一二七号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 広島県世羅郡世羅西町小国一、八一五 長岡義泰 外六千四百二名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一一八号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 和歌山市栄谷一四〇ノ二 田中利

幸 外千三百三十五名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一二七号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(七通)
請願者 神戸市灘区一王山町四ノ二三 石中久仁 外一万九百九十九名

紹介議員 坂 正敏君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一二八号 平成元年十二月五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 広島県豊田郡本郷町南方六、五三一 田中政教 外四十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第四一三二二号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 長野県小県郡和田村一、四六八 小林洋一 外二百一名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一四一四号 平成元年十二月五日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 大阪市旭区太子橋三ノ二ノ三 河原正明 外五千九百六十三名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第二二三二号と同じである。

第四一四六号 平成元年十二月五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 石川県能美郡辰口町辰口七五ノ四 玄田和子 外二百六十名

紹介議員 栗村 和夫君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第四一四八号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県水上郡水上町石生九八四 吉住康之 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一五一号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県刈羽郡高柳町大字岡野町 藤村幸生 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一五五号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大分県速見郡日出町真那井三、三三一 三浦喜代子 外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一五七号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 佐賀県伊万里市立花町三、七八六 田中テル子 外九百五十三名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四一六六号 平成元年十二月五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 東京都杉並区和田二ノ二ノ九ノ三 〇七 前田朋子 外九百九十九名

紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第四一六七号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 川崎市中区宮内二六四宮内職員寮 齋藤孝子 外九百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二〇六号 平成元年十二月五日受理
育児休業法の早期制定に関する請願
請願者 奈良県大和高田市市場一八二ノ三 仲秀悟 外四百名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第二六九二号と同じである。

第四二一〇七号 平成元年十二月五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 三重県多気郡明和町斎宮三、二三三 〇ノ三 鈴木三徳 外千九百九十名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第四二二四号 平成元年十二月五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市山下町一、二五二ノ四 鴨志田富貴子 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二二七号 平成元年十二月五日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 佐賀市鬼丸町七ノ一八 藤谷成徹 外五千五百五十六名

紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二八号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(四通)

請願者 福岡県山門郡三橋町高畑二二二

紹介議員 松藤一 外一万三千四百五十七名

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二九号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(五通)

請願者 大分市中戸次四、一一二 永徳公

紹介議員 明 外一万八千十三名

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二〇号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(一通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 加来了栄 外一万三千九十七名

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二〇号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(一通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 加来了栄 外一万三千九十七名

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二〇号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(一通)

請願者 横浜市緑区中山町三九ノ一ノ六

紹介議員 ノ九〇六 滝口訓道 外千九百七十五名

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二〇号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(一通)

請願者 横浜市緑区中山町三九ノ一ノ六

紹介議員 ノ九〇六 滝口訓道 外千九百七十五名

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二〇号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(一通)

請願者 横浜市緑区中山町三九ノ一ノ六

紹介議員 ノ九〇六 滝口訓道 外千九百七十五名

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二〇号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(一通)

請願者 新潟県南蒲原郡中之島町中之島

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二二〇号 平成元年十二月五日受理

保育所制度の充実に關する請願(一通)

六、六五九 中島静代 外四千九百九十九名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二三二号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 広島県府中市元町四九七 寺岡泰

紹介議員 弘 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二三二号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町蓮花寺九二七

紹介議員 磯崎善次 外三千八百五十四名

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四二三二号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 和歌山県田辺市元町四八六ノ三六

紹介議員 釣本博之 外千五百六十二名

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二三二号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 和歌山県田辺市元町四八六ノ三六

紹介議員 釣本博之 外千五百六十二名

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二三二号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 香川県三豊郡三野町大見甲四、九

紹介議員 一一 三宅繁美 外五千九百九十九名

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二四四号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 香川県三豊郡三野町大見甲四、九

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二四四号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 大阪府淀川区十八条一ノ七ノ三

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二四四号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 大阪府淀川区十八条一ノ七ノ三

松林伸幸 外二十四名

紹介議員 対馬 孝且君

大学院は、學術の理論・応用を教授・研究し、學問の次代を担う研究者を養成することを目的として、近來の科學技術の著しい進歩の中でその社會的な役割は顯著に高まっている。したがって、日本國憲法と教育基本法とに基づく大学院の教育・研究條件の充實、院生・研究生の研究・生活條件の改善は、今や我が國における學術・文化の發展のために重要な社會的意義を持つに至っている。にもかかわらず、今日、大学院の研究・生活條件はとくに悪化しつつあるのが實情である。文教予算の實質的な削減の下、學費が急上昇し、初年度納入金は最近十九年間に國立大學では約三十二倍に、私立大學では約四・五倍となり、奨學金制度の貧弱さの問題とあいついで、大学院生への經濟的な負担を深刻化させてきた。さらに、平成元年四月に實施された消費稅、平成二年四月に予定されている學生・院生の國民年金一律強制加入によつて、事態はますます重大な状況にならうとしている。消費稅導入によつて、平均的な大學院生(獨身・親と別居の場合、年額六万円余りの負担増となる。しかも、「教育は非課稅」との言明に反して、歳出増加への対応を理由に國立大學學費の上乗せが行われた。これは今年度入學者のみならず、既に在學している學生・大學院生の支払う授業料にも上乗せされることとなっている。このような處理については、國立大學協會会長からも憂慮聲明が發表されている。更にこれに加えて、國民年金保險料強制加入・徴収が實施されたならば、月額八千四百円、年額十萬八千八百円が本人又は親の負担増となる。ついで、大學院がその機能を十分に發揮し國民の要請にこたえられるものになるために、必要最低限の條件である次の事項について実現を圖られたい。

一、學生・院生の國民年金一律強制加入を行わな

いこと。さらに、學生・院生の國民年金保險料

免除特別制度を制定すること。

第四二五九号 平成元年十二月六日受理

看護職員百萬人体制の確立に関する請願

請願者 熊本県荒尾市増永六七五ノ二 浦

紹介議員 田幸枝 外千二百五十九名

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第四二五九号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 三重県津市寿町三ノ二二 坂部百

紹介議員 合子 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二五七号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 岐阜県益田郡下呂町小川一、〇八

紹介議員 〇ノ一 越渡美穂 外千九百九十九名

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二五九号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町若木台五ノ一

紹介議員 一ノ二 神山直樹 外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二六四号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県春日部市緑町一ノ六ノ一〇

紹介議員 高宮浩 外九十名

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二六五号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県春日部市緑町一ノ六ノ一〇

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二六五号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県春日部市緑町一ノ六ノ一〇

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市算所五ノ九ノ二三

紹介議員 伊藤正 外七百四十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四二六九号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 千葉県柏市増尾七三ノ三四 佐藤 隆 外二百五十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四二七一号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都東久留米市小山四ノ二ノ三 七 竹村一郎 外六十一名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四二七二号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 石川県七尾市藤橋町戊部四七ノ一 一 東喜美江 外五千九百九十九名

紹介議員 谷本 巍君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二七三号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市辻三ノ三ノ二ノ二ノ 一〇八 小宮正 外八十六名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四二七五号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岐阜県中津川市中津川二、四〇八

ノ六四 安江保久 外千九百九十名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二七八号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 山形県酒田市幸町一ノ三ノ一二 村上嘉則 外五千九百六十五名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二八一号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 茨城県猿島郡猿島町大字番掛一、 五四二ノ一 木村明 外千九百九十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二八六号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都墨田区東向島四ノ三六ノ四 早川光治 外二百五十名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四二九〇号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県清水市尾羽四〇五 牧野洋 子 外千二百五十三名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四二九三号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町三ノ六五ノ一 一二 橋本光史 外三十五名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三二三号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都府中市四谷一ノ五四ノ五 太田喜代子 外千名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三二四号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都府中市白糸台四ノ四四ノ一 車返団地三ノ八ノ二〇一 林孝一 外千名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三二五号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都国立市富士見台三ノ九ノ一 高橋芳宏 外千名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三二六号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都福生市加美平一ノ二ノ一 九ノスモ二〇一 松下正代 外千名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三二七号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都府中市緑町一ノ七、六七五 河野美津子 外千名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三二八号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区春江町四ノ一二ノ 二二 渡辺光枝 外二千七百七十一名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三二九号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿三ノ五ノ三ノ 一、三一〇 松本公子 外千名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三〇号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 千葉県市川市中山一ノ二三ノ二モ ン・メソソ Bノ二〇六 下和田悟 外千名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三一号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市東中沢一ノ二ノ 五五 山根美恵子 外千名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三二号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都江東区大島八ノ三三ノ二 齊藤幸枝 外千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三三号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都府中市北山町二ノ五ノ四

鈴木芳雄 外千名

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三四号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都府中市紅葉丘一ノ二八ノ二

ノ二〇三 柴田トヨ子 外千名

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三五号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都府中市北山町四ノ五ノ六ノ

三〇五 吉安和子 外千名

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三六号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都多摩市連光寺二二四ノ一六

大津一磨 外千名

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三七号 平成元年十二月六日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区東葛西五ノ二五ノ

二 梅原恵子 外三百十二名

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四三四一号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願(三通)

請願者 東京都板橋区蓮根三ノ四ノ一一ノ
二〇一 菅原正晴 外百四十九名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三三八号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市上新井八二八ノ一〇

馬場庫雄 外百四名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三五〇号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡内原町杉崎一、八

二二ノ六 藤咲馨 外千九百九十

九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四三五一号 平成元年十二月六日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 広島県山県郡賀賀村ノ尻 児玉

園登 外二十五名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四三五三三号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区千住桜木一ノ五ノ六

名 四 高橋美代子 外二百四十九

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三五六号 平成元年十二月六日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 和歌山県日高郡美浜町田井五二二

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四三六一号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都八王子市鹿島二二ノ一ノ四

一〇 藤野豊英 外七十五名

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三六四号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県越市三久保町一一ノ七

今井千春 外百二十四名

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三七七号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都八王子市元本郷町一ノ二六

ノ二 内田英樹 外十四名

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三七〇号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都北区王子三ノ二三ノ二ノ三

〇七 川上美智子 外二千二百二十

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四三七一号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市旭区白根一ノ二〇ノ二三

寺田博 外三千三百五十八名

紹介議員 日下部徳代子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四三七二号 平成元年十二月六日受理

看護職員百万人体制の確立に関する請願

請願者 岐阜県高山市漆垣内町二二七 都

竹春男 外三百九十九名

この請願の趣旨は、第一二二一号と同じである。

第四三八一号 平成元年十二月六日受理

脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町三〇七 須藤

多恵子 外四百九十八名

この請願の趣旨は、第九一号と同じである。

第四三八六号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 千葉県柏市松葉町六ノ三六ノ一一

梅田実 外百五十二名

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三八九号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県富士見市鶴瀬西三ノ八ノ一

〇ノ三三 相沢眞里子 外四十

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四三九二号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大字菱津一ノ二二七

本間勝一 外百十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四三九六号 平成元年十二月六日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区竹の塚七ノ四ノ三ノ
四〇八 栗山きよ子 外八十三名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四〇〇号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 秋田県横手市金沢字神柳 窪田和
子 外五千六百九十三名
紹介議員 諫山 博君

すべての人々が健康やかな老後を送れることこそ人類の願いである。しかし高齢化社会を理由に、年金などの大幅削減や負担増が進められている。これは明らかに歴史の進歩に逆行することである。しかも、日本は世界でも有数の金持ち国となっている。国民の生命や健康を守り、暮らしの向上にこそ勤労の成果である社会の富を使わなければならない。そのためにも、政府が企図している年金支給開始年齢の六十五歳への繰延べや保険料引上げ等の改悪は容認することはできない。ついでに、改悪法案を直ちに廃案にすると同時に、改善部分である年金のスライド・給付増額や、共済短期の標準報酬等級表の引上げなどについては、改悪法案から切り離し直ちに実施するなど、次の事項について実現を図られたい。

一、年金支給開始年齢の六十五歳への改悪をやめること。
二、労使負担割合を三対七に改め、国庫負担を拡充して、保険料・掛金の引上げをやめること。
三、年金の最低保障を月六万円として年金水準を引き上げ、老後不安を無くす年金とすること。
年金のスライド・給付改善については、直ちに実施すること。
四、鉄道共済年金赤字の他制度への転嫁をやめ、

政府とJRの責任で解決すること。
五、共済短期の標準報酬等級表の政管健保並み上限引上げ、出産手当産後八週間支給などを直ちに実施すること。

第四四〇一号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 広島県尾道市栗原町六、二八七ノ
四 山本盛夫 外五千七百名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四〇二号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 広島県福山市佐波町八一ノ五五
日野武夫 外五千七百名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四〇三号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 広島県南区皆実町四ノ一四ノ三
浮田栄治 外五千七百名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四〇四号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 広島県因島市大浜町西組 大出功
外五千七百名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四〇五号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 広島県世羅郡甲山町西上原一、一
九五ノ二 光石泰文 外五千七百
名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四〇六号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字石
神八ノ三 大畑ひろ子 外五千七
百名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四〇七号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 仙台市若林区上飯田字土手畑一二
七ノ三 村上哲雄 外五千七百名
紹介議員 高橋 裕子君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四〇八号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 島根県松江市大野町七八〇 岩成
幸子 外五千七百名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四〇九号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 島根県八束郡玉湯町玉造一、三五
二ノ三 庄司直子 外五千七百名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四一〇号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 仙台市太白区根岸町一〇ノ一七
森川栄三 外五千七百名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四一一号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡稲川町川連字久保四
二ノ三 沓沢幸子 外五千七百名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四一二号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 秋田市新屋敷町四ノ一四 柴田主
計 外五千七百名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四一三号 平成元年十二月六日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 秋田県横手市赤坂字郷士館二五ノ
一一 柴田博男 外五千七百名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四四一四号 平成元年十二月六日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 千葉県船橋市東中山一ノ二三ノ三
森木英男 外六十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四一六号 平成元年十二月六日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都品川区西中延一ノ一〇ノ六
古郡信一 外三百六十五名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四一七号 平成元年十二月六日受理

看護職員百万人体制の確立に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町 大字安真木

三、七七九 松江利行 外千九百五十一名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第四四二二号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区南花畑三ノ八ノ一六

渡辺登 外四十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四二二号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願(一通)

請願者 東京都練馬区石神井町二ノ八ノ三

二〇五 佐藤美穂 外百二十名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四二五号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町三ノ二

一ノ一三 小坂橋茂 外百三十四名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四二七号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 東京都柏江市西和泉一ノ一四ノ二

〇四 高山久美子 外九百九十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四四三四号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 静岡県富士市大淵三、〇五一ノ一

五 米山志げ子 外九百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四四三六号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改善反対等に関する請願(一通)

請願者 鹿児島県出水市下崎町五、〇九七

安永藤枝 外千九百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四四四〇号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 宮城県多賀城市伝上山四ノ一〇ノ

一八 尾形則雄 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四四四一号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都立川市一番町六ノ一七ノ一

二五ノ二〇三 米山千賀子 外百四十七名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四四三号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 山梨県東八代郡御坂町上黒駒五、

二八四ノ七〇 梶原由美 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四四四六号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

三ノ二〇三 井出好雄 外二百三十四名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四五〇号 平成元年十二月六日受理

福祉の充実に関する請願

請願者 埼玉県春日部市花積二二七ノ一

松下哲 外八千五百名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四四五三号 平成元年十二月六日受理

福祉の充実に関する請願

請願者 埼玉県幸手市大字上高野一、四二

六 大塚しず子 外八千五百名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四四五四号 平成元年十二月六日受理

福祉の充実に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町川端一ノ八

二〇 柴崎喜久江 外八千五百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四四五七号 平成元年十二月六日受理

福祉の充実に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台二ノ

一五ノ九 西東弘二 外八千五百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四四五九号 平成元年十二月六日受理

福祉の充実に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原三ノ六

ノ一五 岡田金次郎 外八千五百名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四四六〇号 平成元年十二月六日受理

福祉の充実に関する請願

請願者 埼玉県幸手市大字上高野一、四二

六 大塚きよみ 外八千五百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四四六一号 平成元年十二月六日受理

福祉の充実に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町中島二六

清水慶子 外八千五百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四四六五号 平成元年十二月六日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 仙台市泉区将監一ノ一ノ二五

佐々木光 外二千三百六十五名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四四六六号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町四ノ二六

ノ一九 松井久子 外三十七名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四七〇号 平成元年十二月六日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 川崎市麻生区万福寺二ノ九ノ五

今西眞一 外九十八名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四七一号 平成元年十二月六日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都目黒区五本木二ノ一五ノ一
安藤恵理 外九十四名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四七三号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願(一通)
請願者 長崎市茂里町三ノ二四社会福祉法
人長崎県保育団体連合会会長 柏
木昇 外三千二百八十五名

紹介議員 初村滝一郎君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四七四号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願
請願者 岡山市石見町二ノ一 近藤連 外
四百十八名

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四七五号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願(一通)
請願者 札幌市中央区北三条西七ノ二社会
福祉法人北海道保育協議会会長
佐藤信治 外四千七十名

紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四七六号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
佐藤和義 外七千八十四名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四七七号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
吉田圓順 外五千五百七十二名

紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四七八号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願
請願者 京都市左京区下鴨半木町一ノ六京
都府婦人センター内社団法人京都
府保育協会会長 難波巖 外千六
百八十二名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四七九号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願(一通)
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
稲葉信隆 外五千六百三十名

紹介議員 鈴木 貞敏君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四八〇号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願(五通)
請願者 徳島市中常三島町一ノ二九 三木
俊治 外四千八百六十九名

紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四八一号 平成元年十二月六日受理
保育所制度の充実に係る請願
請願者 広島市中区基町一〇ノ五二 寺尾
フミユ 外一万三千七百四十六名

紹介議員 藤田 雄山君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四四八二号 平成元年十二月六日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 埼玉県秩父郡皆野町皆野一、三三
一ノ一 倉持やす子 外四千九百
四十四名

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第四四八三号 平成元年十二月六日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 熊本県上益城郡嘉島町大洲二五二
浅井耕二 外二千九百十二名

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第四四八四号 平成元年十二月六日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 福岡市早良区飯倉六ノ九ノ二〇
篠原信幸 外四千三十一名

紹介議員 合馬 敬君
この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第四四八五号 平成元年十二月六日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 群馬県佐波郡境町大字境四七六ノ
四 田中正 外四千五百九十二名

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第四四八六号 平成元年十二月六日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 大阪府西淀川区野里二ノ一八ノ二
九 竹口尚道 外八千四百八十七
名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

十二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、年金制度改善に関する請願(第四四九〇号)
(第四四九四号)(第四四九八号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四
五〇一号)

一、年金制度改善に関する請願(第四五〇二号)
(第四五〇四号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四
五〇九号)

一、年金制度改善に関する請願(第四五一〇号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四
五一三三号)

一、年金制度改善に関する請願(第四五一五号)
(第四五一七号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四
五一八号)

一、年金制度改善に関する請願(第四五一九号)
(第四五二七号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四
五三一号)

一、年金制度改善に関する請願(第四五三二号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四
五三三三号)

一、年金制度改善に関する請願(第四五三五号)
(第四五三九号)

一、保育制度の拡充と私立保育園の振興に関す
る請願(第四五四一号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四
五四四号)

一、年金制度改善に関する請願(第四五四六号)
一、国民医療改善に関する請願(第四五六三三
号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四
五六七号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
四五六九号)

一、年金制度改善に関する請願(第四五七一号)

一、年金制度の改悪反対等に関する請願（第四九五六号）（第四九五九号）

一、年金制度改善に関する請願（第四九六三三号）

一、保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願（第四九六四号）（第四九六五号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第四九六六号）

一、年金制度改善に関する請願（第四九七五号）（第四九八一号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第四九八五号）

一、保育・福祉の充実と育児休業・看護休暇の制度化に関する請願（第四九九〇号）

第四四九〇号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願（二通）

請願者 神奈川県茅ヶ崎市中海岸四ノ八ノ一 亀田明子 外百六十名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四九四号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県入間市上藤沢五九〇ノ三 岩瀬優子 外二百五名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四四九八号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ二ノ二ノ六〇七 鎌田淳代 外百二十九名

紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五〇一号 平成元年十二月七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岐阜県郡上郡八幡町小野八ノ五〇

○ 国枝寛 外九百九十九名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四五〇二号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区小台二ノ三ノ四 青木ヨシエ 外六十九名

紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五〇四号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ三三ノ二ノ九一〇 及川いみ子 外百五十八名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五〇九号 平成元年十二月七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山口市天花九七〇ノ三 重富由佳 外千九百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四五一〇号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都八王子市子安町一ノ一五ノ一〇 岩本可 外八十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五一三三号 平成元年十二月七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 奈良県五條市田園二ノ七ノ七 尾上純子 外二千九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四五一五号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡吉田町大字下吉田三、八八七 岩崎功 外八十八名

紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五一七号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 川崎市中區宮内六八五ノ五 杉野大輔 外八十名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五一八号 平成元年十二月七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願（二通）

請願者 鹿児島県国分市新町一、五四七ノ七 永山正一郎 外千九百九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四五一九号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区梅島三ノ三五ノ五 島海孝治 外五十三名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五二七号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区東保木間二ノ一六ノ一三 春川幸久 外百六十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五三一号 平成元年十二月七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山口県美祿郡美東町長田一、一七三 村田忠子 外九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四五三二号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区舎人六ノ九ノ一五ノ一〇四 石本作 外三十九名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五三三三号 平成元年十二月七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願（三通）

請願者 新潟県豊栄市柳原二ノ二ノ二三 佐藤起一 外二千九百九十九名

紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四五三三五号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都武蔵野市緑町一ノ三ノ二四 高田英子 外五十一名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五三九号 平成元年十二月七日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都台東区日本堤一ノ一〇ノ一 田戸裕子 外六十八名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五四一号 平成元年十二月七日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 奈良県橿原市葛本町三九八 佐伯

昭彦 外三千八十名

紹介議員 新坂 一雄君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四五四四号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県江南市高屋町旭一八七 佐

野洋司 外千四百九十九名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四五四六号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市豊田新田二一五 仲

葉子 外三十七名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五六三号 平成元年十二月七日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 仙台市青葉区本町二一六ノ三小

西ビル 興野義一 外四千二百七十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四五六七号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 岐阜県可児市中恵土二、九二九ノ

四グリーンタウン一〇五 澤田

誠代 外三千三百九十七名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四五六九号 平成元年十二月七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 広島県山県郡簡賀村中簡賀三三〇

ノ一 伊賀昭造 外四百五十名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四五七一号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区関原二ノ六ノ一七

小林正一 外七十四名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五七六号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区平野一ノ四ノ三ノ三

〇一 坂場康 外五十七名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五七七号 平成元年十二月七日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

園原とし 外六千四百九十九名

紹介議員 高井 和伸君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四五七八号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 京都市伏見区小栗栖北後藤町 村

井照明 外一万六千九百三十二名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四五七九号 平成元年十二月七日受理

看護職員百万人体制の確立に関する請願

請願者 茨城県勝田市勝倉一〇八 武石清

子 外千四百九十九名

紹介議員 日下部博代子君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第四五八〇号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 千葉市長作町六〇三ノ七 佐藤允

彦 外二百六十名

紹介議員 日下部博代子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五八一号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県越谷市南越谷三ノ二ノ七

反町直子 外二十五名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五八五号 平成元年十二月七日受理

脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願

請願者 長崎県佐世保市東浜町七一三ノ七

浅田信弘 外二百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第九一号と同じである。

第四五八八号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都国立市富士見台三ノ七 杉

本圭一 外二十一名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四五九四号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都目黒区青葉台三ノ八ノ八

森みつ子 外三百四十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六三一号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市末広町二ノ三ノ二

〇四 昆野清義 外二百五十八名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六三四号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市栄和三ノ二ノ二二

齊藤良明 外三十五名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六三七号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市原山三ノ六ノ一五

菊池久 外百七十四名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六三八号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 京都市山科区東野八反畑町 朝倉

俊次 外一万六千九百三十二名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四六四一号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒二ノ六ノ九

石山裕子 外八十四名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六四六号 平成元年十二月七日受理

看護職員百万人体制の確立に関する請願

請願者 新潟県見附市新町一ノ一五の二六

牧野忠 外二千五百九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第四六四七号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一ノ六五

五ノ一五 門井正尚 外百八名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六四八号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉一ノ一一ノ三

深野友春 外五十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六五二号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市鶴野森一五二ノ

四 大谷高次 外九百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四六五四号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願(一通)

請願者 東京都足立区千住東二ノ一八ノ一

四 石川歩 外三百二十二名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六五五号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 千葉市みつわ台四ノ三〇ノ八 茶

谷十来也 外百五十五名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

看護職員百万人体制の確立に関する請願

請願者 岐阜県大野郡久々野町反保 山崎

宏 外二千六百六十九名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第四六五七号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改善反対、抜本改革の実現に関する請願(一通)

請願者 山口県徳山市須々万本郷四二七

田中進 外三百五十九名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第四六五九号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口上町六四ノ一

小吹定男 外八十六名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六六〇号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区鎌田一ノ一五ノ一

六 本間裕亮 外六十四名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六六二号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字橋津五三五ノ一

上野通宏 外二千三百四十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四六六六号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田四ノ二二ノ一

ノ四〇一 稲葉綾子 外四十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六六九号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市日出町一九ノ二二

斎藤祐治 外百十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四六七〇号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改善反対等に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市今林四九〇ノ二 村

岡陽一 外八百七十七名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四六七一号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県川口市大字新堀六二〇ノ一

米山栄浩 外七十八名

紹介議員 谷本 嶺君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六七四号 平成元年十二月七日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤九ノ一九ノ九

方波見猛 外千名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四六八一号 平成元年十二月七日受理

中国残留邦人の帰国方法の改善に関する請願

請願者 東京都中野区白鷺一ノ一ノ五 大

波玲子 外二百三十四名

紹介議員 片上 公人君

現在厚生省の主導の下に行われている、中国残留

邦人の日本帰国は、手続方法について不公平な点、改善を要する点がある。訪日肉親捜し等によっても、身元が判明しない残留孤児の人たちの帰国は、現在複雑な手続を要しないで行われている。しかしながら、訪日肉親捜し等によって、身元が判明した残留孤児や、身元がもともと判明している残留婦人の場合は、日本に帰国するのには、肉親の同意を必要としたり、身元引受人による諸手続を必要とする等、制約があるため、日本帰国が著しく阻害されている実情にある。このため、多くの身元判明残留孤児や残留婦人の人たちが涙を流して、私たちボランティアに対して、この不公平・不合理を訴えている。戦争による被害者としては、身元の判明・未判明は問うところではない。一様な手続方法によって、日本帰国を実現させるべきである。また、日本帰国に際して、同伴を許される家族のうち、子供に関しては二十歳以下、未婚の者という条件により一緒に帰国できず、親子がばらばらにさせられて、悲劇の元となっている。日時の経過により年をとり、年をとれば結婚するのは、人生において当然のことである。日本帰国は、日中両国政府間の取決めにあり、現在行われているのであり、それが戦後四十数年を経過したため、子供が二十歳を超え、結婚するようになったのである。これは、彼らの責任ではない。終戦後の海外からの引揚げと同様に、子供の年齢や結婚の有無にかかわらず、家族同伴で日本に帰国させるべきである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、中国残留邦人の日本帰国に当たっては、身元判明孤児・残留婦人についても、身元未判明孤児と同様な手続方法によって、日本帰国を実現させること。

二、中国残留邦人の日本帰国の際には、年齢・結婚の有無にかかわらず、家族全員の同伴を認めること。

第四六八二号 平成元年十二月七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市陸町三二〇 野沢正子 外八百六十六名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四六八三号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町地領八三八ノ二 岡田敏実 外五千七百七十四名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四六八四号 平成元年十二月七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 京都市中京区壬生西大竹町二七加藤修三 外二千七百七十七名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四六八七号 平成元年十二月七日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町九、五〇八ノ一 竹村たまゑ 外百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四六八八号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区鎌田一ノ一五ノ一 鈴木典彦 外百七十八名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六九一号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 三重県四日市市生桑町五八六 宇

佐美真 外二万六百三十八名

紹介議員 井上 哲夫君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四六九三三号 平成元年十二月七日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 茨城県取手市新町二ノ二八 服部勝良 外六十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四六九五号 平成元年十二月七日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 香川県高松市番町一ノ一〇ノ三七 増田実昭 外四千二百六十九名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第三七一十九号と同じである。

第四六九六号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 熊本県荒尾市金山一、一七八ノ一 五 寺本公祐 外二千四百七十一名

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四六九七号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 東京都台東区蔵前四ノ一〇一ノ一〇 山根道邦 外七千九百八十六名

紹介議員 宮田 輝君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四六九八号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡奈留町浦郷七三二ノ五八 柿森久雄 外三万六千三百四十名

紹介議員 初村浩一郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四六九九号 平成元年十二月七日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 多田誠一 外六千九百二十八名

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第三七一十九号と同じである。

第四七〇〇号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 三重県上野市緑ヶ丘西町二、四三 五ノ一 森下達也 外二万二千三百十六名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四七〇一号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 横浜市鶴見区東寺尾一ノ三五ノ一 四 長谷川兆 外二千九百五十六名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四七〇二号 平成元年十二月七日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 鈴木萬吏 外四千四百十九名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第三七一十九号と同じである。

第四七〇三三号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 北海道上磯郡木古内町六六九 多田勝 外一万五千四百七十七名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四七〇四号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 京都市右京区西京極葛野町四北 川亮 外一万六千九百三十二名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四七〇五号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 名古屋市中区天塚町一ノ二八 西村正義 外八千五百八十八名

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四七〇六号 平成元年十二月七日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 徳島市中昭和町一ノ二 若松定義 外二千七百三十一名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四七〇七号 平成元年十二月七日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 福井市毛谷一ノ五ノ二七社会福祉法人福井県社会福祉協議会会長 市橋督 外二千八百五十名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三七一十九号と同じである。

第四七〇八号 平成元年十二月七日受理

保育所制度の充実に関する請願(九通)

請願者 富山市堀川四五五社会福祉法人富山県保育連絡協議会会長 小島隆岳 外九千四百四十二名

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四七二〇号 平成元年十二月七日受理
国民医療改善に関する請願(二通)
請願者 東京都板橋区大和町三ノ一四 杉山長雄 外二千二百五十名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四七二三号 平成元年十二月七日受理
国民医療の改善に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市潮江三ノ二二ノ四 田中チヨコ 外二千二百二十一名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三〇四一号と同じである。

第四七二九号 平成元年十二月八日受理
看護職員百万人体制の確立に関する請願(二通)
請願者 福岡県山田市大字山田五二六ノ九 松岡源太郎 外一万八千一百一十一名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第四七四〇号 平成元年十二月八日受理
暮らしと福祉の充実に関する請願
請願者 大阪府松原市三宅中五ノ一四ノ一 七 西田源治 外百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君
私たちは、三年間にわたって「暮らしと福祉・地方自治を守る」国会請願を行ってきた。ところが、私たち国民の意に反して、福祉と医療、教育など暮らしにかかわる制度の国庫負担率の切下げが恒久化され、同時に公約違反の消費税も強行実施された。そのために、地方財政は大きく圧迫されるとともに、住民負担は年々重くなり、住民サービスも切り下げられている。しかも、福祉行政

の引締め、「適正化」によって、尊い命が奪われるなど人権侵害は依然として跡を断たない。すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない(憲法第二十五条)など、国民主権と基本的人権の保障を高らかにうたった憲法の理念を全面的に実施することが、今日とりわけ重要である。ついで、国民生活を犠牲にする政府の政策を改めて、軍事費を削って国民の暮らしの向上を図るよう、次の事項について実現を図られたい。

一、生活保護の申請拒否や扶養の押し付けをやめ、基準額を大幅に引き上げること。
二、年金の支給開始年齢の六十五歳への繰延べ、保険料の引上げなどをやめ、安心して暮らせる年金制度にすること。
三、児童手当の額を引き上げ、第一子から高卒まで給付し、労働者負担としないこと。
四、国民健康保険の新たな改悪をやめ、保険料(税)を引き下げ、保険証を無条件で交付すること。

五、老人医療費の自己負担増(定率化)をせず、無料制度を復活すること。
六、子供の生活と女性の働く権利を守るために、零歳から学童期までの公的保育制度を確立・拡充すること。保育所入所の制限を緩和し、保育料を大幅に引き下げること。
七、児童・高齢者・障害者の福祉施設・在宅福祉制度を国の責任と負担で拡充し、費用負担を軽減すること。

第四七四六号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都立川市錦町一ノ二二ノ一七 高山和彦 外六十名
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四七五〇号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 鹿児島県川辺郡川辺町田部田三、四二三 神蘭誠 外千九百九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四七五二号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都練馬区羽沢一ノ五 金沢善一 外四十二名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四七五七号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 千葉県市原市平田二〇九ノ一米 元寿尚 外四十三名
紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四七五九号 平成元年十二月八日受理
育児休業法の早期制定に関する請願
請願者 静岡県伊東市宇佐美一、五三五ノ七 稲葉昌治 外二万六千六百九十九名

紹介議員 高桑 栄松君
この請願の趣旨は、第二六九二号と同じである。

第四七六二号 平成元年十二月八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 川崎市麻生区岡上三ノ三〇二二 鈴木美保 外千九百九十九名
紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四七六五号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 千葉県市川市八幡五ノ一六ノ二五 小林ひかり 外六十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四七七三号 平成元年十二月八日受理
公的年金制度の一元化を目指す年金改悪反対に関する請願(二通)
請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 湯本幸子 外三千六百十名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二九〇八号と同じである。

第四七七八号 平成元年十二月八日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 埼玉県三郷市早稲田五ノ六ノ一八 小林久夫 外七十四名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四七九三号 平成元年十二月八日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願
請願者 香川県高松市今里町六五ノ二アベール今里二〇二 松本あきこ 外四千名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四七九四号 平成元年十二月八日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願
請願者 香川県高松市新田町甲九一九ノ四 久保賢一 外四千名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四七九五号 平成元年十二月八日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願
請願者 香川県高松市新田町甲二、一四〇
ノ四 森岡定市 外四千六十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四七九九号 平成元年十二月八日受理
年金・健保改悪反対に関する請願
請願者 神戸市兵庫区羽坂通り四ノ一ノ一
ノ二、〇二二 藤九文代 外千名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六九〇号と同じである。

第四八一五号 平成元年十二月八日受理
福祉の充実に関する請願
請願者 横浜市緑区池辺町二、一〇二 中
山登志子 外九千八百十名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四八一九号 平成元年十二月八日受理
福祉の充実に関する請願
請願者 横浜市中区根岸旭台六二 下村と
き子 外七千名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第四八二二号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都足立区鹿浜五ノ二四ノ七ノ
四〇二 小澤捷三 外二百三十九
名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八二三号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 千葉県富津市湊五七五ノ一〇 佐
久間正数 外五十名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八二四号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 川崎市宮前区神木一ノ七ノ三六
杉崎孝雄 外九十四名

紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八二六号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都北区赤羽台二ノ四ノ二五ノ
三二二 川崎孝一 外三十三名

紹介議員 森 暢子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八二八号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岐阜県大垣市花園町三ノ七ノ二
下田勇 外千九百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四八三一号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都江戸川区北小岩五ノ一四ノ
二 山路昌雄 外百六十三名

紹介議員 飯 正敏君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

年金制度改善に関する請願

請願者 東京都足立区花畑二ノ一〇ノ二二
藤代ゆき 外六十四名
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八三六号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市昭和一ノ二ノ一
加藤茂 外千一百一名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四八三七号 平成元年十二月八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県上野市下神戸二、七五六
藤井稔也 外九十九名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第四八三九号 平成元年十二月八日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸四ノ三四ノ九
浅岡エツ 外四百九十九名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第四八四〇号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市島町二五一ノ四 片
貝勝 外三十三名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四八四一号 平成元年十二月八日受理
国民医療改善に関する請願

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四八四二号 平成元年十二月八日受理
年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関する請
願

請願者 埼玉県上尾市西上尾第一団地三ノ
一三ノ一〇一 元山欣之 外三千
八百十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第四八四三号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎三ノ三五ノ八
田中隆子 外九千八百二十名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第四八四四号 平成元年十二月八日受理
国民医療改善に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市坂下四ノ一六ノ一
七 田島孝弥 外千五百十五名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四八四八号 平成元年十二月八日受理
国民医療改善に関する請願

請願者 長崎市長崎市山町三ノ一四 里見正
義 外八千八百六十八名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四八五〇号 平成元年十二月八日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ一
二 杉本敏雄 外一万四千四百三
十七名

紹介議員 田中 正巳君 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第四八五一号 平成元年十二月八日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願
請願者 石川県金沢市本多町三ノ一〇
砂走孝順 外一万三名
紹介議員 香掛 哲男君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第四八五二号 平成元年十二月八日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願
請願者 佐賀市鬼丸町七ノ一八 柴田良道
外三万五千三百七十九名
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第四八五三号 平成元年十二月八日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願
請願者 神戸市中央区坂口通二ノ一ノ一八
西川全彦 外二万三千三十九名
紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第四八五四号 平成元年十二月八日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨半木町一ノ六京
都府婦人センター内社会福祉法人
日本保育協会京都府支部長 難波
巖 外七千四百四十三名
紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第四八五五号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 愛知県海部郡佐織町大字草平新田
宇南田名一〇 前田忠洋 外一万
八千七百六十五名

紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四八五六号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 千葉県市川市北国分一ノ二二ノ二
三 川副孝夫 外六千三百二十三
名
紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四八五七号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三
松尾龍一 外三千三百二十二名
紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四八五八号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 名古屋市中区千種区下方町三ノ三 平
岩善夫 外一万四千四百三名
紹介議員 吉川 博君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四八五九号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願(五通)
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
増田久子 外九千三百二十九名
紹介議員 石井 道子君
この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第四八六四号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都中野区丸山二ノ二七ノ九
森下満 外十八名
紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八六五号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市岩槻二、九七七ノ四
酒井誠一朗 外二十一名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八六八号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 東京都文京区本郷七ノ三ノ一 菅
原良次 外一万三百六十名
紹介議員 野末 陳平君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四八七一号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 神戸市垂水区東舞子町六ノ一六ノ
四一五 藤田芳朗 外千四百五十
七名
紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四八七二号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 川崎市高津区千代六六三 斉藤誠
外九百九十九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四八七四号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 栃木県那須郡黒羽町黒羽向町四三
九 山下繁 外千九百九十九名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四八七五号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 埼玉県越谷市登戸町四四ノ二二
平井文子 外三十九名
紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八八二号 平成元年十二月八日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 佐賀県佐賀郡大和町大字久池井八
二四ノ一五 持永由起子 外二百
名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第四八八五号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都大田区上池台三ノ一五ノ一
八 草間則宏 外三十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八八六号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 秋田市飯島松根東町五ノ四九 保
坂智志 外百十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四八九〇号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂三ノ二三ノ三ノ
二〇五 豊嶋正幸 外六十七名
紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八九六号 平成元年十二月八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 福岡県大牟田市曙町 笠原信一
外九百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四八九八号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 千葉県船橋市印内二ノ六ノ一八ノ
二〇二 関芳男 外百二十名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四八九九号 平成元年十二月八日受理
公的年金制度の一元化を目指す年金改悪反対に
関する請願

請願者 札幌市中央区南十七条西五丁目
小川昌子 外七百三十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二九〇八号と同じである。

第四九〇三号 平成元年十二月八日受理
被爆者援護法の制定に関する請願

請願者 宮崎市大字恒久五九九ノ一メゾン
ナガトモ一〇七 金丸正幸 外千
九百九十九名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四九〇七号 平成元年十二月八日受理
被爆者援護法の制定に関する請願

請願者 宮崎市大字本郷北方四、三三七ノ
三二 木内眞太郎 外千九百九十
九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

請願者 宮崎県北諸郡高城町大字穂満坊
二、五五三 重永博幸 外千九百
九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四九一一号 平成元年十二月八日受理
被爆者援護法の制定に関する請願

請願者 宮崎県北諸郡高城町大字穂満坊
二、五五三 新地多恵子 外千九
百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四九一三号 平成元年十二月八日受理
被爆者援護法の制定に関する請願

請願者 宮崎県北諸郡高城町大字穂満坊
二、九七五 塚脇正光 外千九百
九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四九一七号 平成元年十二月八日受理
年金の改悪反対、改善に関する請願

請願者 鳥取市布勢五七〇一 吉田明子
外二万七千八百八十八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四四〇〇号と同じである。

第四九二〇号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 大阪市淀川区西三国三丁目 佐々
木美千子 外二万四千四百四十八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

する請願
請願者 愛知県知多郡美浜町大字河和字六
反田一七一 鈴木香代子 外四百
十一名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二九〇八号と同じである。

第四九二四号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区鎌田一ノ一五ノ一
六ノBノ二〇三 関口正男 外百
八十三名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四九二六号 平成元年十二月八日受理
国民医療の改善に関する請願(二通)

請願者 京都市上京区室町通上御霊前下ル
上柳原町 浅田利一 外九千二十
四名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第三〇四一号と同じである。

第四九二九号 平成元年十二月八日受理
国民医療改善に関する請願

請願者 静岡県熱海市泉二七〇ノ四 鈴木
実 外百九十九名

紹介議員 櫻井 規順君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四九三八号 平成元年十二月八日受理
暮らしと福祉の充実に関する請願

請願者 大阪府松原市小川町一五五ノ九
西田春豊 外百七十八名

紹介議員 古川三郎君

この請願の趣旨は、第四七四〇号と同じである。

暮らしと福祉の充実に関する請願
請願者 東京都練馬区上石神井二ノ二二ノ
五福寿莊 山田節子 外百九十九
名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第四七四〇号と同じである。

第四九四八号 平成元年十二月八日受理
暮らしと福祉の充実に関する請願

請願者 東京都東久留米市八幡町三ノ一三
ノ二三 藤田いずみ 外百九十九
名

紹介議員 高井 和伸君

この請願の趣旨は、第四七四〇号と同じである。

第四九五三三号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 名古屋市千種区新池町四ノ三ノ三
堀井千代子 外九千二十四名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第四九五四四号 平成元年十二月八日受理
国民医療改善に関する請願

請願者 愛知県尾西市小信中島字仁井西五
四ノ四 城後俊明 外三千名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五六号と同じである。

第四九五六号 平成元年十二月八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 新潟県加茂市大字下高柳九〇六
中野津久夫 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四九〇八号 平成元年十二月八日受理
被爆者援護法の制定に関する請願

請願者 和歌山市和歌浦東三ノ六ノ三五若
潮寮 山田聡士 外千九百九十九
名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第四九六三三号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県上尾市大字上野八三ノ六八
篠原和子 外百三十五名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四九六四号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
(一通)

請願者 横浜市中区西寺尾三ノ六ノ一
二 武藤信治 外三千九百五十三
名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四九六五号 平成元年十二月八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三
山崎喜久雄 外三千三百二十六名

紹介議員 藤田 雄山君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四九六六号 平成元年十二月八日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 三重県四日市市海山道町一ノ一三
四 林成典 外一万四千四百二十
二名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三七一十九号と同じである。

第四九七五号 平成元年十二月八日受理

平成二年一月八日印刷

年金制度改善に関する請願
請願者 東京都足立区島根一ノ八ノ一〇
登内照子 外百三十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四九八一号 平成元年十二月八日受理
年金制度改善に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区天王町二ノ四二
ノ二 岡田恵子 外六十一名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第四九八五号 平成元年十二月八日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
吉田公子 外三千七百名

紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第三七一十九号と同じである。

第四九九〇号 平成元年十二月八日受理
保育・福祉の充実に育児休業・看護休暇の制度化
に関する請願

請願者 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東二ノ一
二ノ一七 西村孝二 外四百四十
九名

紹介議員 山中 郁子君

子供たちの健全な成長のためには、小・中・高
校の四十人学級、更に三十五人以下学級の実現、
大規模校解消、高校入試制度の改善などと併せ
て、教職員がその能力を教育活動に十分発揮でき
るよう、そのための条件整備が求められている。
母性を持つ婦人教職員にとっては、出産・育児が
働き続ける上で大きな問題となっている。女子差
別撤廃条約等でも、仕事と家庭の両立が可能にな
るように社会的条件を整備することは政府の責任
であるとしているが、我が国では行政改革の名の
下に保育所予算の削減を始め、福祉切捨てが進ん

平成二年一月九日発行

でいる。学校現場では出産した教員のほとんどが
育児休業をとっており、「教員以外の職員にも育
児休業を」との要求は極めて強いものがある。そ
の上、昭和六十三年、教職員や多くの国民の反対
を押し切って強行された教育公務員特例法等一部
「改正」法の施行により、教員の条件付採用期間が
六箇月から一年に延長されたことに伴い、今まで
採用後六箇月で育児休業を取得できた婦人教員の
既得権は大きく奪われた。また、教員免許法の一部
「改正」に伴って、免許の上進の際の十五年〇単位
に関する経過措置において、産休・育休が在職年
数に通算されないため、出産経験者が極めて不利
な状況に置かれている。これは女子差別撤廃条約
の理念に反する取扱いであり、多くの婦人教員の
怒りを買っている。ついては、次の事項について
早急に実現を図らねばならない。

- 一、婦人の働く権利を守るため、保育・福祉を充
実し、育児休業・看護休暇を制度化すること。
- 1 婦人の働く権利と子供の健全な発達を保
障するため、零歳児保育・実態に見合った保
育時間・保育料引下げなど公的保育の拡充と
学童保育の制度化を行うこと。
- 2 老人福祉制度・施設、医療制度を国・自治
体の責任で充実させること。
- 3 一歳未満児を育てるすべての男女労働者を
対象に、本人の選択、代替要員の配置、原職
復帰、有給を原則とする育児休業を制度化す
ること。
- 4 希望するすべての労働者を対象に、必要と
する期間、代替要員の配置、原職復帰、有給
を原則とする看護休暇を制度化すること。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C